

第Ⅲ編 一般災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 苅田町災害対策本部等の組織体制の確立

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第 1 苅田町災害対策本部等の組織計画	☐ 全課	☐ 総務課危機管理室 ☐ 総務課

～基本方針～

本町において基本法第2条第1項に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害予防および災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、基本法（昭和36年法律第223号）および「苅田町災害対策本部条例」等に基づき「苅田町災害対策本部（以下、町災害対策本部という。）」を設置し、緊密な連絡並びに協力のもとで災害応急対策を実施する。

なお、町災害対策本部を設置するには至らない程度の災害については、町災害対策本部に準じた「町災害警戒本部体制」を整えるなどして事態の対処にあたるものとする。

第1項 苅田町災害対策本部等の組織計画

第1. 町災害対策本部の組織計画

町災害対策本部には、本部長、副本部長のもと班長、班員を配備し、消防本部（苅田消防署）、国、県並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の協力を得ながら応急対策を実施する。

本部長は、町長をもってあて、本部長は町災害対策本部の事務を総括し、各班員を指揮監督する。

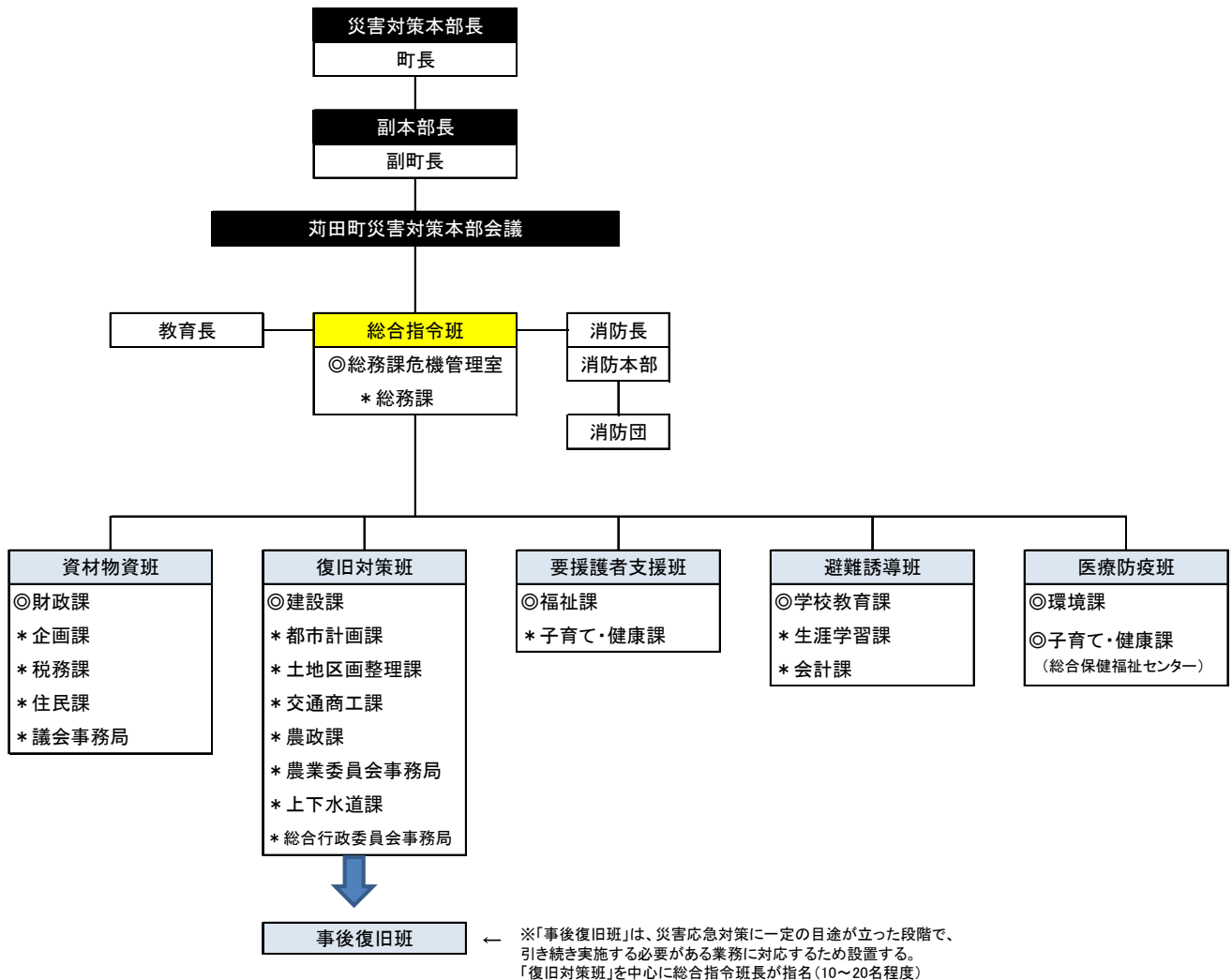
副本部長は、副町長をもってあて、副本部長は本部長を助けて本部長が不在または連絡不能の場合にはその職務を代理する。

町災害対策本部員は、本部長の命を受け、町災害対策本部の事務に従事する。

町災害対策本部には、本部長、副本部長、苅田町災害対策本部会議の下部支援組織として、次に示すような各対策班を置く。ただし、本部長が特に必要であると認めるときは、これ以外の班を別途編成して配置することができる。

【苅田町災害対策本部編成図】

令和4年4月現在



【荏田町災害対策本部の班編制】

班 名	分 掌 事 務 の 大 綱	班 構 成
総合指令班	① 町災害対策本部長、町災害対策副本部長の防災対応支援に関する事 ② 町災害対策本部会議の運営に関する事 ③ 災害対応の組織運営に関する事 ④ 避難指示等の発令に関する事、およびその他本部長命令の伝達・指示に関する事 ⑤ 町防災会議の各委員その他関係防災機関との災害対応の連絡調整、応援要請に関する事 ⑥ 災害救助法適用の調整に関する事 ⑦ 災害対応の連絡調整の総括に関する事 ⑧ 職員の動員配備、参集状況に関する事 ⑨ 災害情報(被害情報)の收集整理に関する事 ⑩ 災害予警報の情報収集に関する事 ⑪ 災害状況の分析に関する事 ⑫ 防災関係機関の災害対応状況に関する事 ⑬ 防災行政無線の統括運用、通信機器確保に関する事 ⑭ 災害対策情報の広報に関する事 ⑮ 災害記録に関する事	◎総務課危機管理室 ＊総務課 ◎消防長 ◎教育長
資材物資班	① 各種防災資機材の確保・供給に関する事 ② ボランティアの応援受入れ・調整に関する事 ③ 自衛隊その他機関からの応援受入れ・調整に関する事 ④ 救援物資等の受入れ、調達・供給に関する事 ⑤ 救援物資供給体制の確立に関する事	◎財政課 ＊企画課 ＊税務課 ＊住民課 ＊議会事務局
復旧対策班	① 住民の救出に関する事 ② 二次災害防止に関する事 ③ 危険地域、危険構造物の判定、立入制限に関する事 ④ 緊急輸送路確保に関する事 ⑤ 被災現場における災害対策活動に関する事 ⑥ その他各種施設・設備等の応急対策に関する事	◎建設課 ＊都市計画課 ＊土地区画整理課 ＊交通商工課 ＊農政課 ＊農業委員会 ＊上下水道課 ＊総合行政委員会
要配慮者支援班	① 避難行動要支援者の避難誘導および救護に関する事 ② 指定福祉避難所の開設・運営に関する事	◎福祉課 ＊子育て・健康課 (総合保健福祉センターを除く)
避難誘導班	① 避難指示等の実行に関する事 ② 住民の避難誘導、安全確保に関する事 ③ 指定一般避難所の開設、運営、避難者の安全確保に関する事 ④ 小・中学校との避難者の受入れ、および避難施設の調整に関する事 ⑤ その他住民対応に関する事	◎学校教育課 ＊給食センター ＊生涯学習課 ＊会計課 ＊消防本部 ＊消防団
医療防疫班	① 医療、救護に関する事 ② 医療機関などとの連絡・調整に関する事 ③ 重傷者の搬送、遺体の検視、検案に関する事 ④ 防疫、衛生に関する事	◎環境課 ＊子育て・健康課 (総合保健福祉センター)

第2. 町災害警戒本部および町災害対策本部の設置および閉鎖基準

1. 町災害警戒本部の設置

次に掲げる場合には、総務課危機管理室長は町長の指示を受け、町災害対策本部に準じた町災害警戒本部を設置し、事態の対処にあたる。

(1) 町災害警戒本部体制の発令

- 1) 町域に大雨および洪水警報または短時間豪雨（ゲリラ豪雨）に関する緊急情報や台風の暴風域圏内に入る可能性が大きい場合並びにこれらの豪雨に伴った警報の発表が確実になったとき
- 2) 前号に該当しない場合であっても、町域に洪水、暴風、高潮（津波）等の警報が発表され、既に人的被害、家屋被害等が限定的にはあるが、発生または今後の気象見通しなどによって災害発生が予想されるとき
- 3) 町域または町に隣接する地域で大規模事故や火災等が発生し、その被害が住民生活に支障をおよぼす可能性が大きくなると予想されるとき
- 4) その他、気象条件や災害の状況等から、災害に対する警戒は必要であるが町災害対策本部の設置までには至らないと判断される場合

(2) 配備体制

町災害警戒本部の配備は、警戒準備体制と災害警戒体制（第1配備）の2体制に分けて行う。その組織体制については、本編第1章第2節「動員配備計画」に準ずる。

(3) 町災害対策本部への移行

総務課危機管理室長は、町域での災害による被害発生状況等から、応急対策活動が必要と判断される場合には、すみやかに総務課長と連携しつつ町長および副町長にその旨を報告し、町災害対策本部に移行し得る体制をとるものとする。

2. 町災害対策本部の設置

- (1) 町災害対策本部は、町長の判断において設置し、町長が本部長に就任する。
- (2) 町災害対策本部の配備は、非常配備体制（第2配備）と特別非常配備体制（第3配備）の2体制に分けて行う。その組織体制については、本編第1章第2節動員配備計画に準ずるものとする。

3. 町災害警戒本部および町災害対策本部の設置基準

本町の「町災害警戒本部」または「町災害対策本部」の設置基準については、次の基準により設置する。

なお、町長はこれらの本部設置基準によるほか、住民の安全・安心確保の観点から「町災害警戒本部」や「町災害対策本部」の設置が妥当または必要であると認める場合には、その程度により必要な配備体制をとるよう、総務課危機管理室へ指示する。また、町は町災害対策本部を設置した場合には、ただちに福岡県防災危機管理局に対してその旨を報告する。

【町災害警戒本部と町災害対策本部の設置基準】

分類	体制	設置・配備の概要	配備内容
町災害警戒本部	警戒準備体制	○大雨、洪水、暴風等の「注意報」が発表され、災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき。 ○「震度4」の地震が発生した場合 ○大雨・洪水警報または暴風警報の発表が確実となる場合 ○河川氾濫や土砂災害に関する嚴重な注意が必要であると発表がなされた場合 ○「津波注意報」または「高潮注意報」が発令された場合 ○海上での災害、事故災害等の発生により災害の拡大が懸念される場合 ○町隣接地域にて災害が発生した場合	総務課危機管理室を中心に、災害準備体制に指名された者が配備につく ★災害警戒体制（第1配備）に指名された者は待機体制をとる
	災害警戒体制（第1配備）	○大雨、洪水、暴風等の「警報」が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき ○「震度5弱」の地震が発生した場合 ○大雨・洪水警報または暴風警報が発表され、災害発生のおそれが時間の経過とともに高まることが予想される場合 ○「津波警報」または「高潮警報」が発表された場合 ○海上災害、事故災害等により、人命への被害のおそれがある場合 ○町隣接地域の災害が本町域に影響または拡大してくるおそれが高い場合	総務課危機管理室を中心に、災害警戒本部体制に指名された者が配備につく ★その他町全職員は待機体制をとる
町災害対策本部	非常配備体制（第2配備）	○大雨、洪水、暴風等の「警報」が発表され、かつ広範囲で大規模な災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき、または広範囲にわたる被害が発生したとき ○「震度5強」の地震、または、町域に関わらず南海トラフ地震の想定震源域で巨大地震が発生した場合 ○県内に、気象に関する「特別警報」が発表され、災害の発生が予想されるとき ○「大津波警報」が発表された場合 ○台風や集中豪雨等による災害が発生した場合 ○海上災害、事故災害等により人命の被害が発生した場合 ○広域かつ複合災害が発生し、被害拡大が時間経過とともに確実視される場合	町災害対策本部の非常配備体制に指名された者（町職員の約半数）が配備につく ★その他町全職員は配備準備をただちに進める。
	特別非常配備体制（第3配備）	○町域で甚大な災害が発生したとき、または甚大な災害が発生するおそれがある場合で、町長（本部長）が町災害対策本部の設置が必要であると認めたとき ○「震度6弱」以上の激震、または南海トラフ地震が発生した場合 ○大規模災害が発生し、多数の人命に被害が発生した場合 ○山崩れや土石流等の大規模な土砂災害、または土砂災害が多発するなど甚大な人命被害が確実視される場合 ○巨大地震が町域または町の隣接地域で発生し、甚大な被害が発生またはその被害が拡大しつつある場合 ○津波や高潮による被害が発生した場合 ○海上災害、事故災害等により、多数の人命に被害が発生した場合 ○広域かつ複合災害が発生し、町および周辺地域に対する迅速な救急・救助活動を要する場合	町全職員がただちに特別非常配備体制につく

「図Ⅲ.1.2.1 5段階の警戒レベルと防災気象情報」は資料編参照

4. 設置場所

町災害警戒本部および町災害対策本部の設置場所は、菟田町役場（本庁舎）3階とする。

なお、本庁舎が大きく被災し、町災害対策本部の設置または災害応急対策活動が困難と判断される場合には、情報通信機能を優先して消防本部（菟田町消防署）または中央公民館を町災害対策本部の代替設置場所とする。この場合において、町は災害応急対策活動と並行して町が管理する施設に対して町災害対策本部としての使用可否などについて、ただちに調査し、すみやかに町災害対策本部の代替施設として確保するなどして、町災害対策拠点を確立する。

【町災害警戒本部、町災害対策本部の設置場所】

災害対策体制	本部の設置場所
町災害警戒本部	菟田町役場（本庁舎）3階
町災害対策本部	同上
町災害対策本部（代替施設優先順位第1位）	菟田町消防本部（菟田町消防署）
町災害対策本部（代替施設優先順位第2位）	菟田町中央公民館

5. 町災害対策本部および町災害警戒本部の閉鎖基準

- (1) 気象予警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき
- (2) 災害応急対策が完了したとき
- (3) 災害の状況に応じて本部を設置した責任者あるいは発令者が、本部の閉鎖について妥当であると認めたとき

6. 町災害対策本部設置または閉鎖の通知

本部長は、町災害対策本部を設置または閉鎖したときは、すみやかに関係機関に対しその旨を通知および報告する。

第3. 事務分掌

班	課 名	分 掌 事 務
【総合指令班】 ◎班長： 総務課危機管理室長 ○副班長： 総務課長 ◎教育長 ◎消防長	＊総務課危機管理室 ＊総務課 ＊苅田町消防本部 (苅田町消防署)	■主な分掌事務： 町災害対策本部の総括および災害や被害の情報収集、整理および広報に関すること
		<u>(1)町災害対策本部の総括に関する事項</u> 1. 会議の運営および連絡調整に関すること 2. 防災会議、県その他関係機関との連絡に関すること 3. 災害応急対策について必要な指示に関すること 4. 自衛隊の派遣要請および防災関係機関の協力要請に関すること 5. 災害救助活動の実施推進調整に関すること 6. 本部の設置または閉鎖に関すること 7. 本部の庶務に関すること 8. 自治会長や区長との連絡調整に関すること 9. 要員確保に関すること 10. 職員および消防団員の動員に関すること 11. 班内外の連絡調整に関すること 12. 災害に関わる気象情報の収集に関すること 13. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に関すること 14. 自主防災組織等との防災体制および活動調整に関すること 15. 防災行政無線等の通信に関すること 16. ヘリポート設置に関すること 17. 職員の安全衛生に関すること 18. 災害関係文書の浄書、受取および発送に関すること 19. 罹災証明書に関すること 20. 災害従事職員の公務災害に関すること 21. 災害従事町民の災害に関すること 22. 他班の分掌事務に属さないこと、あるいは調整を要すること <u>(2)災害や被害情報の収集、整理および広報に関する事項</u> 1. 災害情報(被害情報)の収集整理および連絡に関すること 2. 災害予警報の情報収集に関すること 3. 各対策班との通信連絡に関すること 4. 通信手段(携帯電話、無線機等)の確保や運用に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 防災関係機関の災害対応状況に関すること 7. 国、福岡県の災害対策に関する情報共有に関すること 8. 町職員または地元住民等からの災害情報統括並びに情報の整理・分析に関すること 9. 協力活動のための連絡調整に関すること 10. 災害資料の作成および災害記録に関すること 11. 災害時の渉外および情報提供に関すること 12. 報道機関との連絡調整に関すること 13. 住民への広報活動に関すること 14. 災害相談窓口に関すること 15. 本部長および副本部長の秘書に関すること

班	課 名	分 掌 事 務
【資材物資班】 班長： 財政課長 副班長： 税務課長 ※資材物資班には、人的支援受入れ担当と物的支援受入れ担当を置き、人的・物的支援の要請・受入れに関する総合調整を担う。	* 財政課 * 企画課 * 税務課 * 住民課 * 議会事務局	◆主な分掌事務： 各種防災資機材の確保・供給並びに人的・物的支援の受入れ総合調整に関すること 1. 各種防災資機材の確保、管理、運用に関すること 2. ボランティアの応援受入れ、調整に関すること 3. 自衛隊その他機関からの協力、応援受入れに関すること 4. 救援、支援物資の受入・調達並びに供給に関すること 5. 災害時における負傷者の搬送並びに医薬品・衛生資機材の調達および配分に関すること 6. 救援、支援物資の集配送拠点の確保、準備に関すること 7. 飲料水の供給に関すること 8. 救援物資供給体制の確立に関すること 9. 緊急輸送の調整に関すること 10. 必要車両の確保および緊急通行車両の現地運用に関すること 11. 庁用自動車の配備計画に基づく運用に関すること 12. 災害応急対策資機材の購入、集配、管理に関すること 13. 義援金品の受付、管理、配分に関すること ※人的支援受入れ担当および物的支援受入れ担当の分掌事務 ①県災害時緊急派遣チーム・災害対策現地情報連絡班の受入れ ②県(支援受入れチーム等)との連絡調整・被害状況等を踏まえた県への支援の要請等 ③支援に関する状況把握・ニーズの取りまとめ・庁内調整 ④支援組織の活動拠点の選定 ⑤支援組織の受入れおよび連絡調整体制の構築 ⑥協定を締結している市町村との連絡調整 ⑦自主的な支援の申し出先との連絡調整 ⑧ 支援の受入状況の全体管理 ⑨ 支援の継続・終了の調整

班	課 名	分 掌 事 務
【復旧対策班】 班 長： 建設課長 副班長： 都市計画課長	＊都市計画課 ＊建設課 ＊土地区画整理課 ＊交通商工課 ＊農政課 ＊農業委員会 ＊上下水道課 ＊総合行政委員会	◆主な分掌事務： 災害時における住民の緊急救出並びに町管理施設等の応急復旧対策に関すること 1. 自主防災組織および消防署、消防団並びに警察機関などと連携した住民の緊急救出に関すること 2. 河川・道路・橋梁等の被害状況調査並びに町管理施設の被害状況調査に関すること 3. 農道、ため池、水路、農地および公共施設等の農林業施設等の被害状況調査に関すること 4. 二次災害の防止に関すること 5. 危険地域、危険構造物の判定、立入制限に関すること 6. 緊急輸送路および避難路の確保等交通対策に関すること 7. 被災現場における災害応急復旧対策活動に関すること 8. 建設業者等との支援協力についての調整に関すること 9. 河川構造物や道路構造物の緊急補修、緊急規制措置に関すること 10. 応急仮設住宅の確保に関すること 11. 応急復旧対策を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関すること 12. 災害時における町施設の応急復旧対策に関すること

班	課 名	分 掌 事 務
【要配慮者支援班】 班 長： 福祉課長 副班長： 子育て・健康課長	＊福祉課 ＊子育て・健康課	◆主な分掌事務： 避難行動要支援者の避難受入れ、安全確保に関すること 1. 避難行動要支援者の避難誘導および救護に関すること 2. 男女の人権、ニーズに配慮した避難受入れに関すること 3. 指定福祉避難所の確保、開設、受入れに関すること 4. 乳幼児、児童並びに生徒の避難受入れ、保護に関すること 5. 災害時における各種福祉施設、体育および社会教育団体との協力、連携に関すること 6. 指定一般避難所における運営の支援に関すること 7. 要配慮者の医療対応に関すること

班	課 名	分 掌 事 務
【避難誘導班】 班 長： 学校教育課長 副班長： 生涯学習課長	＊学校教育課 ＊給食センター ＊生涯学習課 ＊会計課 ＊各学校 ＊消防本部 ＊消防団	◆主な分掌事務： 住民の安全確保および避難誘導と受入れに関すること 1. 指定一般避難所の開設、運営、指定一般避難所の安全確保に関すること 2. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実行に関すること 3. 住民の避難誘導、安全確保に関すること 4. 小・中学校との避難者の受入れ・避難施設の調整に関すること 5. 指定一般避難所の管理並びに運営に関すること 6. 指定一般避難所内での炊き出し支援、救護措置のための空間の確保、救援物資の配布に関すること 7. 避難者の把握に関すること(避難者名簿の作成) 8. 学校における応急教育の実施に関すること 9. 住民からの災害情報提供内容の整理や報告 10. 住民からの災害相談に関すること 11. 要搜索者名簿の作成に関すること 12. その他住民の避難誘導、指定一般避難所への受入れに関すること
【医療防疫班】 班 長： 環境課長 副班長： 総合保健福祉センター所長	＊環境課 ＊子育て・健康課 (総合保健福祉センター)	◆主な分掌事務： 医療、救護、防疫、衛生に関すること 1. 医療、救護、助産活動に関すること 2. 防疫、衛生確保活動に関すること 3. 医療関係者の確保に関すること 4. 救護所の設置、運用に関すること 5. 医療機関、医療ボランティア等との連絡調整に関すること 6. 重傷者の搬送に関すること 7. 遺体の検視および保管、埋葬に関すること 8. 災害時廃棄物処理やがれきの処理に関すること 9. 仮設トイレの確保および設置に関すること 10. 医療衛生活動に必要となる資機材や医薬品などの確保に関すること 11. 医療機関からの被害状況の集約および報告、応急復旧計画に関すること 12. 応急復旧を実施するための医療関係者に対する支援要請に関すること 13. 災害地における伝染病、感染症等の防疫・予防対策に関すること 14. 被災者へのこころのケアや栄養指導に関すること 15. その他、医療防疫活動に関すること
※消防団 消防団長 消防副団長	＊第1分団～ 第6分団	1. 消防または水防活動に関すること 2. 災害時における救助・救出活動、警戒巡視、住民の避難誘導、災害防御活動に関すること 3. 特別警戒活動に関すること

第2節 動 員 配 備

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第 1 動員配備	☐ 総合指令班	☐ 各対策班

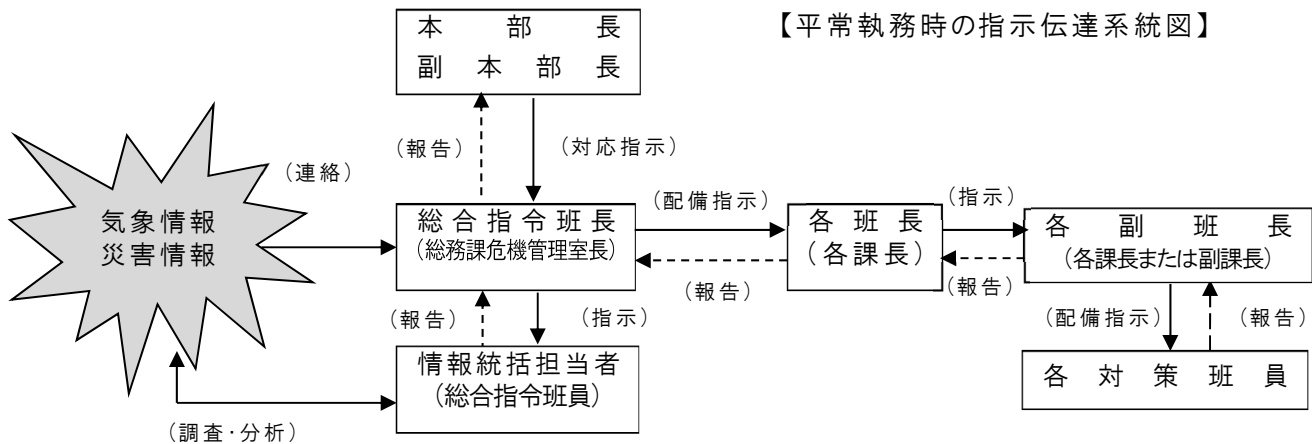
第1. 防災配備の種類

本部長あるいは総務課危機管理室長は、災害状況に応じ町災害警戒本部や町災害対策本部の体制や配置並びに動員規模について、本編第1章第1節災害対策本部等の組織計画第2に示す町災害警戒本部と町災害対策本部の設置基準に基づき決定し、直ちに町職員へ指示する。

第2. 動員要領

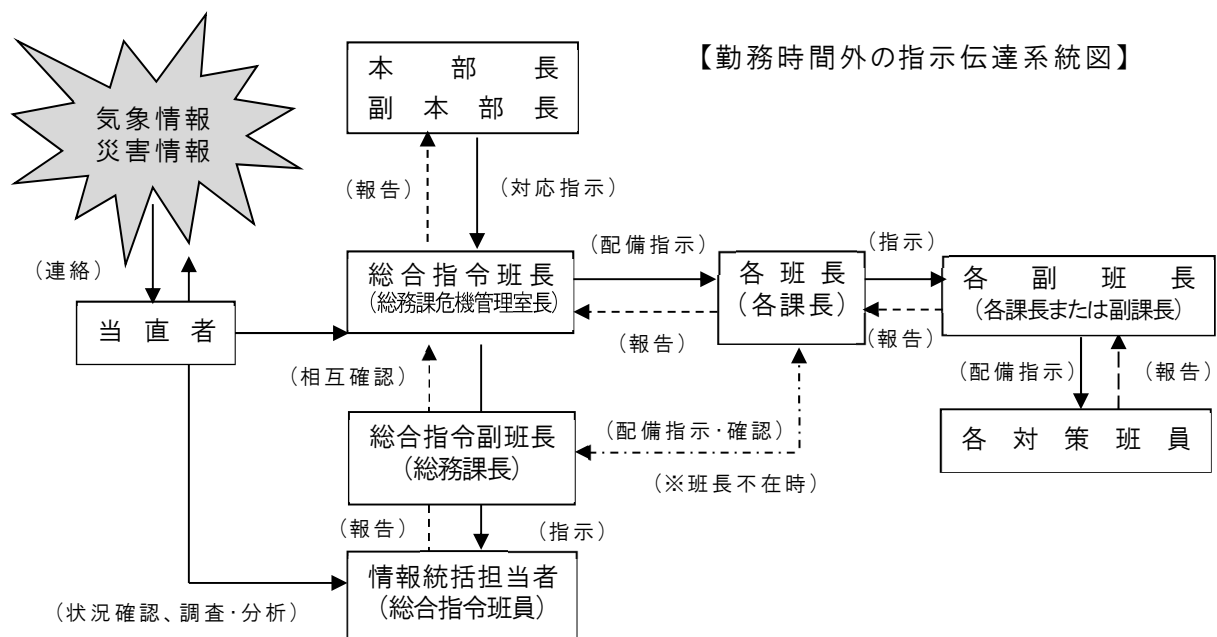
1. 平常執務時の伝達系統および方法

- (1) 町災害警戒本部または町災害対策本部を設置する場合には、総務課危機管理室長は総合指令班長として本部長（町長）の指示を受け、各班長に対して庁内放送または電話等により配備体制を指令する。各班長は、指示された配備規模の範囲内でただちに各副班長を通じて職員の配備を行う。
- (2) 配備職員は、常時その所在を明らかにしておき、災害発生が予想される事態または災害発生を知ったときには、ただちに登庁し、あるいは副班長に連絡してその指示を受けなければならない。
- (3) 町災害対策本部の各班長（町災害警戒本部各副班長）は、職員の配備を完了したときは、すみやかに直接または電話により総合指令班長へ報告する。
- (4) 総合指令班長、は班内の情報総括担当者に対し、災害の規模や状況および時間の経過とともに予想される災害態様の変化等を情報収集し、多角的に集約・分析するよう指示し、迅速かつ効果的な応急対策を検討して各班へ指示する。
- (5) 災害時の通信回線輻輳（ふくそう）を考慮し、町長、副町長並びに総務課危機管理室長は災害優先携帯電話または衛星通信を、また各班長については防災専用の携帯電話等を整備し、円滑で迅速な情報伝達体制の構築を行うように努めていく。



2. 勤務時間外における動員

- (1) 勤務時間外（夜間・休日等）の町職員動員のための連絡通知については、電話（携帯電話や携帯メール、インターネットなど）を基本とするが、諸伝達手段のうちで最も確実に早い方法を用いる。
- (2) 当直者は、次に掲げる情報を察知したときには、総合指令班長または副班長を通じ、町長および副町長に連絡し、その対応について指示を仰ぐ。
 - 1) 災害発生のおそれのある気象情報や災害関連情報が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
 - 2) 災害が発生し、緊急に必要な措置を実施する必要があるとき。
 - 3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。
- (3) 総合指令班長または副班長は、班内の情報統括担当者に対し災害規模やその状況並びに時間経過とともに予想される災害の態様変化等について、情報収集と多角的な集約・分析に努めるよう指示し、迅速かつ効果的な応急対策を検討して各班へ指示する。



(4) 職員の自主参集

- 1) 職員は、災害の発生または町災害対策本部設置を知ったとき、あるいは災害による被害の発生が予想される場合には配備命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡するなどして、その指示を受けなければならない。
- 2) 職員は、原則として所属する勤務場所に登庁する。なお、勤務場所への集合が困難で、かつ連絡も不可能な場合においては、原則として最寄りの町施設や指定一般避難所等に自主参集し、避難所担当者に対してその旨を報告し、以後の指示を仰ぐ。
- 3) 職員は、参集途上で目撃または覚知した災害情報を別添の荏田町災害時職員初動マニュアル等を示す報告事例等を参照しつつ、客観的かつ要領良くとりまとめたうえで、総合指令班の情報統括担当者に対し迅速かつ正確に報告する。

3. 職員の状況把握および業務

- (1) 職員が登庁を完了した場合には、ただちに氏名および配属班を各副班長に対し報告し、各副班長は班ごとに参集人員状況を取りまとめ「総合指令班」に報告する。
- (2) 各班統括責任者は、職員の登庁状況について「総合指令班」に定期的に報告する。
- (3) 「総合指令班」は、情報統括担当者等からの職員参集状況を踏まえ、町災害対策本部の動員状況を経時的に把握しつつ、よりの確な災害応急対策業務に移行できるように応急対策計画の検討ならびにその準備を整える。
- (4) 「総合指令班」は、各班の職員登庁状況を勘案しつつ効果的な職員配備計画を検討・立案し、本部長または副本部長の承認を得て迅速な災害応急対策を開始する。

第3. 配備体制

1. 動員配備

各配備体制における動員人員は、町災害警戒本部や町災害対策本部等の段階ごとに次のように定める。

【町災害警戒本部並びに町災害対策本部等の動員配備表】

分類	配備体制	配置予定課(班)または人員構成など	配備内容
町 災 害 警 戒 本 部	警戒準備体制	◎総務課危機管理室 ◎総務課 ◎消防本部 ◎予想される災害の態様(風水害・地震)や規模等を勘案しつつ、各課の独自活動体制人員(主に第1配備担当職員)等の中の所要人員	○総務課危機管理室を中心として災害警戒体制に指名された者が配備につく ●災害警戒本部体制に指名されたものは待機体制をとる
	配備基本方針	(予想される災害態様や規模、時間経過に伴う推移等により調整する)	
	災害警戒体制(第1配備)	◎総務課危機管理室 ◎総務課 ◎各課長又は副課長 ※消防本部および消防団 ※その他連絡班員等	○総務課危機管理室を中心として、災害警戒体制に指名された者が配備につく ○町災害対策本部体制のうち、総合指令班、要配慮者支援班、避難誘導班、資材物資班、復旧対策班等が迅速な初動活動に入れるように、所要人員を調整し配備する ●その他全職員は動員待機の体制をとる
	配備基本方針	(町災害対策本部体制を確立させる直前段階と位置づけ、災害の推移によっては町災害対策本部での災害応急対策活動に早期に移行できる体制とする)	
町 災 害 対 策 本 部	非常配備体制(第2配備)	◎総合指令班 ◎避難誘導班 ◎要配慮者支援班 ◎資材物資班 ◎復旧対策班 ◎医療防疫班	○非常配備体制に指名された町職員の約半数が配備につく ○町災害対策本部の各班が、災害応急対策の初動体制を確立できる所要の人員を調整して配置する ●その他全職員は、配備準備を進める。
	配備基本方針	(迅速に町災害対策本部体制を確立し、ただちに全庁レベルでの本格的災害応急対策活動に入れる体制とする)	
	特別非常配備(第3配備)	◎町全部署の職員がただちに町災害対策本部体制につく ◎消防本部(苅田町消防署)、消防団 ◎町の学校機関等	

※なお、町災害対策本部体制では、消防本部(苅田町消防署)は、町災害対策本部と連携して活動しつつも警戒準備体制以降の段階については、消防独自の救急・救助活動を行う。

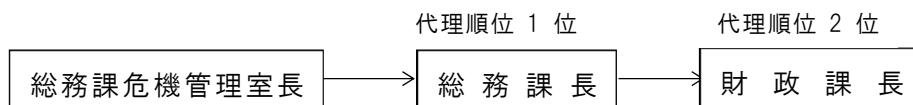
2. 意思決定権者(本部長職務など)の代理順位

町災害警戒本部および町災害対策本部設置後に自衛隊への災害派遣要請等の応急対策活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合には、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

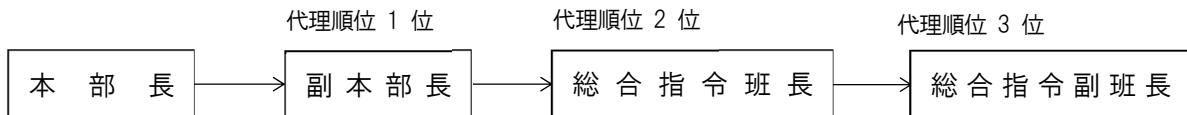
なお、この場合には代理にて意思決定を行った者は、すみやかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

その他の町警戒本部員あるいは町災害対策本部員の代理順位は、各対策班の分掌事務を優先して副班長担当者が努めることとし、代替職員の順位については次に示すとおりとする。

(1) 町災害警戒本部の場合



(2) 町災害対策本部の場合



(3) 町災害対策本部員の場合

【町災害対策本部員の代替職員】

役 職 名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
町 長	副 町 長	総務課危機管理室長
副 町 長	総務課危機管理室長	教 育 長
総合指令班長 (総務課危機管理室長)	副班長 (総務課長)	
資材物資班長 (財政課長)	副班長 (税務課長)	
復旧対策班長 (建設課長)	副班長 (都市計画課長)	
要配慮者支援班長 (福祉課長)	副班長 (子育て・健康課長)	
避難誘導班長 (学校教育課長)	副班長 (生涯学習課長)	
医療防疫班長 (環境課長)	副班長 (総合保健福祉センター所長)	

第4. 避難所担当者の配備

1. 指定一般避難所の開設

町災害対策本部が設置された場合には、町は避難誘導班を動員し、各指定一般避難所（小学校並びに公民館等）に避難所担当責任者を配置して避難所を開設・運営する。各施設の管理者は、消防団や自主防災組織および避難誘導班と協働して、住民を安全に避難所へ受け入れる。

なお、町が町災害警戒本部体制にあり、要配慮者等に対する早期の避難を促すため、高齢者等避難を発令した場合には、総務課危機管理室長は、町長に指示を仰いだうえで町災害対策本部の要配慮者支援班（福祉課、子育て・健康課）に対し避難行動要支援者の早期避難完了に向けた支援を行うように指示する。また、あわせて必要な指定一般避難所を開設し避難所担当責任者を配置するように指示する。

2. 避難所担当者の業務

- (1) 各指定一般避難所の担当責任者は、職場への自主参集がかなわずに避難所に参集した町職員を把握するとともに「総合指令班」へ報告し、当該職員がただちに実施すべき応急対策の内容について確認する。
- (2) 当該職員は避難途中にできる限り詳細な被害状況を把握し、各避難所責任者へ報告する。各担当責任者はこれらの被害状況を集約し、総合指令班の情報統括担当者へ迅速かつ確実に報告する。
- (3) 各指定一般避難所の担当責任者は、町災害対策本部総合指令班からの指示に基づき、施設職員や消防団、自治会（自主防災組織）等と協力して指定一般避難所を開設・運営するとともに、避難指示等の対象地区住民への情報伝達や避難誘導にあたる。
- (4) 住民への避難情報等の伝達や誘導に際しては消防団や自主防災組織および「要配慮者支援班」や「医療防疫班」等が連携を図りつつ、特に高齢者や障がいのある人など要配慮者に対して配慮するよう努める。
- (5) 職員の自主避難者も含めて指定一般避難所に避難した住民名簿をただちに作成し、総合指令班の「情報統括担当者」に対して定期報告を行う。また、行方不明者や孤立者が確実視される場合には、総合指令班に対したただちに状況連絡を行い警察や消防による捜索あるいは救助活動を要請する。
- (6) 避難住民に対しては、資材物資班等と連携して飲料水や食料等の緊急支援物資を必要に応じて支給する。
- (7) 定時的に人工透析治療を要する避難者または心臓病等の重傷病を抱える避難者に対しては、その様態を確認しつつ必要に応じて医療防疫班や消防本部と連携して専門病院等への移送について検討する。

なお、避難所開設や運営等の詳細については、本編第2章第4節「避難対策の実施」および「荏田町避難所開設・運営マニュアル」に準ずるものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣要請

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 災害派遣要請基準	□総合指令班	—
第2 派遣の要請種類		—
第3 災害派遣要請要領		—
第4 派遣部隊等の受入れ体制		□資材物資班 □復旧対策班
第5 自衛隊の活動内容		□資材物資班 □復旧対策班
第6 派遣部隊等の撤収要請		—

～基 本 方 針～

町は大規模な災害の発生時等において、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、その要請の基準や手順並びに要請に必要な事項および派遣部隊に要請する活動内容等を明らかにし、応急災害対策活動に万全を期するものとする。

第1項 災害派遣要請基準

第1. 災害派遣要請の基準

町長（本部長）は、大規模な災害発生時に、次の基準により県知事に対し自衛隊の災害派遣について要請を依頼する。

- (1) 天災、地変その他災害に際し、人命または財産保護のため、緊急に支援が必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、かつ自衛隊の派遣以外に適切な方法がないと認められるとき。

第2項 派遣の要請種類

第1. 災害派遣の種類

自衛隊の災害派遣は次の場合に行われる。町は、災害の態様を迅速かつ正確に把握したうえで、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

1. 要請による災害派遣（自衛隊法第83条第2項）

- (1) 天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等からの部隊等の派遣の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣。
- (2) 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの(1)の要請を待たない部隊等の派遣。

2. 近傍災害派遣（自衛隊法第83条第3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。

3. 予防派遣（防衛庁訓令）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が事態やむをえないと認めたときの部隊等の派遣。

第3項 災害派遣要請要領

第1. 派遣要請の方法

1. 派遣要請手続き

町長（本部長）が県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときには、災害派遣要請書に記載すべき事項を明らかにして、県知事に対して自衛隊（陸上自衛隊第4師団、航空自衛隊西部航空方面隊、海上自衛隊佐世保地方総監部または呉地方総監部）への派遣要請依頼を行う。

ただし、文書による依頼のいとまのない時には電話または口頭をもって県（県防災危機管理局）へ依頼するものとし、事後すみやかに依頼文書を提出する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

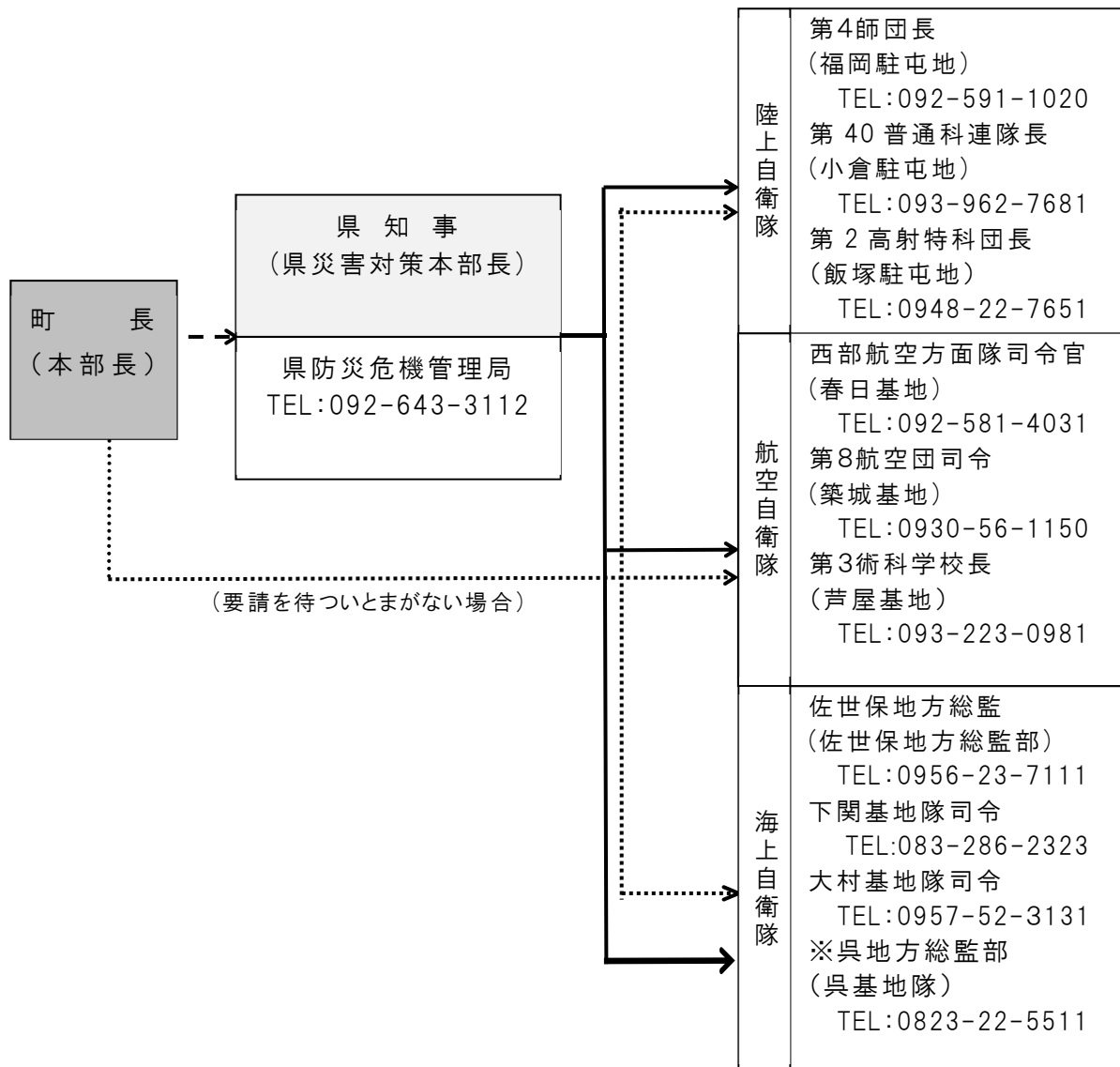
派遣要請に当たっては、原則として次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害の状況および派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2. 緊急要請

県との通信途絶等により県知事に対し前述の依頼ができない場合には、その旨および災害状況を自衛隊に直接通知する。この場合において、自衛隊は、その事態に照らして特に緊急を要し、かつ県知事からの要請を待ついとまがないと判断されるときには、部隊等を派遣することができる。町長（本部長）は、この通知を行ったときにはすみやかに県知事にその旨を通知する。

(1) 災害派遣要請系統



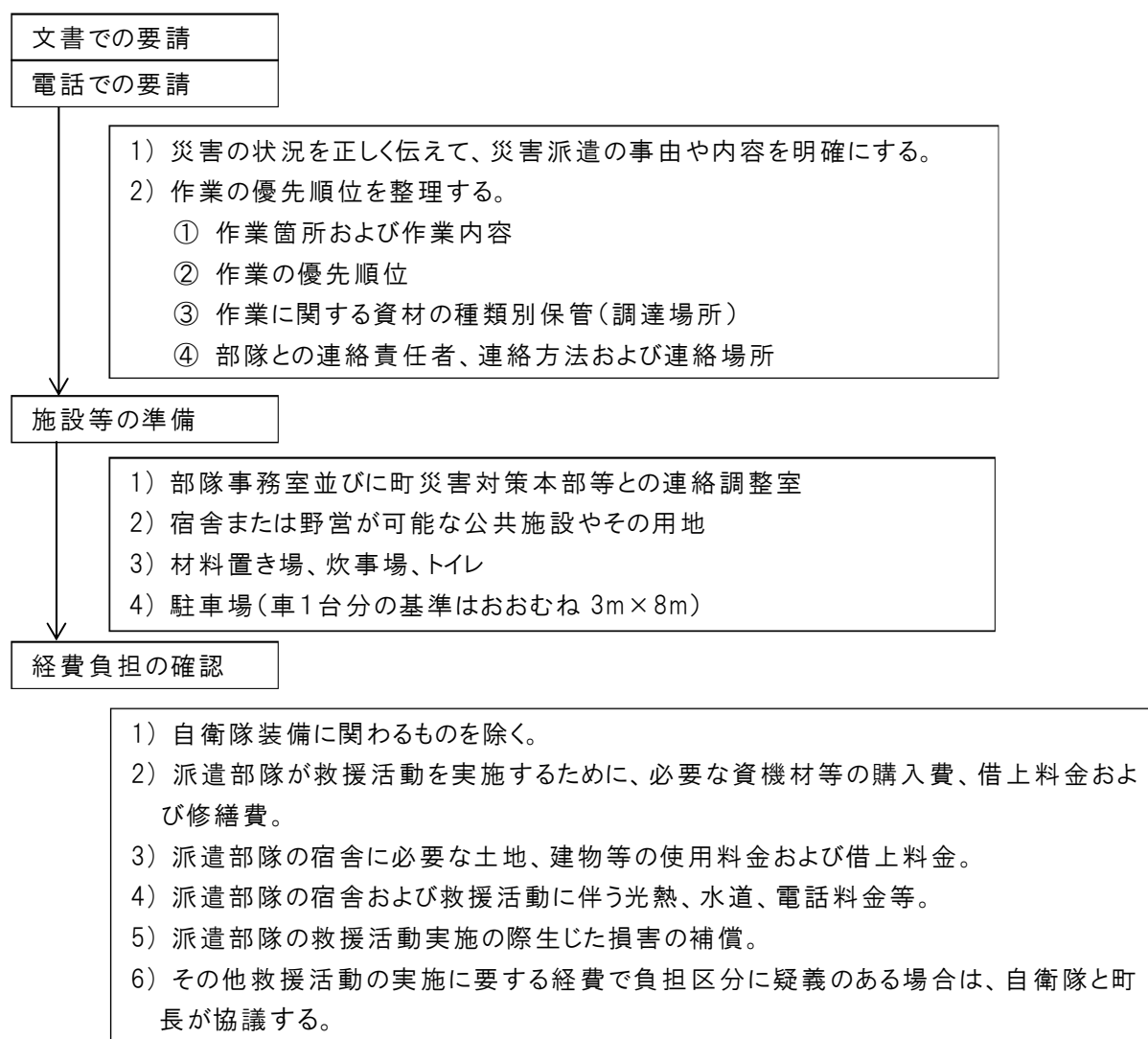
※要 請： —————→ 自衛隊要請者は県知事となる。

※依頼(報告)： - - - - -→ 町長は県知事へ自衛隊派遣要請を依頼する。

※通 知：→ 県との通信の途絶等により、県知事に対し、町長(本部長)からの依頼ができない場合、または県知事の要請を待ついとまがない場合には直接、自衛隊へ通知する。

(2) 自衛隊災害派遣要請時の要点

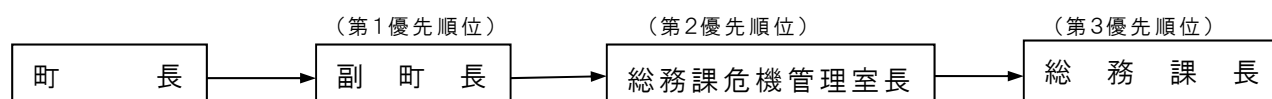
自衛隊の派遣要請に当たっては、原則として次の事項を明確にする。



3. 意思決定権者の不在または連絡不可能な場合における派遣要請

町は、意思決定権者が不在または連絡不可能な場合において、突発的災害が発生し人命救助または財産の保護等のため、特に自衛隊派遣を緊急に必要とすると判断される場合には、次の順位により所定の決定権者に代わり、自衛隊の派遣要請に関する意思決定を行うものとする。

なお、この場合において代理で意思決定を行った者は、事後すみやかに所定の決定権者にこれを報告してその承認を得るものとする。



第2. 要請等による部隊派遣

町長（本部長）や県知事等から派遣要請があった場合の自衛隊の部隊派遣については、次の要領に基づいて行われる。

1. 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長（自衛隊法第 83 条の規定により町長（本部長）や県知事等から災害派遣の要請を受け、または災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう）が派遣要請を受けた場合には、要請内容および自ら収集した情報に基づき部隊等の派遣について必要の有無を判断し、単独または他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣、その他必要な措置をとる。

また、町長（本部長）や県知事等から要請をしない旨の連絡を受けた場合においては、関係する指定部隊等の長に対したちに連絡し、派遣を保留する。

2. 予防派遣

指定部隊等の長は、災害発生に際し被害がまさに発生しようとしている場合、町長（本部長）や県知事等から災害派遣要請を受け、事情を鑑みてやむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。

3. 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、町長（本部長）や県知事、警察並びに消防等関係機関と密接に連絡調整する。

4. 防災関係者の航空機搭乗

指定部隊等の長は、災害派遣中に災害救援活動に関連して防災関係者の航空機への搭乗申請を受けた場合には、現に災害派遣中の航空機による救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

5. 県知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣

災害発生が突発的で救援活動が特に急を要し、かつ県知事等の要請を待ついとまがないときには、自衛隊の指定部隊等の長は要請を待つことなく、次に示す判断に基づき部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、ただちに救援措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)までに準じ、特に緊急を要しかつ県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

なお、この場合においても指定部隊等の長は、できる限り早急に県知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとで適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

また自主派遣の後に県知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請内容に基づいた救援活動を実施することとする。

第4項 派遣部隊等の受入れ体制

第1. 派遣部隊等の受入れ

1. 受入れ体制

町は、自衛隊の派遣要請に基づいて、次の受入れ体制を構築する。

- (1) 派遣部隊指揮官との連絡調整を行う情報統括責任者を置き、町災害対策本部の総合指令班や消防本部とともに密接な協議のうえ、効率的な応急対策を推進する。
- (2) 資材物資班は、派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等を準備する。
- (3) 復旧対策班は派遣部隊の活動に対して協力に努める。

2. 準備すべき主たる資機材

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械・器具等については、特殊なものを除き町において準備する。
- (2) 災害救助や応急復旧作業等に必要な材料や消耗品等は町および県にて準備する。

【町が準備すべき主たる資機材】

品 名		摘 要
器具類	1) 室内電源、LAN 端末 2) ダンプカー、ベルトコンベアー 3) リヤカー、一輪車等 4) 竹竿、スコップ、つるはし、鍬 5) その他建設土木機械	・部隊事務室や連絡調整室対応 ・掘土、搬土 ・小路運搬、短距離運搬用 ・不明者の搜索、土塊等の取扱 ・土木作業
設備	1) 夜間照明設備 2) 給水用タンク、ポリ容器等 3) 仮設トイレ、長靴、軍手等	・夜間作業 ・作業部隊給水 ・衛生環境の保持のため

3. 臨時ヘリポートの設置

町は、ヘリコプターを使用する災害派遣の要請を行った場合には、ヘリポート等の諸準備に万全を期するものとする。また、連絡、偵察、救助並びに輸送のため必要となった場合には、臨時ヘリポートを必要に応じ設置して対応する。

- (1) 災害発生に際して、ヘリコプターによる派遣活動を要請した場合の臨時ヘリポートの選定場所としては、学校関係の校庭、グラウンド、公共施設の運動場、河川敷等から、次の基準等に留意し選定する。

(2) 臨時ヘリポートの基準

自衛隊が使用するヘリコプター機種に応じた発着点付近の基準については、資料編に示すとおりである。なお、この際には自衛隊機は国の航空機であり、航空法に基づいた他機関が使用するヘリコプターに対するヘリポートの設置基準とは若干異なることに留意しておく。

「図Ⅲ.1.3 自衛隊が使用するヘリコプター機種に応じた発着点付近の基準」は資料編参照

(3) 標 示

- 1) 上空から視認できる地上の風向を標示する旗、または発煙筒を離着陸地点から約 50m 離れた位置に設置する。
- 2) 着陸地点には、石灰等を用い 5～20m 四方のなかに、○に H 記号(ヘリポート記号)を標示する。

(4) 危険防止対策

- 1) 離着陸時はヘリコプターのローター部への巻き込みや身体切断、ローターの吹き下ろし(ダウンウォッシュ)による転倒など大変危険なため、安易に人を機体に接近させない。
- 2) 安全確保のための監視員や機体誘導員(マーシャラー)を配置する。
- 3) 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図または誘導するまでは機体やローターブレードの回転面などその影響圏には接近させない。

第2. 経費の負担部分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは当該部隊が活動した本町の負担とする。ただし、活動が2つ以上の地域にわたる場合においては関係市町村が協議して、その負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話設置費および通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料およびし尿の汲み取り料
- (3) 活動のため現地で調達した資器材の費用
- (4) その他必要な経費については事前に協議しておくものとする。
- (5) 負担区分について疑義が生じた場合、またはその他の必要経費が生じた場合には、その都度協議のうえで決定する。

第5項 自衛隊の活動内容

災害派遣部隊は主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保ちつつ相互に協力し、次の業務を実施することになっている。

町は、自衛隊に災害派遣を要請した場合には、派遣された部隊指揮官と緊密な連携のもと、

その協力を得て迅速な災害応急対策活動を実施する。

- (1) 現地の被災状況や被害程度の把握
偵察車両、航空機等の状況に適した手段を用いた災害状況の偵察活動
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 被災者の捜索・救助：死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助
(他の救助作業に優先して実施する)
- (4) 水防活動：堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積み込みおよび運搬
- (5) 消防活動：利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
- (6) 道路または水路の応急啓開
道路または水路が損壊した場合もしくは障害物がある場合の応急啓開
- (7) 応急医療、救護および防疫
特に要請があった場合の被災者の応急医療支援（ただし薬剤等は町が準備する）
- (8) 人員および物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合において、緊急患者の移送、医師その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送（航空機での輸送は特に緊急を要する場合に限る）
- (9) 給食、給水支援または各種の衛生活動
緊急を要し、他に適当な手段がない場合において給食や給水支援または入浴支援などの衛生活動支援を行う。
- (10) 危険物・障害物の保安および除去
特に要請があり、必要と認めた場合において対処可能なものについて実施する。
- (11) その他
臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて適宜実施する。

第6項 派遣部隊等の撤収要請

町長（本部長）は、災害救助活動が終了し、または他の関係機関で対処ができる状態となり派遣部隊の救援を要しない状況となったときには、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、すみやかに県知事に撤収要請の依頼を行う。撤収要請の依頼は電話等をもって報告したのち、すみやかに「撤収要請依頼書」を提出する。

1. 撤収要請依頼書の記載事項

町は、自衛隊による災害派遣の撤収を要請する際には、次の内容を記した撤収要請依頼書を作成する。

- (1) 撤収要請日時
- (2) 派遣された部隊
- (3) 派遣人員および従事作業の内容
- (4) その他参考となるべき事項

第4節 応援要請

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 県市町村間等の応援要請	□総合指令班	□消防本部
第2 警察への応援要請		□消防本部
第3 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請		□消防本部
第4 他市町村への応援の実施		□資材物資班
第5 民間団体等への応援要請		□資材物資班

～基 本 方 針～

大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、町単独では応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、町は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にはすみやかに広域応援等を要請し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するように努める。また、同時に他市町村からの応援要請を受けた場合には、すみやかに応援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、応援要請計画については、本節で定めるほか、「荇田町災害時受援計画」（令和元年6月策定）により補完するものとする。

第1項 県市町村間等の応援要請

第1. 協定に基づく応援派遣要請

1. 災害時における福岡県内市町村間の相互応援協定の実施要領

町長（本部長）は、本町にて大規模な災害が発生した場合に適切な応急措置を実施する必要があると判断したときには、相互応援協定の締結内容に準拠し、県または他の市町村長、その他民間団体等に対して、次のような応援要請を行う。また、他市町村での大規模な災害発生に際して応援の要請を受けた場合には、同様に応援活動を実施する。

(1) 応援の種類

- 1) 食料、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- 3) 救援および救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- 4) 救助および応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員派遣
- 5) 被災者の一時受入れのための施設の提供
- 6) 被災傷病者の受入れ

- 7) 遺体の火葬のための施設の提供
- 8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- 9) ボランティアの受付および活動調整
- 10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 応援要請の方法

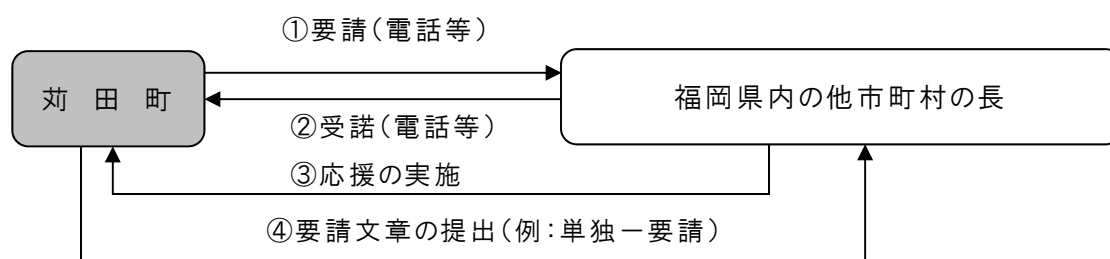
なお、応援要請を行う場合には次の事項を明らかにして電話にて要請するとともに、所定の様式に必要な事項を記入したうえでFAX（県防災行政無線電話またはNTT）にて相手先に送信し確認するものとする。

- 1) 要請先市町村名（単独の場合は対象市町村、広域の場合は対象地区）
- 2) 要請者名（市町村長名）
- 3) 要請日時
- 4) 被害状況
- 5) 応援の種類
- 6) 応援の具体的な内容および所要量等
- 7) 応援希望（可能）時期・期間
- 8) 応援場所および経路
- 9) その他必要事項

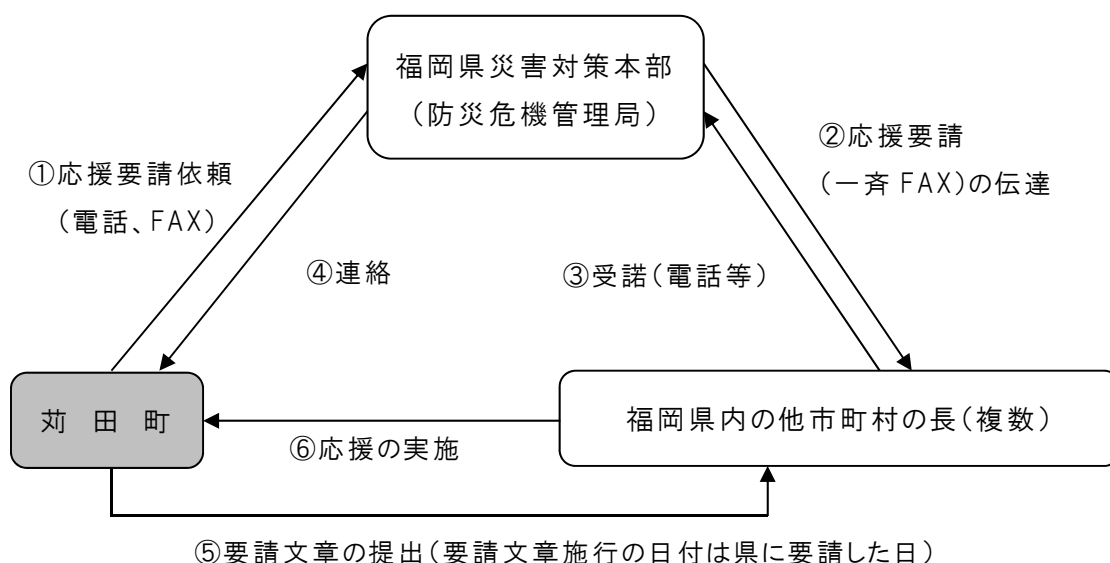
2. 災害時における福岡県内市町村間の相互応援協定の要請要領

町は、大規模な災害により、他の市町村に対し応援を要請する場合には次の手続きより迅速に応援を要請し、早期の応急対策活動の実施に努める。

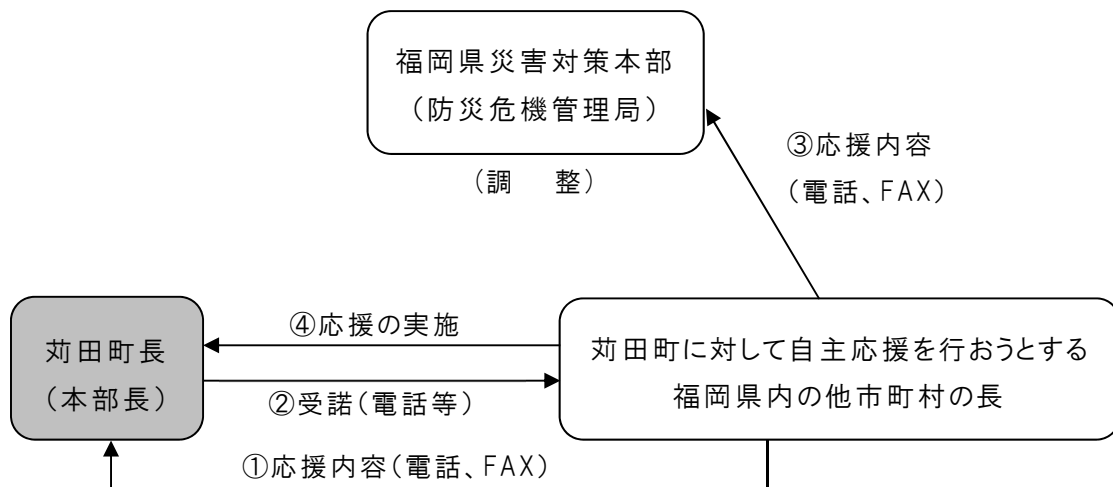
(1) 個別に他の市町村に対して応援要請を行う場合



(2) 複数市町村に対して同時に応援要請を行う場合



(3) その他、他の市町村が苅田町に対して自主応援を行う場合



なお、応援要請の流れ等については、福岡県内の他市町村が大規模災害による被害を受け、本町に対して応援要請がなされるケースが想定される。この場合においては、図中の苅田町をその応援を要請してきた市町村と読み替えて応援活動を実施する。

3. 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定

町は、町域または福岡県北部地域にて大規模かつ広域の災害が発生し、県または周辺市町村からの災害応急対策に関する応援が期待できないと認められた場合には、町長（本部長）を通じ次のような市町村広域災害ネットワークによる応援を要請する。

(1) 協定締結の経緯

阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模かつ広域の災害を想定した場合、同時被災の可能性が低いより多くの都市と災害応援協定を締結する必要がある。複数の遠隔地にある自治体とネットワークを結ぶことで応急対策や復旧活動などで協力しあうシステムとして、まず平成20年度に西日本の9自治体間で「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」が締結された。このネットワークでは、平成20年度の発足以降、加盟市の拡大を図っており、令和4年現在、21市1町の22団体が加盟している。

(2) 締結団体

締結団体は、「第Ⅲ編協定等」資料編参照。

「第Ⅲ編 協定等」は資料編参照

(3) 協定締結の内容

- 1) 地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置が出来ない場合に、相互に救援協力して被災団体の応急・復旧対策を円滑に実施する。
- 2) 応援を調整する団体（応援とりまとめ団体）をあらかじめ優先順位をつけて設定しておく。

※ 震度6弱以上の地震が構成団体で発生した場合、応援とりまとめ団体が自動的に被害情報の収集、先遣隊の派遣等を行う。

- 3) 構成団体による防災合同訓練等の実施
- 4) 構成団体間の防災担当職員の短期研修派遣（2週間程度）

(4) 協定に基づく主な応援内容

- 1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材および物資の提供
- 2) 応急対策および応急復旧に必要な職員の派遣
- 3) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- 4) 前述の1)～3)各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

4. 「福岡県消防相互応援協定」に基づく応援要請

町災害対策本部または消防本部は町域に大規模な災害が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的として消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づく消防相互応援協定による応援を要請する。

(1) 出動に関する地区区分および対象災害

1) 応援要請種別

種 別	内 容
第一要請	北九州地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請に加え、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2) 地 域 区 分

北九州地域	北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合、苅田町	第一要請地域
福岡地域 筑豊地域 筑後地域	福岡県消防相互応援協定書に示す地方自治体	第二要請地域

3) 対象とする災害

- ① 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- ② 地震、風水害、その他の大規模火災
- ③ 航空機事故、列車事故等で大規模または特殊な救急・救助事故

(2) 応援要請方法

1) 応援要請の方法

応援は町長（本部長）または消防長から要請し、他市町村等の長または消防長に対しては代表消防機関等を通じ要請する。

要請時の明示事項	要請時の必要措置
① 災害の種別、発生場所および災害の状況	① 応援隊集結場所への誘導員の配置
② 応援隊の人員、車両、資機材	② 誘導員による応援隊の誘導
③ 応援隊の集結場所および活動内容	③ 現場指揮本部の所在の明示
④ 災害現場における最高指揮者の職、氏名	
⑤ その他必要な事項	

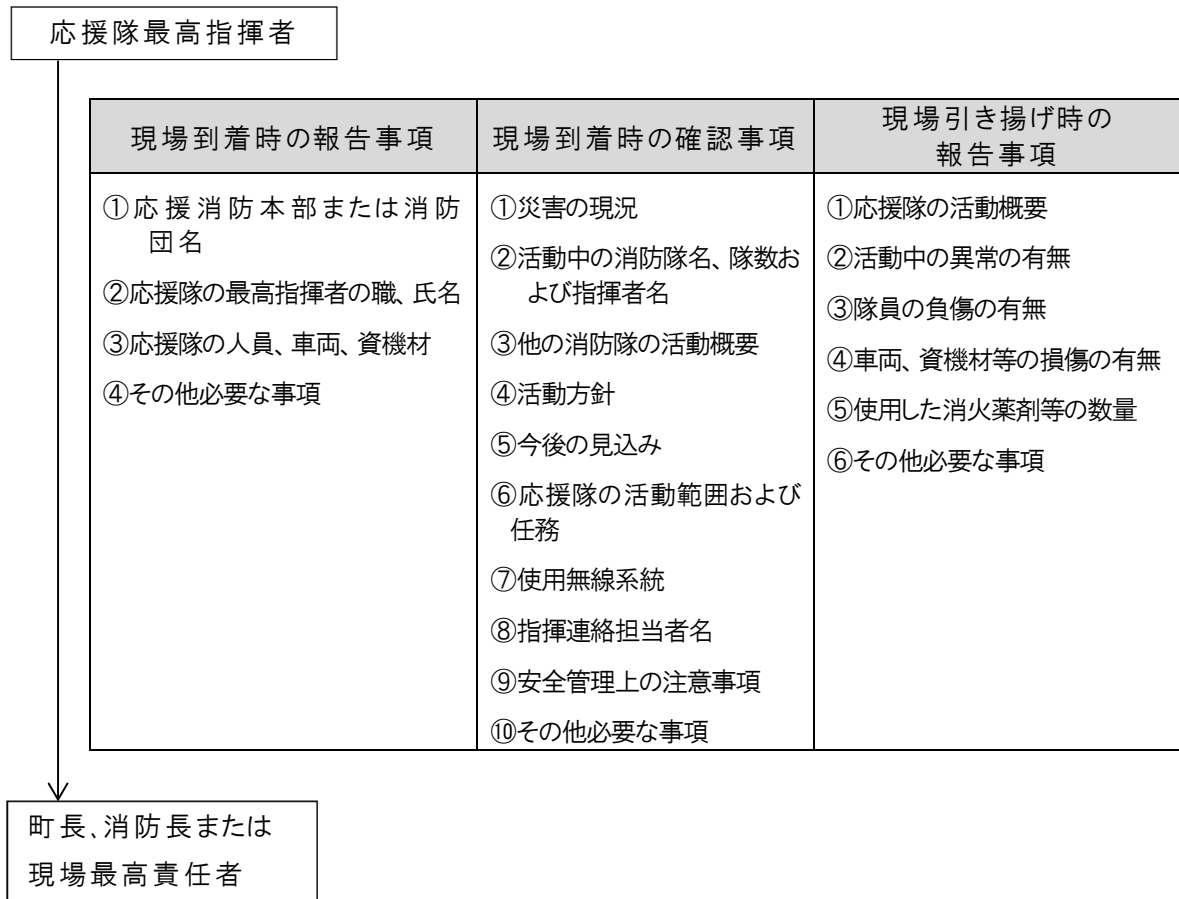
※要請は、電話またはFAX等で行い、要請後はすみやかに応援側の長に対し応援要請書を提出するものとする。

(3) 応援隊の編成および指揮

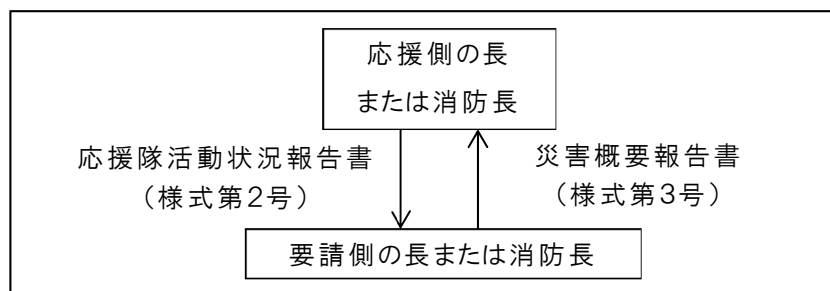
編 成	代表消防機関等が行う部隊編成 ただし、要請側の長または消防長の指示がある場合はこれによる
指 揮	要請側の長の指揮のもとに行動（消防組織法第47条）

(4) 応援に関する報告および確認事項

1) 現場報告および確認事項



2) 事後報告は下記のとおりとする。



3) 県への連絡

応援要請を行った町長（本部長）または消防長は、県にその旨を通報する。

5. 「福岡県広域航空消防応援実施要綱」に基づく消防応援の要請

(1) 航空応援の種別

航空応援の種別は次のとおりである。

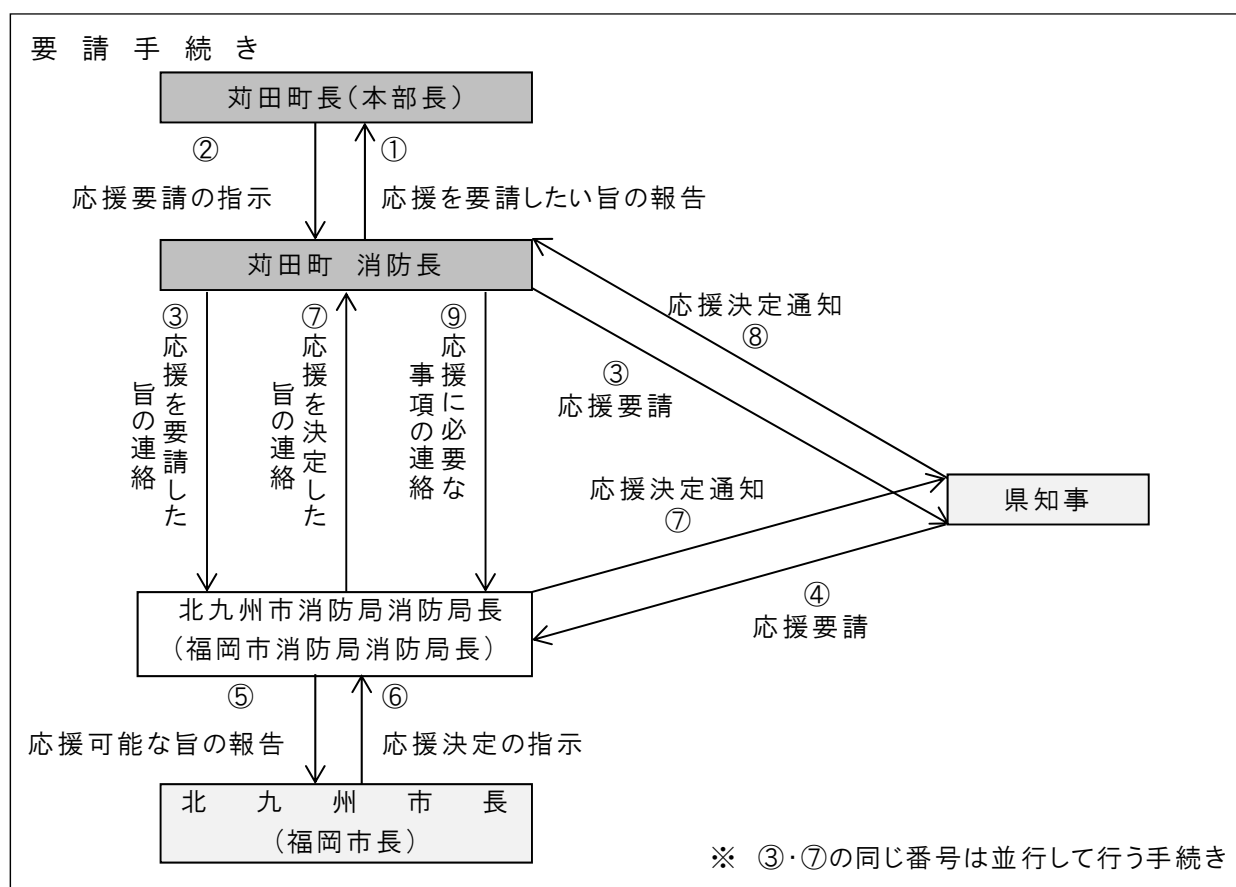
- 1) 調査出動：現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- 2) 火災出動：消火活動のための出動
- 3) 救助出動：人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
- 4) 救急出動：救急搬送のための出動
- 5) 救援出動：救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(2) 航空応援の対象

航空応援の対象は次の災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動によって極めて有効である場合に行うものとする。

- 1) 地震、風水害その他大規模災害
- 2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊災害
- 3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急事案
- 4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助事案
- 5) その他、前各号に掲げる災害に準ずる災害

(3) 応援要請手続き



(4) 応援要請時の明示事項

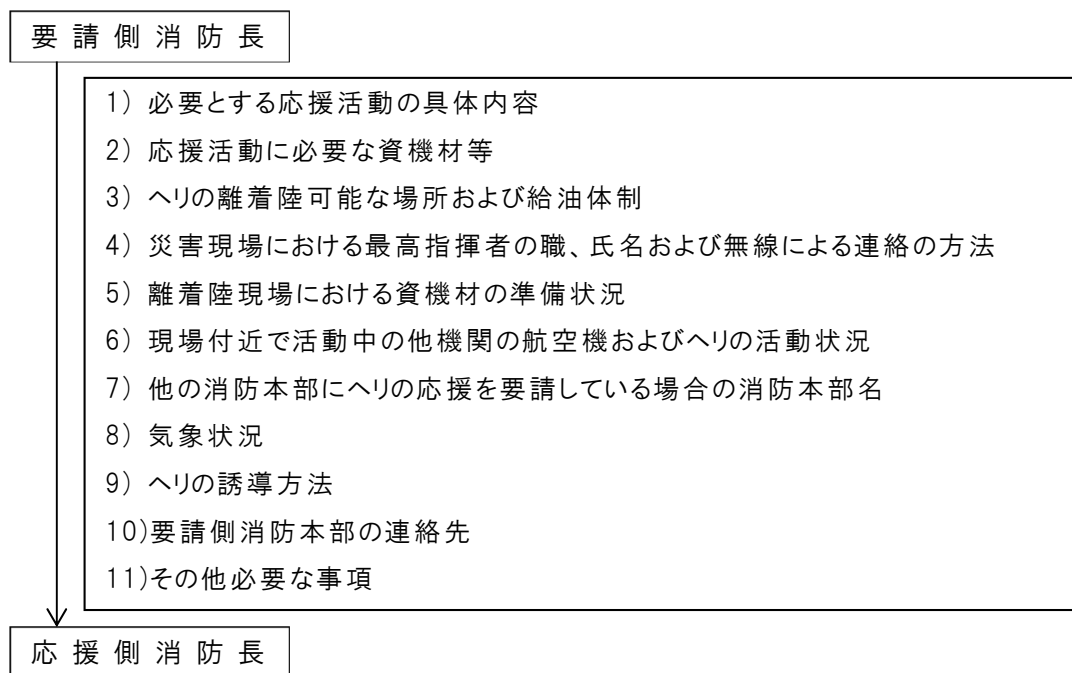
町災害対策本部（総合指令班）は、応援要請時に次の事項を明らかにして要請する。

- 1) 要請側の市町村名（苅田町）

- 2) 消防長の氏名
- 3) 要請日時
- 4) 災害の発生日時、場所
- 5) 災害の概要
- 6) 応援活動の概要

(5) 応援決定時の通報事項

航空応援決定の通知があった場合に、要請側の荏田町消防長は、北九州市消防局消防局長もしくは福岡市消防局消防局長に対して次の事項を通報する。



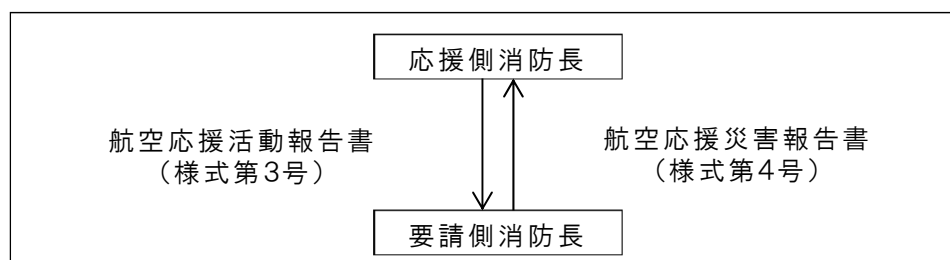
※要請、連絡、通報等は、電話またはFAX等(後日正式文書送付)により行う。

(6) 指揮系統

消防航空隊の指揮等は次による。

指 揮	要請側の現場最高指揮者が行う。
通 告	ヘリ運航について重大な支障があるときには、ヘリ搭乗指揮者から現場の最高指揮者に通告する。

(7) 航空応援に関する報告



(8) 事前計画等

航空応援を受ける町は、事前に次の事項について計画しておく。

1) 要請側市町村の事前計画

必 要 事 項
① 飛行場外離発着場の位置図等
② 燃料の補給体制
③ 応援消防航空隊と要請側消防本部との通信連絡方法
④ 離発着場への誘導員の派遣
⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人および建物等に対する各種障害の除去等、離発着に必要な措置
⑥ 空中消火薬剤、救急救助資機材、隊員等の確保体制
⑦ その他必要な事項

第2. 国・県・他市町村に対する応援要請

1. 緊急消防援助隊の応援要請

町長（本部長）は、大規模な災害発生時において、必要に応じ県知事を通じて消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助あるいは消火活動等の応援を求める。ただし、消防庁長官は都道府県からの要請を待ついとまがないと認める場合には要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請するものとする。

2. 県への応援または応援あっせんの要請

町長（本部長）は、町域に大規模な災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して応援または応援の斡旋（あっせん）を要請するものとする。この場合において県知事は必要があると認めるときには、自ら応援を行うとともに国、都道府県、他市町村並びに関係機関等に対して適切な応援を要請または指示する。

3. 他市町村への効果的な応援要請

町長（本部長）は、町域や県北部地域等で大規模な災害が発生した場合、ただちに応急的な措置を実施する必要があると認めるときには、あらかじめ締結している福岡県内市町村災害応援協定や市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定等の締結内容に基づいて、県内地域や県内他市町村の被災状況等も総合的に勘案しつつ効果的な相互応援系統に対し応援要請を行うものとする。

4. 「応急対策職員派遣制度」の活用

町および県は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

5. 国の現地対策本部への協力

大規模災害時において、国との連携は、被災地の状況の的確な把握や被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、本県に国の現地対策本部が設置される場合、町は、その受入に可能な範囲で協力する。

第3. 活動の内容

1. 応援項目

町が他の市町村から受援する活動内容については、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水および生活必需品の提供
- (3) 避難および受入れ施設並びに住宅の提供
- (4) 医療および防疫に必要な資機材および物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみおよびし尿の処理のための装備および施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両および資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付および活動調整
- (9) その他応援のために必要な事項

2. 連絡体制の確保

町災害対策本部は、応援要請が予測されるような大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、総合指令班が中心となり迅速・的確にその状況を把握し、あらかじめ定めた連絡体制を確保しつつ、他市町村、国、県並びに関係機関等に通報するほか必要な情報共有に努める。

3. 受入れ体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

町災害対策本部は、他市町村、国、県並びに関係機関等との連絡をすみやかにかつ的確に行うため、連絡窓口として情報統括担当者を総合指令班に置き、災害に関する情報共有並びに円滑な相互連携に向けた対応に努める。

(2) 受入れ施設の整備

町災害対策本部は、他市町村、国、県並びに関係機関等からの人的、物的応援をすみやかに受入れるため、資材物資班や要配慮者支援班などの関係班を中心として応援活動拠点となる施設の提供、応援人員の宿泊場所の斡旋（あっせん）等、応援の受入体制の整備に努める。また、災害ボランティア等の人的な応援についても、あらかじめ受入施設や活動拠点空間を定めておく。

なお、受入れ施設においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第2項 警察への応援要請

町災害対策本部は、災害発生時に必要に応じて行橋警察署（荻田交番）に対し被害情報、交通情報の収集、救出救助並びに緊急交通路の確保等の応急対策活動について応援を要請する。

第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請

町長（本部長）または町災害対策本部は、災害応急復旧対策のため必要があると認めるときには指定地方公共機関に対して職員の派遣を要請する。また、町長（本部長）または町災害対策本部は県知事に対し指定公共機関または指定地方行政機関の職員派遣について、必要に応じて斡旋（あっせん）を求めるなど、災害応急対策並びに災害復旧対策について万全を期するものとする。

なお、町長（本部長）は必要に応じて民間団体等に対しても協力を要請するものとするが、その場合には次のような事項を示して効果的な協力を求めるものとする。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会 自主防災組織 指定公共機関 指定地方行政機関 指定地方公共機関 その他公共的団体	1. 応援を必要とする理由 2. 作業内容 3. 従事場所 4. 就労予定時間 5. 必要機関、所要人員 6. 集合場所 7. その他参考事項	1. り 災者に対する炊出し作業 2. り 災者に対する救出作業 3. 救助物資の輸送配給作業 4. 清掃防疫援助作業 5. 被害状況の通報連絡作業 6. その他必要とする作業

第4項 他市町村への応援の実施

町長は、他市町村にて大規模な災害が発生し、当該市町村が自力による応急対策が困難なため応援の要請を受けた場合または応援の必要があると認めた場合には、町が締結している相互応援協定や災害対策基本法に基づいて遅滞なく応援活動を実施する。

第1. 他市町村への応援実施要領

1. 支援対策本部の設置

町長は、他市町村において大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ関係課および消防本部あるいは消防団で構成する支援対策本部を設置し、被災市町村への物資供給や職員等の派遣についてすみやかに検討したうえで応援体制を整える。

2. 被害情報の収集

町は、支援対策本部としての応援を迅速かつ的確に行うため、被災市町村へ職員等を派遣して被害情報の収集をすみやかに行う。

3. 応援の実施

町は、支援対策本部として収集した被害情報等に基づいて応援決定を行い、職員等の派遣、物資供給等の応援活動を実施する。その際、派遣職員は派遣先にて援助を受けることのないように食料、衣料さらに情報伝達手段に至るまで、各自でまかなう自己完結型の応援体制をとる。

4. 被災者受入れ施設の提供等

町は、支援対策本部として被災市町村の被災者を一時的に受入れるための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供もしくは斡旋（あっせん）を行う。

第5項 民間団体等への応援要請

災害発生時に、住民の生命維持に直結する生活必需品や特別な技術や資機材等を必要とする応急対策や復旧活動等に際し、町内大手小売業者や建設協同組合等との間で、相互応援協定が結ばれている。

町災害対策本部の資材物資班（総括責任者：副本部長）は、大規模な災害が発生し、迅速かつ効果的な応急対策が必要とされる場合には、本部長に対し、これら民間団体等への応援要請を行うよう申請し、その指示を得て効果的な応急対策を実施するものとする。

第1. 応援協力の主な内容

- (1) 道路、河川等(公共土木施設)の機能維持および回復のために必要な土木資材や労力等の提供
- (2) 人命救助のために必要な土木資材や労力等の提供
- (3) 応急仮設住宅の建設等に必要な土木資材や労力等の提供

第2. 応援要請の手続き

1. 要請者

応援要請の手続きは、各班長（町災害対策本部が設置されていない場合には各課長）が資材物資班（総括責任者：副本部長）を通じて行う。

2. 手続き

応援要請の手続きは、次の事項について電話等により要請し、事後はすみやかに要請書類として整備して提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 災害の状況・場所
- (3) 活動内容
- (4) 必要人員・必要資機材
- (5) その他必要な資料

第5節 災害救助法等の適用

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 災害救助法等の適用基準	□総合指令班	☐ 資材物資班 ☐ 復旧対策班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 避難誘導班 ☐ 医療防疫班 ☐ 建築技術職員 ☐ 消防本部 ☐ 消防団
第2 災害救助法の適用手続き		
第3 救助の実施		
第4 救助の程度・方法および期間 並びに実費弁償の基準		
第5 災害対策基本法の定める事前措置および避難並びに応急措置		

～基本方針～

災害救助法は、町が実施する「り災者」に対する救援活動や措置を主として、費用面でも「り災者」を援助するためのものである。災害救助法は、要件を満たせば災害発生時に遡って適用されることとなるが、被災した市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは、費用的な心配から思い切った対策が実施できないことも懸念される。

町は、災害救助法の適用について、同法、同法施行令および県の災害救助法施行細則等の定めるところにより、すみやかに所定の手続きを行うことで「り災者」支援について万全を期することとする。

第1項 災害救助法等の適用基準

第1. 災害救助法等の適用基準

町長（本部長）は、町域で発生した大規模な災害で必要と認めたときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用について、災害救助法、災害救助法施行令（昭和22年政令225号）および災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に従って、すみやかに所定の手続きを行う。

災害救助法施行令第1条に定める適用基準や、被災世帯の算定基準、被害程度の設定基準については、資料編参照。

「表Ⅲ.1.7 災害救助法による事務手続一覧」は資料編参照

「表Ⅲ.1.8 被害金額の算定対象」は資料編参照

第2項 災害救助法の適用手続き

第1. 災害救助法の適用手続き

災害救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて同法令の規定により実施する。

1. 町

災害救助法による救助は市町村単位で実施されるものであるから、町長（本部長）は、町域の被害が前記第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込であるときには、ただちに災害発生日時および場所、災害要因、被害状況並びに既に実施した救助措置内容と今後の救助措置の見込等について、県知事に対して報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、あわせて同法の適用を要請する。

災害の事態が急迫し、県知事による救助実施を待つことができないときには、町長（本部長）は、災害救助法による救助に着手するとともに、その状況をただちに県知事に報告し、その後の措置に関して県知事の指示を受けなければならない。

2. 県

災害救助法適用の要請を受けた県知事は同法適用の要否について判断し、必要があると認めたときにはただちに同法に基づく救助を実施するよう町長（本部長）に対して指示する。また、関係機関、内閣総理大臣等に通知または情報提供する。

第2. 県知事への請求および記録

1. 町における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む）

災害救助法の適用を受けるに当たり、町災害対策本部は次のような簿冊等を作成して迅速に同法の適用が受けられるよう準備する。

(1) 整備すべき簿冊等

簿 冊 の 種 類	
1) 救助の種目別物資受払状況	9) 被災者救出状況記録簿
2) 指定一般避難所設置および避難者受入れ状況	10) 住宅応急修理記録簿
3) 炊出し給与状況	11) 学用品の給与状況
4) 飲料水の供給簿	12) 埋葬台帳
5) 物資の給与状況	13) 死体処理台帳
6) 救護班活動状況	14) 障害物除去の状況
7) 病院診療所医療実施状況	15) 輸送記録簿
8) 助産台帳	

※様式等については、「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日社施第99号)」に準ずる。

2. 県知事への請求

町災害対策本部が準備すべき災害救助法に基づいた県知事への請求書類等については、次のとおりである。

(1) 県知事への提出書類

繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
1) 災害救助費繰替支弁金請求書 2) 救助業務に要した経費算出内訳 3) 決定報告による被害状況調 4) 災害救助費繰替支弁状況調 5) 歳入歳出予算抄本および支払い証拠書類の写	救助に関する業務の完了後 60 日以内

(2) 費用の交付を受ける場合の書類

- 1) 災害救助費繰替支弁金概算請求書
- 2) 災害救助費繰替支弁金精算請求書

※様式等については、「福岡県災害救助法施行細則」に準ずる。

第3項 救助の実施

災害救助法に基づく救助は、県知事が実施する。県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。また、市町村長が行うこととすることができる事務を除くほか、市町村長は、県知事が行う救助を補助する。

なお、災害救助法適用にいたらない災害についての被災者の救助については、本計画に定めるところにより町長（本部長）が実施する（災害救助法第2条および第13条）。

第1. 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類および町災害対策本部における担当班は、次のとおりである。

【災害救助法による救助の種類と町災害対策本部の担当班】

災害救助法による救助の種類	町災害対策本部の担当班
1. 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与 2. 炊出しその他による食料の給与および飲料水の供給 3. 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与 4. 医療および助産 5. 災害にかかった者の救出 6. 災害にかかった住宅の応急修理 7. 生業に必要な資金の給与または貸与 8. 学用品の供与 9. 埋葬 10. 遺体の捜索および処理 11. 住居またはその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼすものの除去 12. 応急仮設住宅の供与	1. 復旧対策班 2. 避難誘導班 3. 資材物資班 4. 医療防疫班 5. 復旧対策班、消防本部、消防団 6. 復旧対策班 7. 総合指令班 8. 資材物資班 9. 医療防疫班 10. 医療防疫班 11. 復旧対策班 12. 復旧対策班

第4項 救助の程度・方法および期間並びに実費弁償の基準

第1. 救助の程度・方法および期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準については、福岡県災害救助法施行細則および同細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

第5項 災害対策基本法の定める事前措置および避難並びに応急措置

災害対策基本法および関係法令に定めるもので災害が発生し、または災害がまさに発生しようとする場合における町長（本部長）の事前措置および避難並びに応急措置については、次のとおりである。

第1. 応急措置についての責任（災害対策基本法第62条第1項）

町長（本部長）は、災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている際には、法令または本計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施するものとする。

第2. 出動命令（災害対策基本法第58条）

町長（本部長）は、災害が発生するおそれがあるときには、法令または本計画の定めるところにより、消防機関もしくは関係職員等に出動準備をさせ、もしくは出動を命じる。

また、同じく町長（本部長）は、警察官もしくは海上保安官の出動を求めるなどして、災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。

第3. 事前措置（災害対策基本法第59条）

町長（本部長）は、災害が発生するおそれのあるとき、または災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

なお、警察署長または第七管区海上保安部長は町長（本部長）から要求があった場合には、設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示し、その措置を行ったときにはすみやかに町長（本部長）にその旨を通知する。

第4. 警戒区域の設定権（災害対策基本法第63条）

町長（本部長）は、人命または身体の危険を防止するため、特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止または当該区域からの退去を命ずることができる。

第5. 町長（本部長）の避難の指示等（災害対策基本法第60条）

町長（本部長）は、災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている際には、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。

町長（本部長）は立退きの指示を行った場合には、必要があると認めるときにはその立退き先を指示することができる。

なお、町長（本部長）は上記の措置を行った場合にはすみやかに県知事に報告するとともに、避難の必要がなくなった時にはただちにその旨を公示するものとする。

第6. 工作物等の使用、収用等

- (1) 災害対策基本法施行令第24条に規定する手続きにより、町区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用し、または土石、竹林その他の物件を使用もしくは収用することができる（災害対策基本法第64条第1項）。
- (2) 町は、工作物の使用、収用等の処分が行われた際の当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない（災害対策基本法第82条第1項）。

第6節 要員の確保

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 労働者等確保の手段	□総合指令班	☐ 資材物資班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 医療防疫班 ☐ 復旧対策班
第2 公共職業安定所等での労働者確保(福岡労働局)		

～基本方針～

町災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を迅速に実施するに当たり、町災害対策本部員等の動員のみでは労力が不足するとき、および特殊な作業のため技術的労力を必要とするとき等については、関係機関と連携しつつ次のような労働者等の確保策を講じ遅滞なく災害応急対策を推進する。

第1項 労働者等確保の手段

第1. 労働者等確保の手段

町が災害対策を実施するための必要な労働者等の確保については、おおむね次の方法によるが、災害状況に応じより適切な手段を採用するものとする。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) 民間奉仕団（日赤奉仕団など）、ボランティア等の受入れ
- (3) 公共職業安定所による労働者の斡旋（あっせん）
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第2. 必要な作業種別

町は、迅速かつ効率的な災害応急対策実施に必要となる労働者として、次の業務に従事するための雇用を行う。

- (1) 被災者の救難救助活動
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 遺体の処理
- (4) 救出物資の整理、輸送および配分
- (5) 飲料水の供給
- (6) 医療および助産
- (7) その他

第2項 公共職業安定所等での労働者確保（福岡労働局）

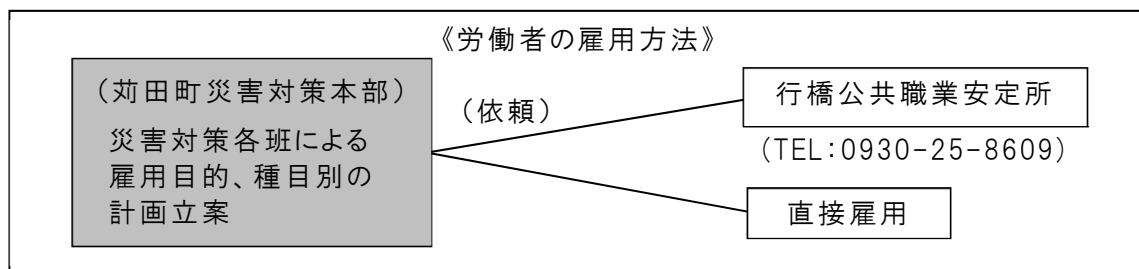
町災害対策本部は、公共職業安定所（ハローワーク）に対し、次の事項を明らかにして必要な労働者の紹介や斡旋（あっせん）を依頼する。

公共職業安定所（ハローワーク）は、町災害対策本部の要求に応じ必要な労働者の紹介や斡旋（あっせん）に努める。

- (1) 必要労働者数
- (2) 男女別の内訳
- (3) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- (4) 労働契約の期間に関する事項
- (5) 賃金の額に関する事項
- (6) 労働時間等（始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間および休日に関する事項）
- (7) 就業場所に関する事項
- (8) 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- (9) 労働者の輸送方法
- (10) その他必要な事項

第1. 雇用方法

町災害対策本部は、次のような雇用方法により必要な労働者を確保するよう努める。



第2. 賃金

1. 賃金

町は、労働者の確保に際しては、次の項目に留意して雇用賃金を決定する。

- (1) 公共職業安定所管内における業種別の標準賃金（原則）とする。
- (2) 公共職業安定所と雇用機関との協議によって決定する。
- (3) 災害救助法が適用された場合においては、同法が規定する賃金とする。

2. 支払方法

町は、労働者雇用に伴う賃金支払を行う際には、以下の項目に留意する。

- (1) 毎日支給することを原則とする。
- (2) 公共職業安定所と雇用機関との協議によって支払方法を決定する。
- (3) 労働現場に近い場所にて労働者に直接支給する。

第7節 災害ボランティアの受入れ・支援

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 受入れ窓口の設置 および関係機関・団体との連携	☐ 医療防疫班 ☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 資材物資班 ☐ 復旧対策班 ☐ 苅田町社会福祉協議会
第2 ボランティアの応急活動支援		

～基 本 方 針～

東日本大震災では広域かつ大規模な災害発生により、自助、共助、公助の防災連携機能が一時的にマヒした。そのような混乱期に世界各国や日本各地から自主的に支援に参集したボランティアの活動は、被災により疲弊した地域の復旧・復興の大きな後押しとなった。このように大規模災害発生に際しては災害応急対策活動に多数の人員が必要とされ、町防災関係機関の人的能力だけでは十分に対応しきれないことが十分に予想される。

町は、ボランティア活動について平常時からの理解や関係団体との連携を深めておき、災害時には一致協力して災害応急対策にあたる。

このため、町は、国、県、苅田町社会福祉協議会および福岡県災害ボランティア連絡会等の関係団体との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどして、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

第1項 受入れ窓口の設置および関係機関・団体との連携

第1. 現地ボランティアセンターの設置

大規模な災害発生に際し、町および苅田町社会福祉協議会は、福岡県災害ボランティア連絡会や県が中心となって設置する災害ボランティアセンターからの協力・支援を得ながら、現地ボランティアセンターを設置する。

この現地ボランティアセンターは、地域ボランティアからの協力並びに支援を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの追加募集、受付、被災現場へのボランティアの派遣等を行う。

第2. 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

現地ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部およびボランティア関係団体等との連携・調整を図るとともに、現場活動を可能な限り支援するものとする。

第3. 県等への情報提供と被災地のボランティアニーズの把握

町災害対策本部は、現地ボランティアセンター等と連携および密に調整し、災害応急対策に必要な人員、対応分野等の被災地におけるボランティアニーズを的確に把握する。また、県災害対策本部等へ情報提供を行い、関係機関との災害ボランティアの活動状況等について情報共有に努めるものとする。

「図Ⅲ.1.4 災害ボランティア活動に係る連携図」は資料編参照

「表Ⅲ.1.9 関係機関の連絡先」は資料編参照

第2項 ボランティアの応急活動支援

第1. ボランティア活動の基本的内容

ボランティアに参加・協力を求める基本的な活動内容は、次のとおりとする。
なお、活動内容の選定に際してはボランティアからの意見を十分に尊重し決定する。

1. 一般ボランティア

一般ボランティアは自主的に被災地へ参集し、さまざまな応急活動支援を行う。
その主な活動内容については、おおむね次のとおりである。

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 指定一般避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2. 専門ボランティア

専門ボランティアが町の災害応急対策を技術面から支援する活動を行えるよう、町災害対策本部各班は、その活動に際してはボランティアと密な調整・連携を図り、迅速かつ効果的な応急対策活動が図れるよう努める。

主な活動内容については、おおむね次のとおりである。

- 1) 救護所等での医療、看護
- 2) 被災宅地の応急危険度判定
- 3) 外国人のための通訳
- 4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- 5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- 6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- 7) 公共土木施設の調査等
- 8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

(1) 派遣要請

医師、建築士等の専門技術を有するボランティアの派遣に関しては、町はあらかじめ定める協力体制に基づき、ボランティアの対応窓口となる災害ボランティアセンターや荻田町社会福祉協議会並びに県社会福祉協議会、医師会、建築士会等の関係機関や団体と協議のうえで、派遣要請および受入れを行う。

(2) 災害救援専門ボランティアの派遣

県の災害救援専門ボランティア派遣に関しては、町災害対策本部の資材物資班と総合指令班の情報統括担当者並びに各班の情報連絡員が窓口となり、医師、看護師、介護福祉士、応急危険度判定士等の有資格者およびボランティア団体でのボランティアリーダー等の経験をもつ専門ボランティアの派遣について県へ要請し、各班にて受入れを行う。各班は、両班に対し災害応急対策に必要なボランティアの活動内容について検討し、その内容を両班に定期的に報告しつつ調整する。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）を支援するボランティアの派遣については荻田町社会福祉協議会と緊密に連携しつつ対応する。

第2. 町のボランティアへの活動支援

町災害対策本部は、現地ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- (1) ボランティアセンターの場所の提供
- (2) ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 資機材等の提供
- (4) 職員派遣（町災害対策本部は、ボランティアセンターへの対策班員派遣についても、災害の態様や被災者のニーズ等を踏まえて検討していく）
- (5) 被災状況についての情報提供
- (6) 片づけごみなどの収集運搬
- (7) その他必要な事項

第3. 民間団体の活用

大規模な災害発生時に民間団体を活用する必要があると判断されるときには、町長（本部長）は、各種民間団体に対し次の事項を示し応援協力を求め、災害応急対策にあたる。

「表Ⅲ.1.10 民間団体の組織と活動内容」は資料編参照

第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等の伝達

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 防災気象情報等の種類・基準	□総合指令班	□復旧対策班 □消防本部 □消防団
第2 防災気象情報等の伝達系統		
第3 洪水、津波、高潮に関する予警報 並びに水防警報		
第4 土砂災害に関する警戒情報		

～基本方針～

町域で災害が発生するおそれがある場合に、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報および注意報、水防法に基づいた水防警報、並びに消防法に基づいた火災気象通報などの予警報について、町は関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達する。

また、町は必要な観測記録を迅速かつ確実に収集するため、情報収集や通報系統および所管する機器の運用要領などを定め、確実な応急対策を実施していく。

第1項 防災気象情報等の種類・基準

第1. 防災気象情報等の定義・種類

1. 気象業務法に基づく警報・注意報等の定義

気象業務法に基づき福岡管区気象台より発表される警報・注意報等の定義については次のとおりである。

(1) 警 報

県内のいずれかの地域において、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、一般および関係機関に対し警戒を喚起するため発表するものをいう。

(2) 注意報

県内のいずれかの地域にて、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合において、一般および関係機関に対し注意を喚起するため発表するものをいう。

(3) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために重大な災害が起こるおそれがある場合において、当該地方自治体にその旨を伝達するものをいう。

(4) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。福岡管区気象台は、九州北部地方および山口県を対象とする「九州北部地方気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」および「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。また、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。

福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。

2. 気象業務法に基づく警報・注意報の種類・発表基準

本町における風水害に関する警報および注意報の種類およびその発表基準については、気象業務法に基づく警報・注意報発表基準（福岡管区気象台）が示すとおりである。なお、基準値については適宜妥当性を検討されたうえで見直しが行われる。

「表Ⅲ.2.1 苅田町における気象業務法に基づく警報・注意報の種類と発表基準」は資料編参照

第2. 気象情報の役割

気象情報は、気象業務法に基づいて観測成果の発表や予報事項に関する情報を一般および関係機関に発表して円滑な防災活動ができるよう支援するものである。その機能については次の3つに大別される。

- (1) 災害に結びつくような顕著な現象の発生が予想されるものの、特別警報・警報・注意報等の発令をいまだ行うに至らない場合等において予告的に発表する機能
- (2) 顕著な現象が切迫しているか、あるいは現に発生して特別警報・警報・注意報などを行っている場合などに、これらを補完するための機能
- (3) 大雨警報を発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（県では1時間110mm以上※）観測または解析した場合において、さらに一層強い警戒を呼びかける目的としての「福岡県記録的短時間大雨情報」等の追加情報機能

※なお、この値については警報、注意報の発令基準と同様に、検討または見直しを行い、防災対策上、必要な場合については変更することとなっている。

※福岡管区気象台および県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には必要に応じて大雨警報および土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。

第3. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域（福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域）単位で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

第4. 消防法に基づく気象情報

上記の気象情報のほかに、火災に関連して福岡管区气象台から次の警報等が発表される。

1. 火災気象通報

火災気象通報とは、福岡管区气象台長が消防法に基づいて気象状況が火災予防上の観点から危険であると認めるとき、その状況をただちに県知事に通報するものである。

県知事はこの通報を受けたときには、ただちにこれを町長に通報しなければならない。また、通報を受けた町長は必要と認めた場合には町域に火災警報を発表できる。

なお、火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度 60%以下でかつ最小湿度 40%以下

※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速 12m/s 以上

2. 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるときにおいて、一般に対し警戒を喚起するため行う警報をいう。火災警報は、次のような場合に町長が発令する。

- (1) 県知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき
- (2) 気象状況が火災予防の観点から危険であると認められるとき

第5. 警報・注意報の地域細分

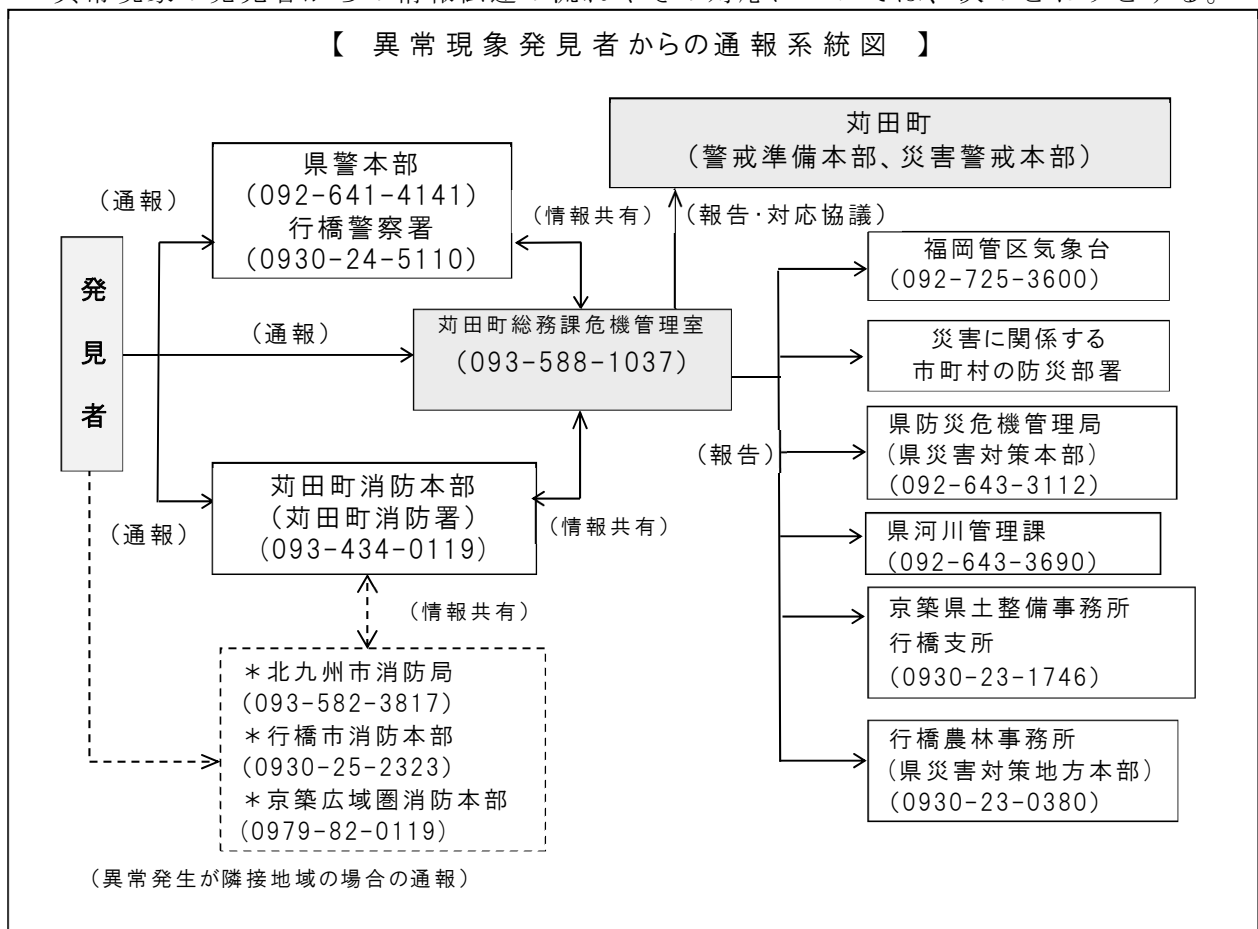
気象情報に伴う災害発生が予想される地域を技術的に特定でき、防災上必要と考えられる場合においては町単位で警報・注意報が出される。

第6. 異常現象等の通報(災害対策基本法第54条)

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。
- (2) 異常現象等の通報を受けた警察官または海上保安官は、すみやかに町長に通報しなければならない。
- (3) 異常現象等の通報を受けた町長は、国および福岡管区気象台さらに県防災危機管理局、京築県土整備事務所、行橋農林事務所その他関係機関に通報しなければならない。
- (4) 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。
 - 1) 気象に関する事項
著しく異常な気象現象(大雨、大雪、竜巻、強いひょう等)
 - 2) 水象に関する事項
異常潮位、異常波浪、異常な河川増水、放置すると決壊のおそれのある堤防の水漏れ等
 - 3) 地象に関する事項
地割れ、落石、地面からの異常な湧水等

第7. 異常現象通報先機関名および電話番号一覧表

異常現象の発見者からの情報伝達の流れやその対応については、次のとおりとする。



第2項 防災気象情報等の伝達系統

第1. 気象予報、警報等の伝達計画

1. 気象予報・警報等の県からの伝達

県知事は、福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報もしくは警報など、次の事項を直ちに県防災行政無線により町および消防本部等の関係機関に伝達する。特別警報については、県の各種広報媒体等を活用して県民への広報を実施する。

- (1) 下記の注意報・警報等の発表および解除に関すること

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、各警報、各特別警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

(注)このほか状況に応じて、強風注意報、乾燥注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、波浪注意報、濃霧注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、着氷・着雪注意報、大雨情報、台風情報およびテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

- (2) 洪水予報（県指定河川）・水防警報の発表・解除等および避難判断水位と氾濫危険水位に到達した情報の通知に関すること（県土整備事務所から水防管理者等へ）
- (3) 県災害対策本部等の設置及び廃止に関すること。
- (4) 市町村災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。
- (5) 市町村等に対する災害警戒体制の強化指示に関すること
- (6) 市町村の被害状況把握に関すること。
- (7) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。
- (8) その他防災上必要と認められること。

2. 気象予報、警報等の伝達計画

町は、県から伝達された気象予報や警報等の諸情報について、夜間・休日にあっても防災担当職員へ迅速・確実に伝達できる体制を確保する。

- (1) 気象台が発表する気象予報、警報等については、県知事からの伝達系統に従い県防災行政無線により町（総務課危機管理室）および苅田消防署（消防本部）等に伝達される。
- (2) 気象予警報や異常現象の伝達を受けた町職員は、ただちに総務課危機管理室長へ報告する。報告を受けた総務課危機管理室長は町長より指示を受けるとともに町災害警戒本部や町災害対策本部を設置する場合には、その指示などを各班に対し伝達する。
- (3) 町災害対策本部設置後は、伝達系統図に従って各班長が副班長を通じ各班員に指示を行う。
- (4) 各班長や副班長が不在の場合には、それぞれ各班の次席担当者が任務を代行する。
- (5) 関係機関への連絡は、原則として電話あるいは町防災行政無線にて行うこととする。また不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者が指定した者）とする。
- (6) 総合指令班は、住民に広くかつ早急に情報伝達を行う必要があると認めた場合には、各班と連携して町防災行政無線または広報車等による広報を行う。

なお、時間的な余裕がない場合には、臨機応変に対処することとし、その経過をすみやかに上司に報告する。

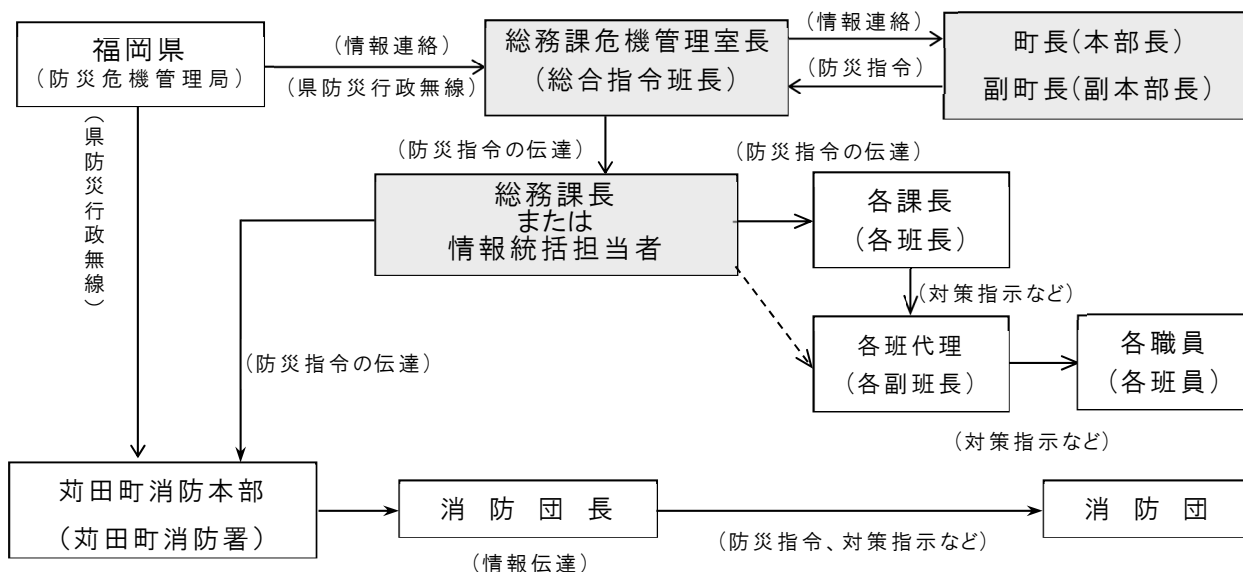
3. 防災気象情報等の情報伝達系統

防災気象情報等の伝達系統については、次のとおりである。

(1) 勤務時間中の伝達系統

勤務時間内の防災気象情報の伝達系統は次のとおりとする。

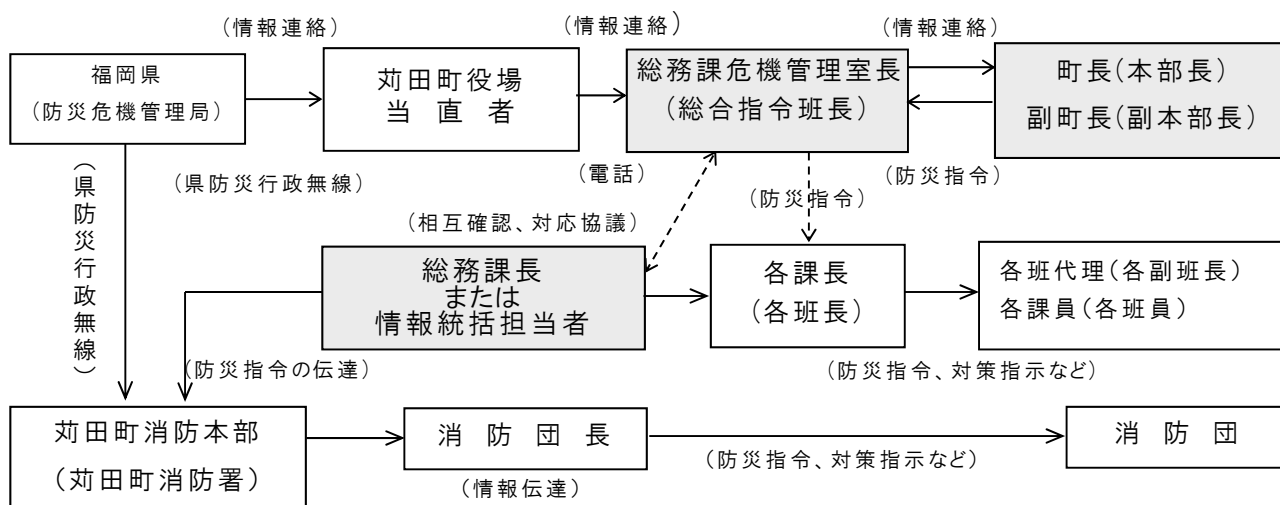
【勤務時間内の防災気象情報の伝達系統図】



(2) 勤務時間外の伝達系統

勤務時間外（夜間・休日）の防災気象情報の伝達系統は次のとおりとする。

【勤務時間外(夜間・休日)の防災気象情報の伝達系統図】



4. 情報伝達内容

町が行う情報伝達内容については、次のとおりとする。

- (1) 町災害対策本部等の設置および廃止に関すること
- (2) 被害状況の把握に関すること
- (3) 関係機関へ連絡する必要があると認められる被害状況に関すること
- (4) その他防災上、必要と認められること

5. 避難指示等の基準

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準については、本編第2章第4節「避難対策の実施」に準拠する。

第2. 住民への周知方法

町は、本計画に基づき住民に対し必要と認められる災害に関する予報・警報情報だけでなく、今後予測される事態およびこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規程による避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

なお、住民への周知・伝達については、本編第2章第3節「広報・広聴」に準拠するものとするが、これらの一般的な周知方法については次のとおりである。

1. 直接的な方法

- (1) 町防災行政無線（同報系）による放送
- (2) 電話、FAX、拡声器による放送、口頭による戸別連絡
- (3) 広報車による広報
- (4) インターネット（町ホームページ）、ソーシャルネットワークシステム（町公式LINE）や電子メール（携帯メール）による伝達
- (5) テレビのデータ放送

2. 間接的な方法

- (1) 区長（自治会長）や自主防災会長等を通じた連絡
- (2) 消防団等を通じた連絡

3. 事態が緊急を要する場合の方法

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。なお、この場合の手続きは、事前に事業者と協議して定めるものとする。

第3項 洪水、津波、高潮に関する予警報並びに水防警報

第1. 洪水に関する予報・警報の種類と内容

洪水に関する予報・警報には、気象台が単独で行うものと気象台と河川管理者（国や県）が共同で行うものがある。本町に関する予報・警報については、次のとおりである。

1. 福岡管区気象台が行う水防活動に資する予報・警報

福岡管区気象台は、気象等の状況により、洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときには、その状況を県知事に迅速に通知し、必要に応じてテレビやラジオ等の報道機関等からの協力を得て一般に広く周知する。県知事は通知を受けた事項について水防管理者（苅田町長）等へただちに通知する。

なお、水防活動に資するこれらの注意報・警報については大雨、洪水、津波および高潮の各注意報・警報が相当する。

2. 県が行う予報・警報の通知

県は、上記による洪水、津波または高潮に関する予報・警報を受けた時には、あらかじめ定められた通信連絡系統に従って水防管理者（苅田町長）へその旨を通知する。

3. 福岡管区気象台・県が共同して行う洪水予報

水防法第11条および気象業務法第14条の規定による洪水予報および警報については、その情報を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に広く周知することとなっている。また、県が周知対象とする河川については、国土交通大臣が洪水予報を行う指定河川以外でかつ県知事が指定した河川であるが、本町には洪水予報対象の指定河川はない。

4. 水防警報

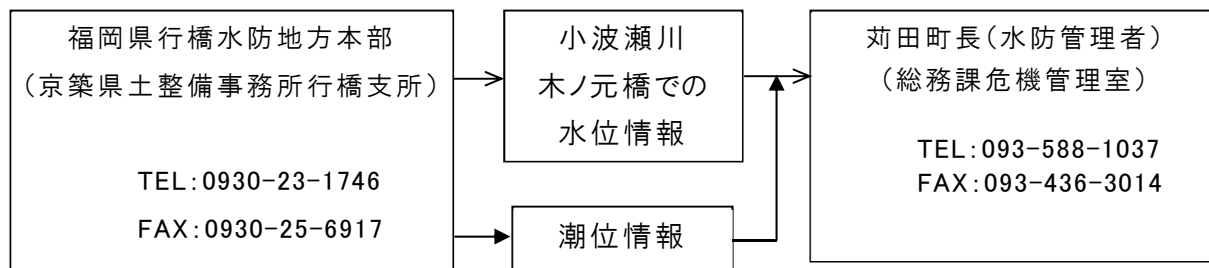
水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき国土交通大臣または県知事が指定した河川、湖沼または海岸について、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表のことである。県知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者に対して通知することとなっている。

県では「豊前豊後沿岸」として本町を含む海岸域を警報発令の対象としている。県水防計画書に定められる水防警報の種類、内容並びに発表基準については、次のとおりであり、本町における水防関係の指定河川は「水防警報河川」として小波瀬川が指定されているほか、長峽川については同様に行橋市に対して通知されるため、町は両河川への警報伝達の状況について十分注意しておく必要がある。

「表Ⅲ.2.2 水防警報の種類、内容並びに発表基準（河川）」は資料編参照

「表Ⅲ.2.3 水防警報の種類、内容並びに発表基準（海岸）」は資料編参照

【県からの水防警報（避難指示発令などの基礎情報）の情報伝達の流れ】



第2. 水位情報周知河川における情報の種類とその内容

1. 避難判断水位及び氾濫危険水位到達情報

(1) 水防警報河川（小波瀬）

県知事が発する河川の水防警報に係る情報伝達系統や河川水位情報提供と住民の避難行動に関する対応イメージについては、次のとおりである。

町災害対策本部は水防警報に関する情報が県知事より通知された場合には、小波瀬川沿いの各地区に対し、迅速な避難誘導や水防活動に関する応急対策活動の準備をただちに開始する。

(2) 水位情報周知河川（小波瀬）

県は、避難等の参考となる氾濫危険水位等を定め、洪水により河川水位がこれに到達したときには町（水防管理者）に通知し、あわせて必要に応じて報道機関を通じ住民に広く周知する。また、県では次の手段でも河川水位状況の公表を実施している。

「図Ⅲ.2.2 携帯端末やインターネットを用いた県による水位情報の周知方法」は資料編参照

2. 基準水位

本町域における水位情報周知河川については、小波瀬川・今川・長峽川の3河川であり、それぞれ次の基準水位が設定されている。

【苅田町における水位情報周知河川の情報】

河川名	観測所	場所	零点高 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位(m)	氾濫 危険水位 (m)	観測方法
小波瀬川	木ノ元橋	苅田町上片島 字上袋尻	1.41	3.15	3.40	3.74	3.82	テレメータ
今川	豊国橋	行橋市中央一 丁目豊国橋	2.1	2.65	2.8	3.55	3.67	テレメータ
今川	高崎	京都郡みやこ 町高崎	8.65	2.5	2.65	3.14	3.57	テレメータ
今川	犀川	京都郡みやこ 町犀川八ツ溝	17.41	1.52	1.65	1.76	2.03	テレメータ
長峽川	長音寺 橋	行橋市大字上 津熊字古川 63	1.16	2.42	2.73	3.2	3.47	テレメータ
長峽川	上稗田 橋	行橋市大字上 稗田上稗田橋	10.24	2.15	2.49	2.62	2.95	テレメータ

なお、上表に示す各基準水位の意味については、次のとおりである。

- (1) 水防団待機水位：水防団が水防活動の準備をはじめるとなる水位
- (2) 氾濫注意水位：水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位
- (3) 避難判断水位：避難判断の参考となる水位
- (4) 氾濫危険水位：氾濫の起こるおそれのある水位

3. 洪水浸水想定区域

県は、水防法第14条等に基づき、町内の主要河川について洪水浸水想定区域図を策定し、告示している。これらの洪水浸水想定区域は、想定最大規模降雨（L2）及び計画規模降雨（L1）により各河川が氾濫した場合に想定される浸水状況をシミュレーションから求めたものである。その告示内容については次のとおりであり、小波瀬川（長峽川）に関する洪水浸水想定区域が公表されている。

【苅田町域の洪水浸水想定区域の告示状況】

対象河川	指定年月日	告示番号	根拠法令	対象となる降雨規模	大雨の発生確率
小波瀬川	平成30年 4月27日	第475号	水防法第14 条第1項	長峽川流域の 9時間の総雨量729mm	おおむね1千年に 1回程度(L2)
長峽川					
対象河川	指定年月日	告示番号	根拠法令	対象となる降雨規模	大雨の発生確率
小波瀬川	平成30年 4月27日	第475号	水防法施行 規則第2条	長峽川流域の 9時間の総雨量219mm	おおむね30年に 1回程度(L1)
長峽川					
対象河川	指定年月日	告示番号	根拠法令	対象となる降雨規模	大雨の発生確率
今川	平成30年 4月27日	第476号	水防法第14 条第1項	今川流域の 24時間の総雨量958mm	
対象河川	指定年月日	告示番号	根拠法令	対象となる降雨規模	大雨の発生確率
白川	令和4年 5月27日	第564号	水防法第14条 第2項第3号	長峽川流域の 9時間の総雨量729mm	
箕田川					

第3. 高潮の警報・注意報の情報

気象庁は、京築地域の市町村等を対象として豊前豊後沿岸海岸地域として高潮警報・注意報の基準を次のように示している。

町（水防管理者）は、県から非常配備体制が指令されたときは、町災害警戒本部または町災害対策本部の設置についてすみやかに検討し、高潮や津波による浸水までの時間的な余裕を考慮しつつ、巡視員の安全確保を第一義としたうえで海岸等への監視や警戒を密に行う。また、監視および警戒は既往の被災履歴がある箇所やその他重要箇所等をあらかじめ要監視地点（区間）として定めておき、これらの地点を中心に行う。

【高潮の警報・注意報の発令基準】

対象地域	高潮警報の発令基準潮位	高潮注意報の発令基準潮位
豊前豊後沿岸海岸地域	3.0m	2.5m

（出典：平成30年度福岡県水防計画書）

第4. 水位情報等の伝達

避難判断水位等の情報伝達は、基本的には本節第2項の伝達系統に準ずるものとする。

また、「避難判断水位到達情報」の伝達が定められる浸水想定区域内の高齢者や障がいのある人等の要配慮者施設に対する情報伝達については、荏田町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画の内容に基づき実施することにより、情報伝達を早期かつ確実に行う。

なお、水位情報等に基づいた要配慮者の避難に関しては本編第2章第4節「避難対策の実施」に準拠する。

「図Ⅲ.2.3 高潮に関する防災気象情報を活用した避難行動」は資料編参照

第4項 土砂災害に関する警戒情報

第1. 土砂災害警戒情報の内容

福岡県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条および気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条に基づき土砂災害警戒情報を共同発表する形で関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関への協力を求め、これを一般に周知することとなっている。

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が町の防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対策を適切に行えるよう支援すること、また住民が自主避難のための判断情報等として役立てることなどを目的としたものである。

第2. 土砂災害警戒情報の特徴および利用に当たっての留意点

町長（本部長）は、土砂災害に対する避難指示等の発令に当たり土砂災害警戒情報を参考とする。しかし、土砂災害警戒情報は大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づき判定および発表するものであり、その利用に当たっては次の点に留意しておく。

- (1) 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映して危険度を判断したものではない。
- (2) 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象としている。
- (4) 技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表の対象とはしていない。

第3. 土砂災害警戒情報の発表・解除基準およびその情報内容

1. 発表・解除の基準

土砂災害警戒情報の発表・解除基準およびその内容については、次のとおりである。

(1) 土砂災害警戒情報の発表および解除基準

【土砂災害警戒情報の発表および解除基準】

区 分	基 準 の 概 要
発表基準	大雨警報(土砂災害)発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県県土整備部と福岡管区気象台は基準の取扱いについて協議し、土砂災害警戒情報を発表するものとする。
解除基準	警戒解除基準は、付図で示す監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県県土整備部と福岡管区気象台は、福岡県土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の考え方について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

2. 土砂災害警戒情報の発表方法

土砂災害警戒情報は、県砂防課と福岡管区気象台が共同発表する形で本町には県防災危機管理局を経由し伝達される。その系統については、本節第2項に示すとおりである。

「表Ⅲ.2.4 県と福岡管区気象台による土砂災害警戒情報の発表文例」は資料編参照

第4. 地すべりの場合の警戒避難体制

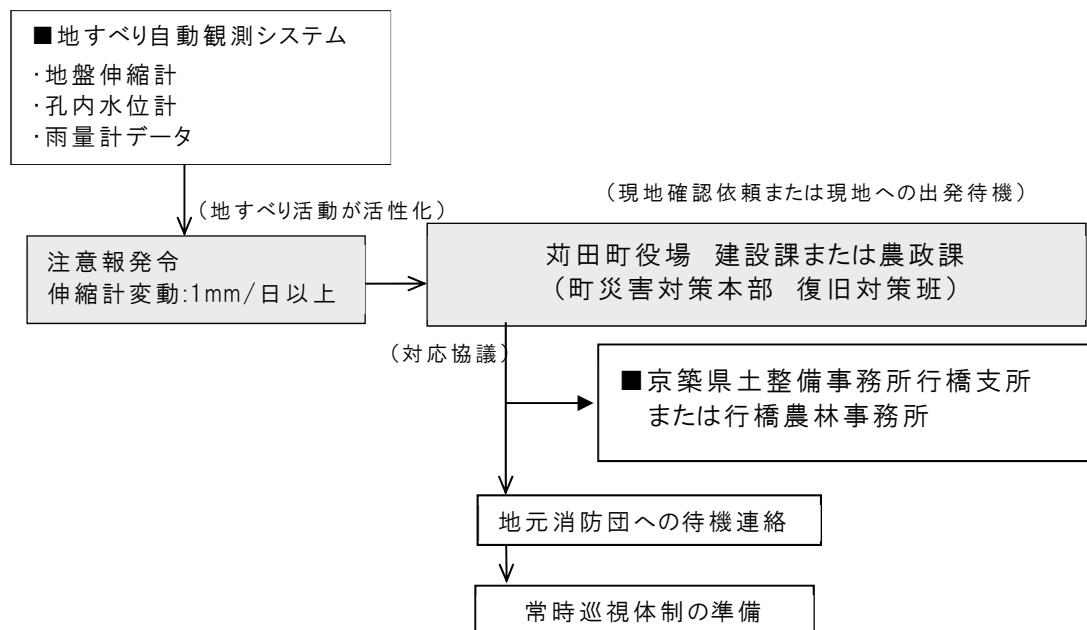
前述した土砂災害警戒情報は、がけ崩れや土石流を想定したものであり、地すべりに関しては別途情報が必要となる。一般に、地割れなどの地すべり現象が表れた場合には、地すべり挙動を監視するために、町は現地に国や県などの協力を得ながら地盤伸縮計などの観測機器を必要に応じて設置し、それらの観測結果に基づいた警戒避難体制を構築する。

なお、地盤伸縮計による観測値から警戒避難の判断を行う場合の目安としては次のような警戒避難基準値が提案されており、本町においてもこれを参考として運用に努める。

1. 地すべり災害における警戒・避難体制をとる基準

警戒体制の基準	要注意	警戒	避難
伸縮計等による警戒避難基準値	1日1mm以上	1日10mm以上	時間2mm以上を2時間継続 または1時間4mm以上
前兆現象	地表の凹凸・家の建て付けの異常等	小崩壊等	

2. 地すべり災害に対する警戒・避難体制



第5. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害に関する情報伝達は、基本的に本節第2項の伝達系統図に準ずるほか、土砂災害危険箇所内の高齢者や障がいのある人等の要配慮者利用施設に対しては避難の遅れによる被災を無くすため、特に情報伝達を早期かつ確実に行うものとする。

なお、土砂災害情報等に基づく要配慮者の避難については本編第2章第4節「避難対策の実施」に準拠する。

第2節 被害情報等の収集伝達

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 災害情報の収集	□総合指令班	□避難誘導班 □資材物資班 □要配慮者支援班 □医療防疫班 □復旧対策班
第2 被害情報の伝達・報告		
第3 被害情報の報告基準		
第4 通信計画		

～基 本 方 針～

東日本大震災は大津波や震度 7 に達する強烈な地震動により、ライフラインが途絶し、また各行政機関も被災したため、迅速な防災初動体制が立ち上げられず、発災後約 1 週間は多数の住民は厳しい被災生活を余儀なくされた。また、近年の自然災害の大きな特徴として地球温暖化現象等を要因とした災害規模の巨大化、あるいは災害態様の複合化が共通した特徴としてあげられる。

町災害対策本部並びに防災関係機関は、このような東日本大震災等の災害教訓を踏まえ、刻々と時間の経過とともに変化する災害情報の重要性について改めて認識し、自助、共助、公助が相互に連携または協力し、的確かつ効果的な初動応急対策を実施するための災害に関する情報収集・伝達を迅速に行うものとする。

第1項 災害情報の収集

第1. 初期情報の把握

正確な情報および被害情報を迅速に把握し、それらに基づいて災害の態様に即した応急対策を実施するためには、災害発生直後の初期情報が極めて重要となる。

町災害対策本部並びに各班員は、その持てる全能力を用いて町域で発生した災害状況を的確かつ迅速に把握し、総合指令班の情報統括担当者に対し報告する。情報収集に当たっては、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機（ドローン）等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集に努めるものとする。

情報統括担当者は、これらを災害初期情報として集約し整理・分析する。

総合指令班は、情報統括担当者から得られた情報を次の要領で再整理しつつ、初動応急対策活動のための基礎情報として町災害対策本部各班並びに関係機関に提供する。なお、総合指令班は、情報を住民並びに一般へ提供する際には個人情報保護並びに被災者などの基本的人権等を尊重するよう特に留意する。

(1) 災害状況（がけ崩れ、土石流、洪水等の災害態様および構造物の被害状況など）

- (2) 被災程度や被災状況（人的被害（行方不明者の数を含む※）、物的被害）、被害拡大の可能性の有無

※行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとする。

- (3) 救急・救助の緊急性（第一義的には警察・消防機関へ報告することとする）
(4) 応急対策の緊急性（事態がより切迫するときには住民や班員の安全確保を第一義とする）
(5) 避難誘導の必要性（緊急性、避難させるべき範囲など）

1. 被害状況調査等

町災害対策本部は、関係機関、消防本部および消防団、各自治会（自主防災組織）並びに住民等からの諸情報をもとにして被害全体像の早期把握に努め、総合指令班へ情報の一元化を図る。

総合指令班の情報統括担当者は、得られた各種災害情報を整理・集約並びに分析し、総合指令班はこれらの情報をもとにして必要に応じ復旧対策班に対し現地詳細状況の把握に努めるよう出動を指示する。なお、この場合において総合指令班の情報統括担当者は、各種災害情報の整理・集約並びに分析作業にできるだけ専従することとし、時間の経過とともに変化する災害態様や応急対策状況をモニタリングしつつ、常にその情報を最新のものに更新していくよう努める。

2. 災害情報の把握内容

町災害対策本部各班員は、災害の規模や被害を早期かつ正確に把握するため、主として次のような災害初期情報の収集活動を行う。

なお、各班員は、参集途上で得られた災害情報について携帯カメラ、ビデオカメラやデジタルカメラおよびスケッチやメモ等を活用しつつ、できる限り正確に記録し、全情報を各副班長に対し報告する。

各副班長（副班長が対応できない場合には副班長が指示する者）は、これらの諸情報を迅速に要約し、総合指令班の情報統括担当者に対し初期災害情報（即報）として報告する。

情報統括担当者は、各班から寄せられた各種の災害関連情報を時系列並びに応急対策の優先度ごとに再整理・要約しつつ、総合指令班へ報告する。

- (1) 人的被害、家屋等の建物被害状況
- (2) 土砂災害等の災害発生状況、災害の規模（広範囲、局所的）
- (3) 住民の行動・避難状況
- (4) 救出・医療救護に関する情報
- (5) 交通機関の運行・道路の状況
- (6) ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- (7) その他必要な被害報告

第2. 災害情報の収集計画

1. 情報総括責任者の指定

(1) 報告・連絡

町災害対策本部各班長は、災害発生と同時に各副班長または副班長が別途指示する者に対し、災害状況の調査並びに情報収集を行うよう指示する。班長から指示された者は迅速に災害状況に関する諸情報を集約し、副班長に状況を報告する。

各副班長は刻々と変化する災害態様を的確に把握するため、各班から総合指令班への定期報告や連絡ができるように、班内に専従の情報連絡員を配置する。

なお、この場合に各班の情報連絡員は総合指令班と各班との指揮命令や情報伝達作業に専従することで情報の滞留による情報鮮度の低下や総合指令班からの指示や命令内容の行き違い等が発生しないよう努める。

(2) 情報連絡員については、各班に1名以上を定めるものとする。

各班情報連絡員は、副班長を補佐しつつ、災害状況や被害に対する初動応急対策状況を定期情報として集約し、常時最新の情報で報告できるよう整理しておく。

2. 復旧対策班を中心とした町所管施設等の公共施設に対する被害調査

復旧対策班は、総合指令班と連携し、災害発生後ただちに町が所管する施設を中心とした公共施設（建築物、土木構造物その他施設）等への被災概況調査を実施する。

それらの調査結果については被害概況（第1報）報告として総合指令班を経由し県防災危機管理局に対し報告する。これらの被害（概況）調査結果から、緊急調査を要すると判断された場合には復旧対策班は建築や土木技術に係る専門員や関係職員等による緊急調査班を編成し、被害の詳細や応急対策の緊急性等を正確に把握する。

なお、これらの調査結果については復旧対策班（情報連絡員）を通じ総合指令班の情報統括担当者へ迅速かつ定期的に報告し、総合指令班はこれらの情報をもとに国や県等の施設管理者との応急対策にかかる調整や被災情報共有に努めるものとする。

「図Ⅲ.2.4 被害調査の流れ」は資料編参照

3. 災害情報の収集、調査要領

町災害対策本部は、災害情報の収集・調査に当たり、次の事項に留意しつつ被害状況をより的確に収集・調査する。

(1) 主な情報項目

- 1) 災害の原因（発生要因）
- 2) 災害発生日時および場所または地域
- 3) 被害の状況
- 4) 被災者や住民の動向
- 5) 現段階で措置が完了している応急対策
- 6) 今後の災害推移（見込み）および必要とされる救急・救助の種類

(2) 災害情報の調査要領

- 1) 総合指令班は、警察および消防本部と密に連絡を図りつつ、各班と連携し被害情報の収集と集約にあたる。
- 2) 各班は、災害発生と同時に各班員を通じて得られた各種の災害情報について、調査並びに収集・整理する。調査は関係機関、諸団体および住民組織等の協力を得ながら実施する。なお、情報収集等に迅速かつ正確を期するため、情報はあらかじめ定める報告様式、調査要領等に従ってとりまとめ、総合指令班（情報統括担当者）に対し報告するものとする。
- 3) 各地区での情報収集活動
夜間・休日および退庁後に本庁参集が困難かつ連絡が不可能な場合には、総合指令班と避難誘導班が中心となって消防団、自治会や自主防災組織等と協働しつつ、被害状況を収集・確認する。
- 4) 自主防災組織は、災害の態様や被害状況を迅速かつ正確に把握し、町や防災関係機関にできるだけ正確に報告し、町災害対策本部から発令される高齢者等避難、避難指示等の避難に関する避難情報をあわせて住民に伝達し、住民の不安解消を図りながら町災害対策本部が実施する応急対策の初動活動支援に努める。
- 5) 被害が甚大なために町単独では被害状況等の収集および調査が困難な場合並びに調査に専門的技術を必要とする場合等においては、総合指令班は県およびあらかじめ定める防災関係組織に対し応援を求め、迅速で確実な被害調査を実施する。
- 6) 被害認定基準
被害状況の調査に当たっては、被害程度に関する認定基準に基づき判定する。

「表Ⅲ.1.6.1 被害程度に関する認定基準（1／2）」は資料編参照

「表Ⅲ.1.6.2 被害程度に関する認定基準（2／2）」は資料編参照

第2項 被害情報の伝達・報告

第1. 被害情報のとりまとめ

得られた被害情報は、町災害対策本部各班の情報連絡員や避難所担当責任者がその状況を取りまとめ、調査結果を総合指令班（情報統括担当者）に対し定期的に報告する。

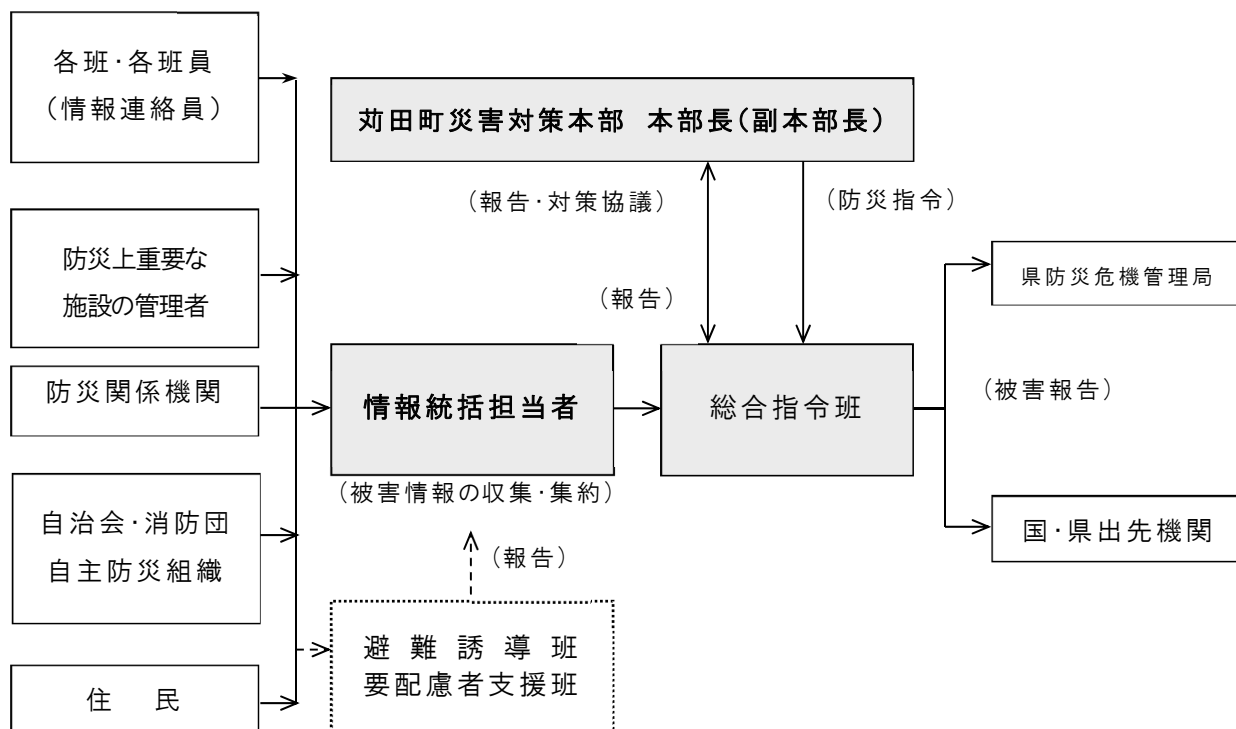
また、総合指令班は時間経過とともに刻々と変化する被害情報を含め、最終被害情報として別途総括表としてとりまとめる。

第2. 被害情報の報告

総合指令班は、得られた被害状況を逐次とりまとめ、これらの内容を町災害対策本部長に報告するとともに、初動応急対策の内容について検討し、各班に応急対策を指示する。また、総合指令班は、次に示す被害情報伝達系統図に従って国・県等の関係機関に対する被害状況報告を定期的に行い、防災関係各機関と災害状況等について情報共有に努める。

【被害情報伝達系統図】

(報告・連絡)



第3項 被害情報の報告基準

第1. 県への報告

町災害対策本部は、災害対策基本法第53条第1項に基づいて、すみやかに災害状況およびこれらに対する措置の概要について、県に対し迅速かつ正確に報告する。町災害対策本部は、迅速に概括的な情報収集を行い、緊急の場合には必ずしも災害即報等の所定様式によらず、直接電話等により防災関係機関へ連絡を行う。

第2. 県への報告要領

1. 被害状況等の報告内容

町災害対策本部から県知事に対し報告する災害報告内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 救助法の適用基準に合致するもの。
- (2) 県または町が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が発生初期は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの。
- (4) 災害による被害に対して国または県の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 災害状況および災害が及ぼす社会的な影響等から見て、県報告の必要があると認められるもの。

なお、災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告要領については、次のとおりである。

(1) 報告内容

- 1) 被害の概要
- 2) 町災害対策本部設置状況
- 3) 避難指示等の状況
- 4) 消防団の活動状況
- 5) 応援要請状況
- 6) 要員および職員派遣状況
- 7) 応急措置の概要
- 8) 救出活動の状況
- 9) 要望事項
- 10) その他状況

(2) 被害状況等の報告

町災害対策本部は、すみやかに当該災害の状況およびこれらに対し執られた措置概要について、次のように県または国に対し報告をしなければならない。

即 報	初期段階で被害の有無および程度の全般的状況について、県防災行政無線、または電話でただちに報告し、以後遅滞なく様式第1号、様式第2号に整理して提出する。
詳 報	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日から 5 日以内に様式第3号で報告する。
確 定 報 告	応急対策が終了したとき、様式第2号、様式第3号で 15 日以内に報告する。

2. 報告要領と報告責任者

町災害対策本部が行う報告要領並びに報告を行う責任者については、資料編参照。

「表Ⅲ.2.5 災害報告要領の区分と責任者など」は資料編参照

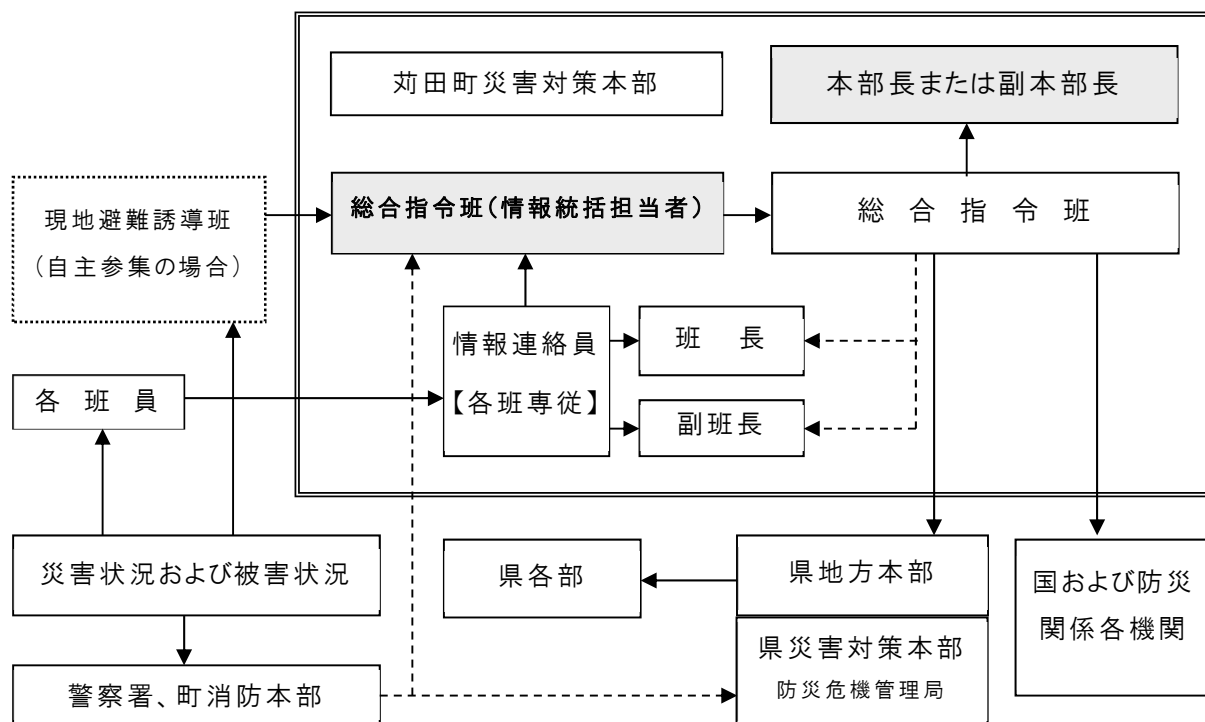
3. 火災・災害等即報

火災・災害等に関する即報については「火災・災害等即報要領」に則り、被害状況を報告するものとする。この「火災・災害等即報要領」は消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式および方法を定めたものである。消防庁長官は、町に対して消防庁長官の定める形式および方法により消防統計および消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

ただし、町長（本部長）は、県に対して被害状況等の報告ができない場合においては、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119 番通報が殺到し錯綜（さくそう）状態にある場合等については、町から県への報告だけでなく直接消防庁（応急対策室）に対して即報を行う。

4. 各班の被害情報報告の流れ

町災害対策本部各班が行う被害情報に関する流れは、次のとおりとする。



5. 県への被害状況報告系統

町災害対策本部が行う災害被害状況の報告は、次の順序による。

ただし、応急対策活動等のため緊急を要すると認められる場合には、これによらないことができる。

「表Ⅲ.2.5.1 県への被害状況報告系統（その１）」は資料編参照

「表Ⅲ.2.5.2 県への被害状況報告系統（その２）」は資料編参照

第4項 通 信 計 画

第1. 災害発生直後の対応

近年はインターネット回線や通信ネットワーク網等が急速に普及し、重要な情報の大容量伝達並びにリアルタイムでの相互通信等が短時間で可能になる通信環境整備が進められている。

町災害対策本部は、このような情報環境の成熟を踏まえ、時間経過とともに刻々と変化する災害情報について、関係機関との情報共有機能を含めた通信整備を推進する。特に町災害対策本部は、災害発生直後から町が所管する情報通信機器に対する機能の確認を迅速に行い、支障が生じた施設の復旧作業を行うための災対班員を現場に配置するなどして、通信機能確保に必要な措置を講じる。また、町が実施する応急対策とあわせて総務省や県に対して通信の確保に必要な諸措置を講じるように依頼する。

第2. 災害時における通信連絡

1. 県防災行政無線

県、町災害対策本部、消防本部および県出先機関等の防災関係機関が災害応急対策を連携し、迅速かつ的確に実施するため、相互通信連絡を行う場合には、原則として福岡県防災・行政情報通信ネットワークの機能を最大限に活用する。

2. 防災行政無線の活用

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害時には不通のおそれが少ない町防災行政無線を最大限に活用する。

(1) 災害時に使用できる通信施設の例

- 1) 町防災行政無線
- 2) NTT 非常電話・非常電報
- 3) 他機関の専用通信施設
- 4) 非常無線
- 5) 消防無線
- 6) 携帯電話

3. 通信の非常そ通措置（西日本電信電話（株））

(1) 重要通信のそ通確保

町災害対策本部は、災害発生等に際し、次の措置を講じることにより、迅速かつ適切に通信輻輳（ふくそう）の緩和および重要通信回線の確保が図られるよう関係機関へ要請する。

- 1) 応急通信回線の作成、ネットワーク回線網によるそ通確保を図る。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、町災害対策本部が重要な通信ネットワークを確保するため必要があるときには、電気通信事業法および電気通信事業法施行規則の定

めるところにより、迅速かつ適切に通信の利用制限措置をとる。

3) 非常、緊急電話または非常、緊急電報については電気通信事業法および電気通信事業法施行規則の定めるところに基づき、一般通話または電報に優先し取り扱う。

4) 警察、消防その他諸官庁等が設置する通信網との連携を図る。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を通信事業者へ早期に要請する。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時に通信が輻輳（ふくそう）した場合に、被災地の家族、親戚並びに知人等の安否確認が困難となる。このことから、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を住民に促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供については、西日本電信電話（株）にて決定されるため、住民に対しては、利用方法を周知していく形とする。この災害時伝言ダイヤルの利用方法については、「171 番」をダイヤルして、音声利用ガイダンスに従って伝言→録音→再生を行う仕組みとなっている。

※通信の輻輳（ふくそう）：大規模なイベントや災害時に発生する通信要求過多や通信リトライ行為等により、通信が成立しにくくなる現象。英－congestion

4. 公衆電気通信施設の利用計画（災害時優先電話、非常通話）

災害時には加入電話が通話不能または困難となる場合が多い。

町災害対策本部は、応急災害対策等のために必要があると認めるときには、災害時優先電話や各指定一般避難所に整備した災害用特設公衆電話、非常通話による通信手段を関係機関と調整を図りつつ優先して利用する。

(1) 非常電話取扱いの承認

町災害対策本部は、災害時における緊急通信網確保のため、加入電話の「災害時優先電話」取扱いについて、加入電話取扱局と協議してその承認を受ける。

(2) 非常電話の使用法

災害時に迅速な通信連絡を必要とする場合には非常電話の「102」番をダイヤルし、オペレーターに「非常通話」である旨を報告して、その承認を受けた電話番号とその理由を申し出る。

《災害時優先電話》

災害時等に通話が混み合った場合において、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなる。そうした場合でも、本電話回線は、災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ため、特別に指定された電話回線である。

《非常通話、緊急通話》

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、あるいは緊急事態が発生した場合に、救援、復旧等のための必要な事項を通話とする通話方法であり、交換手の扱いで優先的に接続される。但し、本通話ではあらかじめその電話番号を電話局に登録しておく必要がある。

(3) 非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合には、次のものが料金免除となる場合がある。

- 1) 天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における人命や財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- 2) 災害発生に際し西日本電信電話(株)が指定する地域および期間で、り災者が発信するり災状況に関する通報、または救いを求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話(株)が定める条件のもの。

第3. その他の通信施設利用計画

1. 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合には、災害対策基本法第57条および第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条等の規定により、町災害対策本部は他機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

ただし、この場合には町が事前に関係機関と協議・調整を図っておくものとする。その使用可能な主な機関については次のとおりである。

なお、専用通信施設を利(使)用しようとするときには、次の事項を記載した書類を提出または口頭によって申し込む必要がある。

(1) 災害時に利(使)用できる通信施設

利(使)用できる者	通信設備設置機関	申 込 窓 口
町長 消防機関の長 消防団長	県(防災行政無線)	京築県土整備事務所 行橋支所
	県警察本部	行橋警察署
	九州地方整備局 北九州国道事務所	行橋維持出張所
	第七管区海上保安本部	警備救難部長、門司海上保安部長
	九州電力(株) 九州電力送配電(株)	行橋営業所

(2) 専用通信施設利用申込要領

- 1) 利(使)用しようとする理由
- 2) 通信の内容
- 3) 発信者および受信者

2. 非常通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができない場合またはこれを利用することが著しく困難である場合には、町災害対策本部は電波法（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいた非常通信を行うことができる。この非常通信は、次の計画に定めるところにより依頼する。

(1) 利用資格者

原則として非常通信については災害対策に携わる関係者は全て利用することができる。しかし、その通信内容には制限があることについて特に留意しておく。

(2) 非常通信の依頼先

福岡地区非常通信連絡会に加入している無線局または最寄りの無線局に依頼する。なお、この場合はあらかじめ最寄りの無線局と連絡し、非常事態の際の協力依頼をしておく必要がある。

【非常通信ルート】

町担当部署	ルート名	伝送方法	非常通信 受付機関	伝送方法	県担当部署
総務課危機 管理室 または 総務課	警察ルート	使送	行橋警察署警備課	無線	県防災危機管理局
		使送	県警察本部警備課	有線	
	消防ルート	使送	*北九州市消防局 *行橋市消防本部 *京築広域圏消防本部	無線	
	県庁ルート	使送	京築県土整備事務所 行橋支所	無線	

※使送：人が直接情報の伝達を行うこと。

(3) 非常通信における通信内容

非常通信における非常通報の内容は次のとおりである。

【非常通報の内容】

- 1) 人命の救助に関するもの
- 2) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- 3) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- 4) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- 5) その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

(4) 発信の手続き

町災害対策本部は、発信したい通信文を次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナまたは普通文章で記載し、無線局へ発信を依頼する。

- 1) あて先の住所、氏名（職名）および判明するのであれば電話番号
- 2) 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落区切り）
- 3) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白末尾には発信人住所、氏名（職名）および電話番号を記入する。

3. アマチュア無線等の活用

町災害対策本部は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にはアマチュア無線等を活用しつつ、有線通信回線途絶時の代替方法として災害情報の収集や伝達に役立てる。

第4. 航空機との交信

1. 地上から自衛隊航空機に対する信号の種類

町災害対策本部は、地上通信回線が完全に途絶し、緊急通信手段を失った場合には、災害空域に偵察活動等で進入した自衛隊航空機に対し、次の方法を用い通信を試みる。

【自衛隊航空機との非常通信方法】

旗色	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	摘 要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(患者または緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸または隊員降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食料または飲料水の不足等の異常が発生している。	町役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらう。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項なし。	

2. 地上からの信号に対する自衛隊航空機の回答要領

事 項	信 号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける。)

3. 陸上自衛隊航空機から地上に対する信号要領

事項	信 号	信 号 の 内 容
投下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	旋回等で捜索隊、または住民へ注意を喚起した後に、誘導目的地点に向かって直線飛行し、目的地の上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

4. 地上へのヘリコプター着陸誘導方法

ヘリコプターに対して着陸を希望する際には、その希望地点を直径5～7m以上の○内にHを図示(ヘリポートマーク)し、風向きを吹き流し、またはT字形(風向き→└)で明確に示すなどして、航空機の安全確保を図る。

第3節 広報・広聴

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 広報の実施方法	□総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 資材物資班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 医療防疫班 ☐ 復旧対策班 ☐ 消防本部 ☐ 消防団
第2 災害時の放送要請		
第3 住民等からの問い合わせに対する 対応および相談		

～基本方針～

東日本大震災では大規模かつ広域災害となったことから、災害発生以降にデマや風評被害が発生して、被災者の不安増幅や心理的な苦痛が発生した。被災自治体ではこれらを取り除くためのさまざまな努力がなされた。

町災害対策本部は、こうした大災害の教訓を踏まえ、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における人命の安全確保と社会秩序の維持を迅速に図り、地域社会の安定化を早期に確立するため、住民に対し迅速かつ正確な広報活動を実施する。

また、被災者の要望や苦情等の広聴活動を実施して効果的な災害対策実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置するなどして、被災者や一般住民のさまざまな相談に適切に対応する。

なお、広報活動に際しては要配慮者に配慮した広報実施に努めるとともに地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握し、関係機関が提供するさまざまな情報を関係住民にリアルタイムで伝達していくため、町防災行政無線等の情報伝達手段の充実などを図っていく。

第1項 広報の実施方法

第1. 広報内容

町災害対策本部は、災害応急対策の第一次的な実施機関として、その文案および広報の優先順位をあらかじめ定め、ただちに住民への広報を行うとともに関係機関へ情報提供を行う。なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた、多様でかつ分かりやすい内容を提供するように努めることとする。また災害情報の収集については、本章第2節「被害情報等の収集伝達」に定める要領等に従いつつ、より正確な情報収集に努めるものとする。

- (1) 災害に関する注意報・警報・特別警報および指示等に関すること
- (2) 避難指示等に関すること
- (3) 災害時における住民の心構え
- (4) 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- (5) 災害応急対策の実施状況に関すること
- (6) 電気・ガス・水道・燃料等のライフライン供給環境に関すること
- (7) 安否情報に関すること
- (8) 指定一般避難所の設置や運営に関すること
- (9) 応急仮設住宅の供与に関すること
- (10) 炊き出しその他による食料の供与に関すること
- (11) 飲料水の供給に関すること
- (12) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること
- (13) 災害応急復旧の見通しに関すること
- (14) 物価の安定等に関すること
- (15) その他

町災害対策本部は、以上の各種広報内容のうちその対応が可能なものについて、事前に広報文例や広報録音テープを作成し、災害応急対応のためのツールとして準備する。

「表Ⅲ.2.6 災害時における状況変化と必要とされる情報の概要」は資料編参照

第2. 広報の実施方法

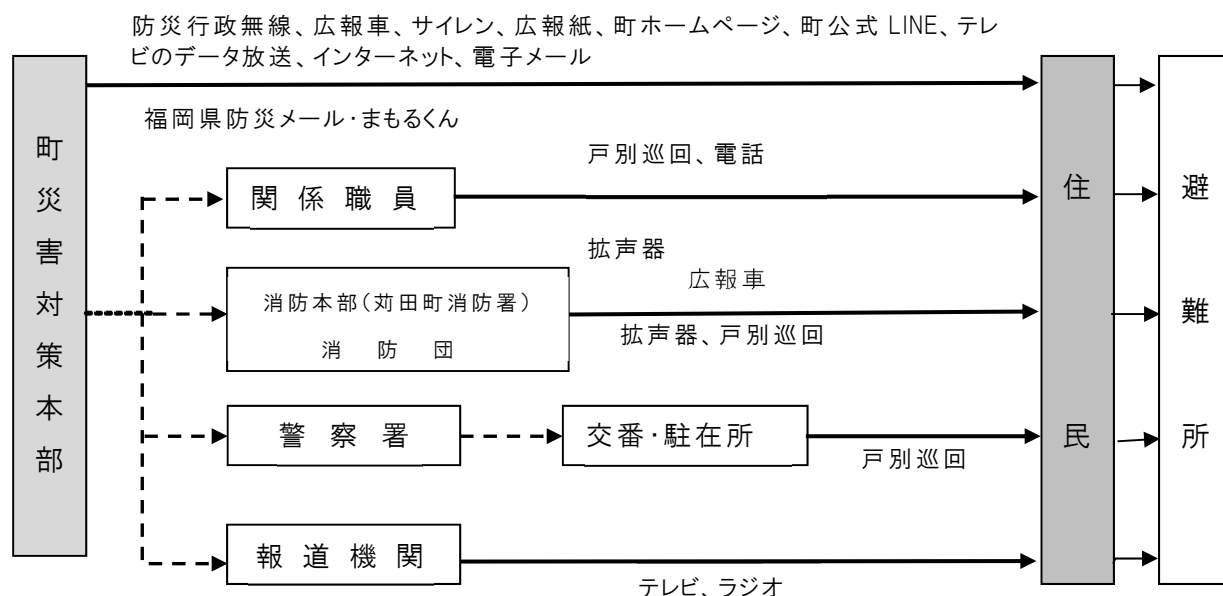
町災害対策本部は、効果的な実施方法を適宜選択しつつ、すみやかに広報活動を行う。

町および防災関係機関は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

なお、被災者の置かれている生活環境および居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際は活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等や広報車で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- (1) 同報系通信ネットワークによる各地区および戸別広報
- (2) 広報車等による現場での広報
- (3) 自治会を通じた広報
- (4) 消防団による広報車、戸別巡回による広報
- (5) 警察による戸別巡回による広報
- (6) 報道機関による広域的な広報（テレビ、ラジオを通じた町の広報）
- (7) インターネット・電子メールによる広報（町ホームページを活用した広報）
- (8) 指定一般避難所・指定緊急避難場所等における派遣広報
- (9) 広報紙の掲示・配布等における広報

なお、広報活動は次のような流れに従って行うものとする。



第2項 災害時の放送要請

第1. 災害時の放送要請

1. 災害時における放送要請

- (1) 町長（本部長）は、災害に関する情報を住民に周知する必要があると認めるときは、県知事に対し災害対策基本法第 57 条に基づいて無線局運用規則第 138 条の 2 に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。
- (2) 県知事は、放送局を利用することが適切と認めるときは、RKB 毎日放送（株）、（株）テレビ西日本、九州朝日放送（株）、（株）福岡放送、（株）エフエム福岡、（株）TVQ 九州放送、（株）CROSS FM、ラブエフエム国際放送（株）の各放送局に対して「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、災害に関する通知、要請、伝達または警告に関する放送を要請する。
 - 1) 県知事は、次に掲げる事項を明らかにして要請することとする。
 - ① 放送要請の理由
 - ② 放送事項
 - ③ 放送希望日時
 - ④ その他必要な事項
 - 2) 要請は原則として文書で行うものとし、緊急でやむを得ない場合においては電話または口頭によることとする。
 - 3) 放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を確実かつ円滑に行うため、県と各放送局にはそれぞれ連絡責任者を定めておく。
- (3) 各放送局は、県知事から放送要請を受けたときには、遅滞なく(2)に示す協定内容に基づいて放送を行うこととする。

2. 緊急警報放送の要請手続きの流れ

町長（本部長）は、住民に災害情報を周知する必要があると認めるときは、県知事に対して緊急警報放送の要請を依頼する。その要請手続きの流れについては次のとおりとする。

(1) 要請権者：町長、県知事

(2) 要請先：NHK福岡放送局

(3) 要請理由

災害が発生し、または発生のおそれがある次のいずれかの事項に該当する場合とする。

1) 事態が切迫し、緊急安全確保、避難指示や警戒区域の設定等について情報伝達について緊急を要すること。

2) 通常の町や防災機関等の伝達手段では対応が困難であり、伝達のため特別の必要があること。

(4) 要請手続き

1) 要請は別紙様式による。

2) 要請方法

原則として県を窓口とする。ただし緊急やむを得ない事情があるときは、町から直接要請もできる。

「表Ⅲ.2.6(1) 町から県（窓口：県防災危機管理局）への要請」は資料編参照

「表Ⅲ.2.6.(2) 県、町からNHK福岡放送局への要請」は資料編参照

第3項 住民等からの問い合わせに対する対応および相談

総合指令班は、大規模な災害の発生等により住民からの問い合わせや相談等に対応するため、各班と連携し町役場内に「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口では、住民からの問い合わせや相談等の情報や内容をもとに、住民が必要とする行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

また、災害相談窓口は、町災害対策本部総合指令班が中心となり、これを支援する資材物資班（住民課）、避難誘導班や要配慮者支援班等との各班合同で編成して町災害対策本部が実施する災害対策業務に関する受付案内や相談内容による担当班の紹介や申し送りを行う。また、災害により生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため荏田町社会福祉協議会、弁護士会、建設協力会等に対して協力を要請する。

- (1) 行方不明者の受付
- (2) 罹災証明
- (3) 税の減免
- (4) 仮設住宅への入居申請
- (5) 住宅応急修理の相談
- (6) 医療相談
- (7) 生活相談等
- (8) 指定一般避難所等における女性特有の問題に関する相談
- (9) 災害によって生じる法律問題

第4節 避難対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 高齢者等避難・避難指示等の発令並びに伝達	☐ 総合指令班	☐ 要配慮者支援班 ☐ 消防本部・消防団 ☐ 警察 ☐ 第七管区海上保安本部（門司海上保安部、苅田海上保安署）
第2 避難誘導および移送	☐ 避難誘導班	☐ 総合指令班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 医療防疫班 ☐ 復旧対策班 ☐ 消防本部・消防団
第3 避難場所および避難所の開設・運営	☐ 避難誘導班	☐ 要配慮者支援班
第4 要配慮者等を考慮した避難対策	☐ 要配慮者支援班	☐ 避難誘導班 ☐ 消防本部・消防団 ☐ 医療防疫班
第5 避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班
第6 帰宅困難者対策	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班

～基 本 方 針～

東日本大震災をはじめ 2012 年 7 月の九州北部豪雨災害など近年の災害態様は突発的であり、さらに想像を越える規模で広域にわたる複合災害となる傾向が強くなりつつある。

町災害対策本部は、このような災害態様の変化に対して平常時から一層の危機感をもち対応することで、町域の危険区域に居住する住民を避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

なお、避難実施に当たっては、本格的な少子高齢化社会を迎えつつある本町の実態を踏まえて、高齢者や障がいのある人等の要配慮者や多様な性のニーズ等に十分に配慮した対応を行うものとする。

第1項 高齢者等避難・避難指示等の発令並びに伝達

第1. 高齢者等避難の伝達

町は、高齢者や障がいのある人等の避難行動を開始するまで時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定める避難マニュアル等に沿った高齢者等避難等を迅速かつ確実に伝達する。

なお、浸水想定区域や土砂災害危険箇所位置している要配慮者利用施設に対しては、予想される災害の特性を勘案した避難情報の伝達時期や方法等について特に配慮する。

第2. 避難指示

町長（本部長）その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生しまたはまさに発生しようとしており危険が切迫していると判断される場合には、住民の人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、必要が認められるときには危険区域の居住者に対して避難のための立退きを指示する。

1. 避難指示の発令権者

【避難の指示権者及び時期】

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市町村長 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第1項、 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示(※1) ③緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市町村長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受けるおそれのある者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示 ④避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市町村長に通知(市町村町は知事に報告)
海上保安官	災対法 第61条	全災害 ・市町村長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示	市町村長に通知 (市町村長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第4条の規定を準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同 上	同 上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)

※1 立退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する

※2 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3 水防管理者が行った場合に限る。

2. 避難指示等の発令基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示を行う。具体的な発令基準については、「避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府防災担当）に基づき定めた「苅田町避難指示等の判断・伝達マニュアル」等に依るものとする。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において指示等を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3. 指定行政機関の長等による助言

町長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該避難指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

第3. 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、次のとおりである。

- (1) 町長（本部長）または権限委任を受けた町職員は、災害が発生し、あるいはまさに発生しようとしている場合に、住民等の生命や身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定する。
- (2) 水防団および消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、市町村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施するものとする。
- (3) 水防団および消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、市町村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施するものとする。

- (4) 警察官は、町長（本部長）が現場にいないとき、または町長から要請があったときには警戒区域を設定する。なお、この場合には警察官はただちに警戒区域を設定した旨を町長（本部長）または権限委任を受けた町職員へ通知する。
- (5) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長（本部長）がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官はただちに警戒区域を設定した旨を町長または権限委任を受けた町職員に通知する。
- なお、町長（本部長）は警戒区域を設定したときには、立入制限もしくは立入禁止または当該区域からの退去を命ずる。また、これらの措置を行った場合には、県知事にその旨をただちに通知する。
- (6) 町長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。
- なお、町長（本部長）は、これらの機関との発災時の連絡体制について、予め本計画に定めておくなど、十分な連携を図るものとする。

第4. 避難指示等の伝達

1. 避難指示等の伝達内容

避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域住民等に対し「2. 避難指示等の伝達手段・伝達先」に定める方法により、避難指示又は緊急安全確保措置の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとし、平常時から伝達例文やひな形を検討し整理しておくものとする。

町長は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

町は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

「表Ⅲ.2.6.1 高齢者等避難」は資料編参照

「表Ⅲ.2.6.2 避難指示」は資料編参照

2. 避難指示等の伝達手段・伝達先

避難指示等の伝達手段については、避難指示等の種類ごとに本章第3節広報・広聴計画第1項広報の実施方法に則り、次に示す手段や地域特性に応じたその他手段を含めた複数の手段を組み合わせつつ、その伝達先と合わせ具体的に定めておく。

(1) 伝達手段

- 1) 防災行政無線の他、町ホームページ、町公式 LINE、テレビのデータ放送を利用して対象地域の住民全般に伝達する（高齢者等避難、避難指示等についてはサイレン吹鳴を併用実施）。
- 2) 町広報車や消防車両により対象地域の住民全般に伝達する。
- 3) 消防本部や消防団、行橋警察署に対し対象地域の住民への伝達を依頼する（あらかじめ消防本部、消防団並びに警察機関による伝達方法について確認しておく）。
- 4) 要配慮者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、苅田町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者並びに障がい者団体等の福祉関係者へ伝達する（FAX や携帯メール活用も含む）。
- 5) 自治会や自主防災組織等で率先して避難行動を促す役割を担う地域リーダーによる伝達並びに地域コミュニティ間での直接的な相互の声かけによる伝達を行う。
- 6) 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や「防災メール・まもるくん」を介する町からの防災情報、高齢者等避難、避難指示等に関する避難情報を伝達する。
- 7) テレビ、ラジオ等の放送機関へ依頼する（県と連絡方法、内容等についてあらかじめ申し合わせておくとともに関係機関の防災連絡責任者リストを作成し共有しておく）。

(2) 関係機関への連絡

町長（本部長）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに、行橋警察署（苅田交番）、消防本部（苅田消防署）等の関係機関へ連絡を行うものとする。また解除する際も同様に連絡を徹底するものとする。

第2項 避難誘導および移送

第1. 避難誘導および移送

住民等の避難誘導については、警察や関係機関の相互協力を得て、総合指令班の統括的な指示のもとで避難誘導班および消防本部、消防団がこれを行う。その場合には、被災地区の実情に詳しい当該地区の自治会や自主防災組織の積極的な協力を得る。

なお、災害地が広範囲にわたり大規模な立ち退き移送を必要とし、町単独にて対処ができない場合には、町長（本部長）が隣接の市町に対して迅速な応援を求めるほか、県に対して移送支援を要請する。その際、ヘリコプター、船舶による避難について検討し、必要に応じ実施するものとする。

なお、避難の実施に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 誘導や移送に際しては、避難前に避難路全体の安全確認をしておくとともに、災害危険箇所等について明確な表示等を行い、避難者にあらかじめその危険性を周知しておく。

- (2) 円滑な避難行動がとれるように荷物は必要最小限度とするように指導する。
- (3) 町は、避難行動要支援者（高齢者、傷病人、乳幼児、妊産婦、身体障がいのある人および必要な介護者等）に対しては、地域住民の協力のもとで優先的に避難誘導・移送を行う。
- (4) 避難地域に対しては避難完了後にすみやかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止やその他必要な避難指示等を行う。

第2. 広域避難

1. 広域避難についての協議

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

2. 広域避難の実施

町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

3. 避難者への情報提供

町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第3. 広域一時滞在

1. 広域一時滞在についての協議

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難および避難場所、応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

2. 広域的避難受入れ活動の実施

町は、政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難受入れ活動を実施するものとする。

第4. 避難準備および携行品

1. 避難の準備

町災害対策本部は、平常時から住民に対し、次のような避難準備段階での留意点を周知する。

- (1) ラジオ、テレビ等の災害情報に注意を払い、時間経過とともに変化する災害の危険性について正確かつ確実に把握すること。
- (2) 懐中電灯、ろうそく、トランジスターラジオ等をすぐにとり出せる場所に用意しておくこと。
- (3) 指定緊急避難場所および避難路を確認し、特に避難時に注意しておく場所は覚えておくこと。
- (4) 避難指示等は町防災行政無線、町広報車、サイレン、伝令、ラジオ、テレビ放送等で行われることを意識し、町が行う広報や避難情報には十分注意しておくこと。
- (5) 家族間や隣近所で緊急時の連絡方法を決めておくこと。
- (6) 食料、貴重品、身分証明書や自身が常時服用する薬等の携行品および衣料具等について、あらかじめ背負い式リュックなどにまとめておくこと。

2. 避難するときの注意

町災害対策本部は、平常時から地域や住民に対して次のような避難時の注意点を周知する。

- (1) 避難指示等が発令されたときには要配慮者をただちに避難させること。
また、その際火の始末、戸締まりを完全にすること。
- (2) 帽子や頭巾、長靴等を着用し、なるべく身体の露出部分を少なくすること。
- (3) 単独行動は絶対に避け、責任者あるいは誘導者の指示に従うこと。
- (4) 避難の際には必要によってはロープや紐等で同行者と身体をつなぐこと。

3. 携行品

町は、平常時から住民に対して次のような避難時の携行品を用意するよう周知する。

- (1) 懐中電灯、ラジオ、電池や電子機器の充電器
- (2) 下着 1～2 着を含む着替え（衣料）、かっぱ（防寒にもなる）
- (3) 簡易食料 2～3 食分（菓子パン・携行食や飴類）、ペットボトル（飲用水）数本
- (4) 1.5m 程度の竹または棒
- (5) 帯、トラロープなどの紐類、大型ビニール袋（かっぱの代用や防寒具になる）
- (6) 貴重品、常時服用薬（お薬手帳）、免許証や健康保険証などの身分証明書や印鑑、親戚などの知人の住所・連絡先

第3項 避難場所および避難所の開設・運営

第1. 避難所の開設・運営

町災害対策本部は、災害により家屋等に被害を受け、または受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、町があらかじめ指定した指定緊急避難場所及び指定一般避難所を遅滞なく開設する。指定緊急避難場所及び指定一般避難所の開設に当たっては、要配慮者支援班や避難誘導班が総合指令班並びに復旧対策班と連携しつつ、災害状況に応じて避難所の立地条件や建築物の安全等を確認したうえで速やかに開設する。なお、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

また、必要に応じて要配慮者のため指定福祉避難所を開設するものとする。

指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページや緊急速報メール等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。

指定一般避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

指定一般避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定一般避難所を設置・維持することの適否を検討するよう努めるものとする。

1. 避難所の区分

本町における避難所の使用区分としては、次のような考え方を基本とする。

【 避難所の基本的な区分 】

区 分	施設の概要	摘 要
第一次避難所 【災害回避施設】	町内の各区の公民館等	内水はん濫や局所的な土砂災害が発生、もしくは想定された場合で避難人員が多数に至らない限定的な場合に、自治会や自主防災組織が自主的・率先的に使用する避難所 (町は原則として管理運営しない自治会管理施設)
第二次避難所 【自主避難所】 【指定一般避難所】	町立の公民館(3)、 小波瀬コミュニティセンター、総合福祉会館 【5箇所】	町域で土砂災害が多発するなど、町の広域での河川はん濫や内水氾濫、あるいは地震時など、多数の避難人員が発生もしくは想定される場合に、町が施設の開放を行い、地域住民が利用する自主避難所、もしくは避難指示等発令時に住民を安全に受入れるため開設する指定一般避難所
校区避難所 【指定一般避難所】	町立の各小学校及び 新津中学校体育館 【7箇所】	町域のみならず京築地域で大規模な土砂災害や洪水による浸水、高潮並びに地震等による甚大な災害が発生しており、住民の安全確保のため、町として避難指示を出し、住民を安全に受入れるための指定一般避難所
福祉避難所 【指定福祉避難所】	総合福祉会館	要配慮者や社会福祉支援を必要とされている方を対象として避難受入れを行う町が指定する避難施設
その他の避難施設 【緊急避難所】	図書館、 文化会館、 総合体育館など	甚大な災害で、町指定避難所だけでは帰宅困難者も含めた全ての避難者を安全に受入れできない場合において、危機回避的に一時的な開放を検討する町所管の公共施設
その他の避難施設 【津波避難施設】	①佐川急便(株) 荻田営業所 ②ブルーポートホテル 荻田北九州空港 ③ベッセルホテル荻田 北九州空港 ④TOTO プラテクノ(株) 荻田工場	台風の地域直撃による高潮または南海トラフにともなう巨大地震や町隣接海域での海底地震により、町海岸部を中心として津波災害が予想される場合における緊急避難施設

2. 避難所開設の準備

町災害対策本部は、避難所（指定一般避難所等。以下同じ。）開設が必要な場合においては、消防本部および消防団並びに県警察（行橋警察署（荻田交番））等とも十分な連絡・調整を図りつつ避難所を開設する。

なお、避難者移送や受入れについて、町単独で対応が困難なときには県に対したちに応援を要請する。

3. 避難所の開設・運営

- (1) 避難所の開設は、町災害対策本部の総合指令班の指揮のもとで避難誘導班が行う。
- (2) 避難誘導班は、避難所に指定された施設の利用の可否、並びに利用制限（条件）を復旧対策班並びに施設管理者と協力して迅速に確認する。その結果については、ただちに町災害対策本部の総合指令班に報告し、総合指令班情報統括担当者、は避難受入れ情報として逐次避難者情報としてとりまとめる。
- (3) 第一次避難所については、地域住民の自治会長（自主防災組織の会長）等の自主的な協力を得て、町が避難所の開設を支援する形式をとる。指定一般避難所については、町職員または学校職員等が要配慮者支援班や避難誘導班として開設する。この時、班単独では施設の安全確認や避難所の開設が困難な場合には、町災害対策本部復旧対策班や当該校区内の自治会長並びに消防団等の支援協力のもとで開設する。
- (4) 小中学校を指定一般避難所として使用する場合には、原則として体育館を使用する（地震時においてはグラウンドも必要に応じて使用）。ただし、洪水予想時に床上浸水等の危険性が想定される場合等では、体育館は使用せず、必要に応じて本校舎2階以上の高層階を緊急的に使用する。
- (5) 町域での被害が激甚であり、町所管の避難施設や公共施設がほとんど利用困難であると認められる場合には、ただちに県と協議して隣接市町に対し避難者の受入れ支援を要請する。また、あわせて建物または土地の借上げについて、所有者や地権者と協議または調整し、避難施設または避難場所として緊急確保する。
- (6) 災害状況により指定一般避難所を変更した場合には、その都度、総合指令班が主体となり広報活動を行い、変更先や変更理由等を明確にして住民へ周知する。
- (7) 指定一般避難所等を開設・運営する場合は、次の点に留意する。
 - 1) 開設した指定一般避難所等の周辺住民に対するすみやかな周知とその徹底
 - 2) 警察（行橋警察署（苅田交番））や消防本部との連携並びに情報共有
 - 3) 避難所責任者の選任とその権限の明確化
 - 4) 避難者名簿の作成（なお、指定一般避難所内で生活せず、在宅や院内泊、車中泊、テント泊により食事のみ受取りに来ている避難者等に係る情報についても、把握するよう努めるものとする）
 - 5) 要配慮者に対する配慮
 - ※ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者が把握している要配慮者の居場所や安否の情報についても収集するよう努めるものとする。
 - 6) 良好な居住性の確保、当該避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布および保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備
 - 7) 要配慮者支援班または避難誘導班は、総合指令班（情報統括担当者）に対して迅速に次に示す事項を報告する。総合指令班は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、県に対し、その状況を取りまとめすみやかに報告する。
 - ① 指定一般避難所等の開設の日時および場所
 - ② 受入れ状況および受入れ人員

※ 避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている避難者等についても早期に把握

するよう努めるものとする。

③ 開設期間の見込

④ 避難対象地区名（避難することとした要因（災害危険箇所名など）も明記）

8) 指定一般避難所等の適切な運営管理

① 指定一般避難所等における協力体制の構築

指定一般避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。

② 指定一般避難所等の運営に関する役割分担を明確化

③ 避難者の主体的な運営体制の立ち上げ支援

避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

④ 性暴力・DVの発生防止

指定一般避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

9) 受入れ人数等の周知

受入れ人数に達した、または達するおそれのある指定一般避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページや緊急速報メール等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努めるものとする。

10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定一般避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2. 避難所の受入れ体制

1. 避難者の状況把握

要配慮者支援班または避難誘導班は、災害発生直後より避難者の状況を把握するため、指定一般避難所に避難者の登録窓口を設置し、次の事項について把握に努める。

なお、把握した事項については被災地の現地調査あるいは住民登録台帳等との整合を図りつつ、指定一般避難所の開設期間の設定や物資供給情報として活用する。

(1) 指定一般避難所においては避難者名簿を作成し、人員を把握・登録しておく。

1) 登録事項

- ① 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- ② 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ③ 親族の連絡先
- ④ 住家被害の状況や人的被害の状況
- ⑤ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- ⑥ 要配慮者の状況
- ⑦ その他必要とする項目

2) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、責任者を選任して登録する。

3) 登録結果の活用

登録状況は指定一般避難所の開設期間、食料や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、指定一般避難所の生活環境の整備あるいは向上等の基本情報として活用する。また、登録状況は総合指令班（情報統括担当者）に定期的に報告し、効率的な災害応急対策の基礎データとして活用する。

4) 登録結果の報告

登録結果は、町災害対策本部の総合指令班（情報統括担当者）に報告し集約する。なお、災害救助法が適用された場合には、必要項目について総合指令班を経由し県担当課へ報告する。

5) 在宅避難者等の状況把握

避難所に避難しない在宅避難者やテント泊、車中泊の避難者についても、必要に応じ指定一般避難所への受入れや生活支援が必要となる場合がある。このため、それらの状況を自治会（自主防災組織）や消防団等と連携し正確に把握する。特に、避難誘導班は、要配慮者支援班と連携を図りつつ、要配慮者が情報伝達を受けられずに孤立することのないよう留意する。

2. 避難所責任者の役割

避難所責任者は、おおむね次の業務を行う。

- (1) 避難所責任者は、基本的には町職員（避難誘導班員）とするが、町職員就任が困難な場合には各館長、学校長等の施設管理責任者および各自治会長（自主防災会長）のいずれかとする。
- (2) 避難者の人数、世帯構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足等を的確に把握できる避難所収容台帳や避難者名簿等を整備して活用する。
- (3) 避難収容台帳等に基づき、常に避難者の実態や需要等を把握する。要配慮者を把握した場合には、要配慮者支援班と連携し必要に応じホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所または指定福祉避難所への受入れを行うための関係機関等との連絡調整を行う。

- (4) 避難者に必要な食料、飲料水その他生活必需品の供給について、町災害対策本部と定期的に連絡を行う。また、それらの供給があった場合には資材物資班や復旧対策班と連携し物資受払簿を整備しつつ、世帯単位で配布した状況を詳細に記録する。
- (5) 避難所運営は、施設管理責任者等と連携しつつ地域での組織的な運営を支援する。

3. 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、町災害対策本部は避難誘導班を中心に次の事項について各班が連携し対応する。なお、指定一般避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

- (1) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じ公平に配布する。
- (2) 必要に応じてパーティションや冷暖房空調器具等の備品等の整備に努め、避難者のプライバシーの確保、暑さ・寒さ対策、入浴および洗濯の機会確保等の保健衛生管理、生活環境等の改善対策を順次検討する。

【設備、備品の例】

- ・ 畳、マット、カーペット
 - ・ 間仕切り用パーティション
 - ・ 電気スタンド、延長コードや携帯電話等の充電器
 - ・ 冷暖房機器（空調器具）
 - ・ 独立救護スペースや医薬品の追加備蓄
 - ・ 仮設風呂・シャワー、保健衛生用品
 - ・ 洗濯機・乾燥機
 - ・ 大型テレビ（災害情報取得用）
 - ・ 仮設トイレ（簡易トイレ）
 - ・ その他必要な設備・備品
- (3) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに、必要な電気容量の確保に努める。
 - (4) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、指定一般避難所にはラジオ、大型テレビ、電話並びに FAX 等の情報通信機器を確保するように努める。
 - (5) 指定一般避難所の防犯対策を確立するため、警察および消防団等と連携しつつ各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、指定一般避難所の治安・防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には警備員等の緊急雇用等の治安対策について考慮する。

第3. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

指定一般避難所の開設が長期化する見通しの場合には、「荏田町避難所開設・運営マニュアル」に準拠しながら次の点に留意するものとする。

1. 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- (1) グループ分け（できるだけ地区を単位として避難者の孤立を防止する）
- (2) プライバシーの確保、こころのケア対策

(3) 多様な者の視点等に配慮した運営

指定一般避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定一般避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

(5) 避難所運営リーダーの育成や指定一般避難所での運営ルールの合意形成とその徹底
円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール(消灯時間、トイレ等の施設使用等)を定め徹底する。

(6) 指定一般避難所のパトロール等

(7) 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等

(8) 指定福祉避難所(社会福祉施設等に緊急入所する者を除く要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心した生活を送れる体制を整備した避難所)の開設に関する検討と要配慮者の移送や誘導等の対応

2. 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

町は、指定一般避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

また、町は、災害の規模、避難者の受入れ状況、避難の長期化等に鑑みて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

なお、町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 自主的な運営体制の整備

(2) 暑さ・寒さ対策、入浴および洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

(3) 精神的な安定や自立に向けたところのケアや健康診断、必要物資等の追加補給

(4) 指定一般避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営

3. 保健・衛生および生活環境対策

町は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定一般避難所における愛護動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 健康状態や栄養摂取状況の把握および改善指導、相談の実施
- (3) 仮設トイレの確保
- (4) 入浴、洗濯対策（仮設風呂やシャワー、洗濯機・乾燥機）
- (5) 食品衛生対策
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
- (7) 心の健康相談の実施

第4項 要配慮者等を考慮した避難対策

第1. 要配慮者支援班の設置

要配慮者の避難等の支援等を円滑に行うため、要配慮者支援班は、荻田町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づきつつ、福祉関係部局を中心とした横断的な組織力を活用し、要配慮者の避難支援業務を的確に実施していく。

《要配慮者支援班の事務分掌(案)》

【位置づけ】

平常時は、総務課危機管理室や福祉課、子育て・健康課間で横断的なPT(プロジェクト・チーム)を設置し、災害時の円滑な要配慮者避難対策を検討する。災害時は、町災害対策本部の要配慮者支援班として、避難誘導班や資材物資班と連携して要配慮者の対策にあたる。

【構成】

平常時は班長(福祉課長)、副班長(子育て・健康課長)を中心に、社会福祉協議会関係者等も参加する。災害時には、避難誘導班や医療防疫班、資材物資班と相互に連携した形とする。

【平常時の事務】

平常時：要配慮者情報の共有化、避難支援プランの策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

第2. 要配慮者の避難誘導対策

1. 要配慮者の把握

災害時における要配慮者の安否確認を迅速に行うため、円滑な支援ができるように自主防災組織や自治会並びに民生委員を通じ、支援が必要な要配慮者や外国人等を把握しつつ要配慮者情報のデータベース化を試行する。

なお、この際には町災害対策本部は個人情報保護措置について十分に注意する。

2. 避難指示等の発令・伝達

避難指示等の発令・伝達は、原則として本節第1項高齢者等避難・避難指示並びに伝達に示す要領にて実施する。避難行動要支援者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れを資料編に示す。

なお、要配慮者や支援者への情報伝達については、援護対象者の障がいの程度や特徴等を考慮しつつ、関係機関や地域住民、避難支援者等の協力を得て、多様な手段を用いて迅速に行うこととする。

「図Ⅲ.2.5 要配慮者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れ（イメージ）」は資料編参照

(1) 避難行動要支援者への情報伝達手段の例

1) 聴覚障がいのある人

デジタル戸別受信による文字放送、インターネット(電子メール、携帯メール等)、テレビのデータ放送、いわゆる見えるラジオ、FAX

2) 視覚障がいのある人

受信メールを読み上げる携帯電話

3) 肢体不自由者：ハンズフリー携帯電話

4) その他：衛星携帯電話、災害時有線電話、簡易無線機など

3. 要配慮者の避難誘導

要配慮者支援班は、要配慮者の避難誘導に当たり、総合指令班、避難誘導班並びに医療防疫班等と密に連携しつつ、傷病者、高齢者および乳幼児等の要配慮者の特徴を十分考慮するものとする。

(1) 避難誘導の主体

要配慮者の避難誘導については、円滑な避難誘導が行えるよう基本的には避難支援者が主となり、福祉課を中心とした横断的組織として「要配慮者支援班」がこれを支援する。さらに避難誘導班や医療防疫班が、要配慮者支援班を側面から支援するグループとして対応する。

(2) 支援グループによる避難誘導の準備

状況に応じ避難支援グループが公民館等へ集合し、あらかじめ登録された要配慮者への避難支援が可能かどうかを確認する。

(3) 要配慮者支援班による避難誘導の支援

要配慮者支援班は、避難支援者からの避難支援要請により、資材物資班や避難誘導班と連携し、あらかじめ定める手段(借上げ自動車、町所有バス等)を用いつつ、所定場所(指定一般避難所、指定福祉避難所等)へ要配慮者を誘導する。

(4) 避難誘導時の留意点

要配慮者を避難誘導する際には、要配慮者の特徴に応じた避難誘導時の留意点等に特に配慮して行うものとする。

4. 要配慮者の安否情報の確認

町災害対策本部各班は、次の点に留意し、要配慮者支援班と連携しつつ要配慮者の安否情報の収集にあたる。

総合指令班は、収集した情報を整理・集約し、必要に応じ県や福祉医療関係施設に対して追加の支援協力を求める。

- (1) 事前に把握した要配慮者の所在情報等に基づきつつ、迅速に安否状況等を確認する必要があるため、指定一般避難所に避難した要配慮者を確実に把握する。
- (2) 一緒に避難してきた地域住民等から要配慮者の避難状況や家屋倒壊や損壊等により救助不可能な人、または要配慮者が取り残されていないかなどの安否情報を収集する。
- (3) 人工透析中の要配慮者または在宅酸素吸入患者等の緊急対応を必要とする要配慮者の確認については、関係機関（医療機関、保健所等）や関係団体等と協力してすみやかに行う。
- (4) 社会福祉施設等における被害状況について把握するとともに、一時入所等の受入れが可能かどうかあわせて確認する。
- (5) 被災により保護者の監護等ができなくなった要保護児童等の状況把握に努め、親族による受入れや児童養護施設等への受入れなど、必要に応じ対処する。

第3. 避難所等における要配慮者の支援対策

避難生活は生活環境の急激な変化を招くため、要配慮者支援班は、避難誘導班と密に連携を図りつつ、指定一般避難所の運営においても要配慮者に対する適切な配慮を行うよう努める。

1. 「要配慮者」対応窓口の設置

要配慮者支援班や避難誘導班の担当者等が中心となり、自治会や自主防災組織、福祉関係者並びに避難支援者等の協力を得つつ、各指定一般避難所に要配慮者対応窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、あるいは確実な情報伝達と支援物資提供等を実施する。

なお、その際には女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性班員を配置するように努める。

「表Ⅲ.2.6.2(1) 避難所での「要配慮者」対策（案）」は資料編参照

2. 避難所運営における留意点

要配慮者を受け入れる指定一般避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 避難所スペースおよび支援物資等が限定された環境下では、災害医療におけるトリアージの発想を参考にしつつ、介助者の有無や障害種類あるいは程度等に応じ優先順位をつけて対応する。また、指定一般避難所における要配慮者に対する支援に関し地域住民の理解を深めるよう努める。
- (2) バリアフリー化されていない指定一般避難所については、できる限り出入り口の段差等を覆工板などで解消する。また、車イス用の補助通路等の幅員の確保を検討する。
- (3) 部屋割当てに当たっては、和室や空調設備のある部屋などを要配慮者に優先して割当

てる等の配慮や、居室とトイレ間の距離等についても配慮する。

(4) 補装具の装着・交換、おむつ交換、授乳などができる空間（場所）を確保する。

(5) 環境の急変化により精神的に不安定となりやすい要配慮者の場合、避難住民とコミュニケーションが十分にとれず、周囲とトラブルを起こしてしまうことも予想される。このため、避難支援者が帯同できる個室をできるだけ確保するように努め、要配慮者の精神安定を図るなどの諸配慮を行う。

3. 情報提供の際の留意点

(1) ラジオやテレビを設置するなどして、報道機関からの情報が得られるようにする。

なお、その際にはできるだけ文字放送対応の情報機器もあわせて準備する。

(2) 指定一般避難所内部における物資供給場所や供給方法に関する連絡等の情報提供については、拡声器等によるものとあわせ、掲示やビラ等文字による情報の提供を実施し、要配慮者に対しても情報を確実に提供できるよう配慮する。

なお、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いつつ、わかりやすい表示に努める。

4. 避難者ニーズへの対応

(1) 食料品はできる限り柔らかいものを提供し、または乳児には粉ミルクや液体ミルクを用意するなど個々の要配慮者のニーズに応じた食料供給に努める。

(2) 車イスや簡易トイレ等の介護用具、おむつ等の生活用品についても、資材物資班と密に連携を図りつつ可能な限り確保する。

(3) 要配慮者は、指定一般避難所ではさまざまな支援が必要となる。このため避難所内での巡回相談や相談窓口設置などにより支援ニーズを把握する。

(4) 身障者の方が指定一般避難所内での移動ができるように、施設内の段差解消やトイレ空間のバリアフリー機能等の追加整備対策（仮施設としても良い）を迅速に行う。

(5) 要配慮者は定期的に医師や保健師等医療関係者により健康状態や精神状態等をチェックしてもらい、必要に応じて指定福祉避難所への移送等を検討する。

(6) 外国人は言語や生活習慣、文化の相違から生活に大きな支障が出るおそれがあるため、必要に応じ通訳ボランティア等の協力を得つつ、外国人専用相談窓口を開設して生活相談やニーズ等の把握を行う。また、相談窓口では生活習慣や文化の違いに配慮した支援に努める。なお、外国人が医療機関で診療を受ける場合や行政・窓口に赴く場合においては、通訳者同伴等のサービスを提供するなどの配慮についても検討する。

(7) 聴力障害がある要配慮者のため、指定一般避難所には手話通訳が可能な者の配置に努める。

(8) 避難者のアレルギー症状有無等についてヒアリング等により調査を行う、食事等については医師、栄養士等専門家の意見を聞きつつ、きめ細やかに対処する。また、心臓病や高血圧の慢性患者など常時投薬が必要な者等についても同様とする。

5. 指定福祉避難所の設置運営

指定福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。

本町では、総合福祉会館が町指定福祉避難所となっているが、大規模な災害時には本施設への集中的な避難受入れは現実的な対応ではなく、各指定一般避難所においても準福祉避難所的な扱いがなされる空間が求められてくる。

救助法が適用された場合において、指定福祉避難所を設置した場合には、おおむね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談職員（要配慮者に対し生活支援・心のケア・相談等を行ううえで専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

なお、この他指定福祉避難所としては当該施設がバリアフリー化されるなど要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である総合保健福祉センター等の既存施設の活用を検討する。また、このような施設が見あたらない場合または受入れ可能能力を越えるような場合には、必要に応じて公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借上げ等も検討する。

指定福祉避難所の運営に際しては、次の点に留意する。

- (1) 各指定一般避難所にて要配慮者の心身状態等を考慮し、避難所生活が困難であると判断した場合には、その必要性の高い人から優先的に指定福祉避難所へ移送する。この際、必要に応じ家族同伴等の対応を行う。
- (2) 指定福祉避難所には相談等にあたる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うとともに避難者の生活状況等を把握して、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する（ただし、介助員配置は災害救助法に基づく経費負担ができるが、その他サービス提供に要する費用は他法に基づく費用負担となるので注意を要する）。

6. 社会福祉施設等への緊急入所

避難行動要支援者のうち、常時介護や治療が必要であるため避難所や被災自宅で生活ができない住民に対しては、特別養護老人ホーム等への入所や病院への入院手続き等を早期に検討する。この際には、入所定員枠増員を要する場合については県に対して国との協議を行うよう要請する。

第4. 関係機関等との連携

1. 災害時における福祉サービスの継続（BCP）

- (1) 福祉サービス提供者等との連携

要配慮者支援班および避難誘導班は、総合指令班とともに福祉サービス提供者との連絡を密にし、発災時に福祉サービス提供者等が実施可能な範囲内で把握した安否情報、避難者名簿等との照合を行いつつ、要配慮者への「支援対応漏れ」をフォローアップする。

(2) 福祉サービスの継続

- 1) 要配慮者支援班および避難誘導班は、総合指令班と連携して福祉サービス提供者との間ですみやかに連絡をとりつつ、要配慮者の安否や居住環境等を確認する。また、必要に応じて福祉施設への緊急入所等を早急に対応するとともに、特に当該施設が受入れ定員を超過し、要配慮者を受入れできない場合等においては、町災害対策本部と福祉サービス提供施設並びに福祉サービス提供者等の間で緊密に相互連絡を図りつつ迅速に対処する。
- 2) 福祉サービス提供施設や福祉サービス提供者自身が被災し、福祉サービス継続のために必要な人員や施設確保が困難となった場合または指定一般避難所等における要配慮者への福祉サービス提供のための介護職員の確保が必要な場合には、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れ方策等を活用しつつ、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に対し必要な人員の確保に努める。

2. 保健師、看護師等の広域的な応援

(1) 保健師、看護師等の広域的な応援要請

要配慮者支援班（支援グループ）は、要配慮者の状況や保健師、看護師等の活動状況を把握し、広域的な応援が必要と判断される場合にはただちに県や国等に要請することとする。

(2) 広域的に応援派遣された保健師、看護師等の効果的な活動

大規模な災害時における要配慮者への直接的な支援に関し、町災害対策本部は指定一般避難所に応援派遣された保健師、看護師等を積極的に活用するとともに、これらの者が効率的かつ効果的な支援活動が実施できるよう十分な調整を図る。

第5項 避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6項 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、県および町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞り場所の確保等の支援を行う。滞り場所の運営に当たっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努めるものとする。

第5節 水防対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 水防対策の実施	☐ 本部長 ☐ 総合指令班	☐ 復旧対策班 ☐ 消防本部 ☐ 消防団(水防団)

～基 本 方 針～

水防法（昭和24年法律第193号、平成23年改正法律第124号）は、洪水、津波または高潮に際し、水災を警戒、防御し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。市町村の区域にかかる水防は、水防法第3条で市町村（水防管理団体）にて十分に果たすべき責任を有するとされている。また水防法第33条では水防管理団体の責任者（本町では荻田町長）が、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならないとされている。

町災害対策本部は、町長（本部長）を水防管理責任者として水防に関する指示を受け、洪水等により水害が発生し、または発生するおそれがある場合においてこれを警戒・防御し、その被害を軽減するため体制を確立して迅速な応急対策活動を展開する。

なお、水防対策の実施に当たっては、洪水・雨水出水・津波・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するものとする。

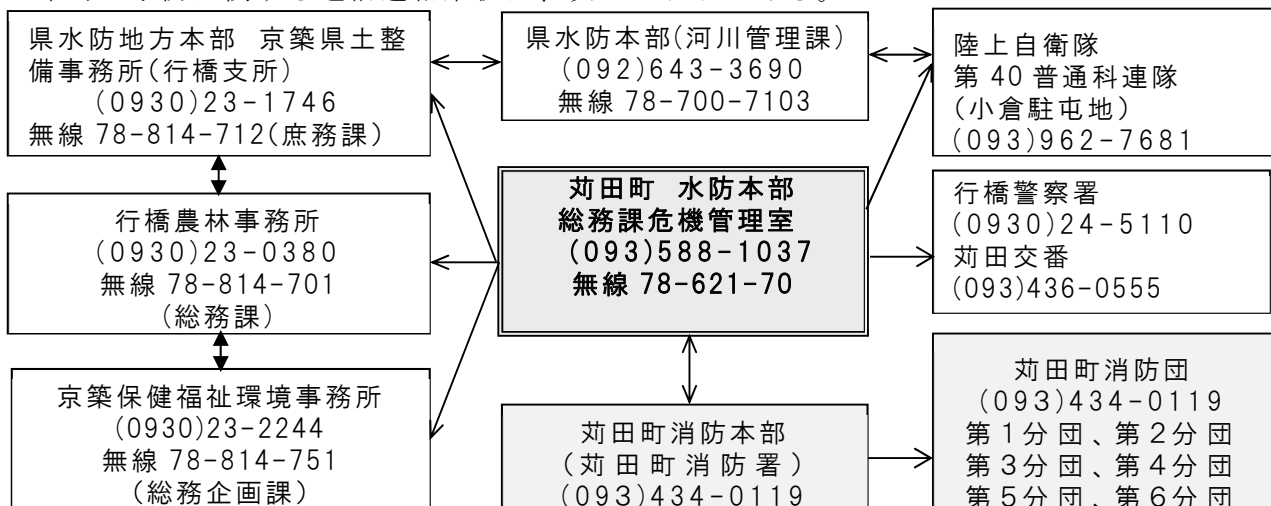
第1. 水防対策の実施

1. 実施内容

- (1) 水防管理団体（荻田町）は、水防上危険が予想される状態に至ったときは、それぞれの定める水防計画の基準に従い水防体制確立に万全を期すものとする。
- (2) 活動内容や配備体制等については「荻田町水防計画」の定めるところによる。

2. 水防に関する通信連絡系統表

本町の水防に関する通信連絡系統は、次のとおりである。



3. 水位、雨量、潮位の観測

(1) 水防警報河川・水位情報周知河川における水位観測

本町の主要河川においては、県京築県土整備事務所行橋支所により、次に示す箇所にて水位観測が行われ、避難判断水位等の情報が町に伝達されることになっている。また、テレメーターによる観測データは、県ホームページでリアルタイムに近い環境で閲覧可能である。

「表Ⅲ.2.7 水防警報河川・水位情報周知河川における基準水位」は資料編参照

なお、表中に示す基準水位の意味は以下のとおりである。

- 1) 水防団待機水位：水防団が水防活動の準備をはじめるとする目安となる水位。
- 2) 氾濫注意水位：水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位。
- 3) 避難判断水位：避難所の開設、要配慮者の避難開始の目安となる水位。
- 4) 氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる恐れのある水位（避難指示等の発令の目安）。

(2) 雨量・潮位観測

苅田町および町周辺の雨量、潮位観測については、防災関係機関により次の箇所にて観測が行われている。このうち県が管理するデータは、県ホームページでリアルタイム閲覧が可能である。また、気象台のアメダスデータに関しては、それに基づく気象注意報・警報という形で伝達されることになっている。

「表Ⅱ.3.5 苅田町内の雨量・水位・潮位・波高観測所一覧表」は資料編参照

(3) 苅田町における水防活動に関する福岡管区気象台の警報、注意報等の発令基準

本町における水防活動に関する大雨・洪水に関する警報並びに注意報の発令基準については、資料編に示す。

「表Ⅲ.2.1 苅田町における気象業務法に基づく警報・注意報の種類と発表基準」は資料編参照

(4) 避難指示等の基準

高齢者等避難、避難指示等の発令基準については、本編第2章第1節第1項「防災気象情報等の種類・基準」並びに本編第2章第4節第1項「高齢者等避難、避難指示等の発令並びに伝達」に準ずるものとする。

4. 水防本部員の出動

次の場合、水防管理団体である苅田町は、ただちに水防団員（消防団員）をあらかじめ定められた計画に従って出動させ、警戒配置につかせる。

(1) 水防警報が発せられたとき

- (2) 水位が氾濫注意水位以上に達したとき
- (3) ため池、堤防の決壊のおそれのあるとき
- (4) 山崩れのおそれのあるとき
- (5) その他本部長が必要と認めたとき

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなく、水防非常体制解除を命じたときは、一般に周知すると同時に、京築県土整備事務所行橋支所長にその旨を報告する。

水防報告と水防記録については、水防体制から平常時に戻ったとき、所定の様式により遅滞なく京築県土整備事務所行橋支所長に対し報告並びに提出するものとする。

5. 水防信号（水防法第20条）

水防信号は次のとおりとする。

- (1) 信号は適宜の時間継続する。
- (2) 必要があれば警鐘およびサイレン信号を併用する。
- (3) 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させる。

「表Ⅲ.2.9 水防信号」は資料編参照

6. 応援協力関係

- (1) 水防管理団体（苅田町）は、自らの水防活動の実施が困難な場合には、他の水防管理団体または県に対し、必要とする要員および資機材について応援要請を行うものとする。
- (2) 県は、水防管理団体（苅田町）からの応援要請事項について、県にて実施が困難な場合には、その他必要があると認めた場合において陸上自衛隊等に対して必要とする要員および資機材について応援を要請するものとする。

第6節 消防活動

【体制】

計 画 項 目	主 な 担 当 班 など	支 援 班 など
第1 消防活動の体制	☐ 消防本部 ☐ 消防署	☐ 総合指令班 ☐ 消防団
第2 消防活動の実施		

～基 本 方 針～

町は、消防法並びに消防組織法第6条等に基づいて町域における消防活動の責任を果たす。

町災害対策本部および町消防機関（消防本部および消防署、消防団）は、あらかじめ定めた消防計画に基づき、また住民や自主防災組織等とも連携を図りつつ、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施する。

第1項 消防活動の体制

第1. 消防本部（消防署）

消防本部（消防署）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における消防本部での組織運用およびその他活動体制等について、あらかじめ消防計画を定めておく。また、消防本部（消防署）は、消防組織法第39条の規定に基づいて、消防に関して相互応援体制を整えるよう努めるとともに、関係団体との相互応援協定を締結するなどして町域における消防体制を確立する。

なお、消防団は苅田町消防団の設置等に関する条例（昭和41年3月31日条例第8号）並びに苅田町水防に関する条例（昭和32年6月25日条例第24号）等に基づき、町の消防本部および消防署とともに消防並びに水防活動を実施し、地域を災害から防御し、安全・安心な地域づくりに努める。

第2. 住民および自主防災組織等の役割

災害発生後の初期段階においては、住民および自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関の活動に協力するよう努める。

なお、自治会や自主防災組織等は家庭に対し、火の元の始末などの出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合には消火器、水バケツ並びに小型動力ポンプ等を活用しつつ、隣近所が相互協力して初期消火に努めるものとする。

第2項 消防活動の実施

第1. 消防活動計画

消防本部は、次の消防活動計画を推進する。

- (1) 災害発生後の消防職(団)員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- (2) 火災に対処する第一義は、人命救助として、あらゆる消防活動よりも優先する。
現場の指揮者は、火災現場に到着した場合には、ただちに要救助者の有無を確認し、必要があれば搜索を実施する。また、要救助者があれば救助活動にその全力を投入する。
- (3) 火災防御活動の主眼は、人命救助、延焼防止を第一義とし、延焼拡大の要素がある場合には現場の最高指揮者は消防力全力を挙げて延焼防止体制をとる。
- (4) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等の迅速な把握に努める。
- (5) 災害時における同時多発する火災に対しては、効率的な消防組織の運用を図るため、消火活動の重点地域を必要に応じ定める。
- (6) 災害時には水道給水停止により消火栓が十分に活用できなくなることが予想される。
このため、河川、池、水路等の自然水利または公共施設のプール等の効果的な利用を図る。

第2. 消防職員および団員の招集・出動

火災その他の災害発生に際し、消防本部は消防職員（消防団員）の招集・出動について次のとおり実施する。

- (1) 消防職員にあつては、消防長の命によりこれを行う。
- (2) 消防団員にあつては、消防団長の命によりこれを行う。

第3. 応援要請に関する計画

町長（本部長）または消防長は、他の市町村に対し消防機関の応援要請を行うときには次の事項を明らかにして、他市町村長または消防長へ要請する（詳細は本編第1章第4節応援要請計画を参照）。

- (1) 火災の状況および応援要請理由
- (2) 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- (3) 応援要請を行う消防機関の種別人員
- (4) 町への進入経路および集結(待機)場所

第4. 住民等の役割

1. 住民の役割

発災後の初期段階においては、住民および自治会（自主防災組織）等は自発的に初期消火活動を行うとともに、町（町災害対策本部）およびこれを応援する消防機関に対し協力する。

2. 自主防災組織等の役割

町民や民間企業体は、自主的な災害予防、初期消火、消防隊への協力のため、自衛消防隊を編成するなどして消防本部の消防活動に対して協力する。

自衛消防隊の活動については、消防本部および消防団と緊密な連携を図るとともに、災害現場では消防長または消防団長の指示のもとで行動し、住民の生命、身体の救護並びに財産を災害から防御し、災害鎮圧に向けて協働する。

第5. 火災連絡系統

1. 連絡系統

消防本部は、出火防止のための広報、火災延焼状況等に関する広報をより迅速に行うため、広報の要領等についてあらかじめ実施計画を作成しておく。

2. 消防信号

消防本部は、洪水、火災およびその他災害に際し、住民への周知と消防機関の迅速な出動を図るため消防信号を発する。

第6. 大規模火災等の情報収集および報告

大規模な火災等の災害が発生した場合には、消防本部並びに荊田町消防署と消防団は、災害発生地域を次によりただちに調査したうえで、消防本部が情報をとりまとめ、災害応急対策に必要な情報に意見を添え県防災危機管理局へ報告する。

1. 調査報告事項

消防本部（消防署）が行う調査報告は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める事項とする。

2. 火災報告に関する基準

火災によって生じた損害が次の基準に該当する場合には、報告（火災即報）を行う。

「第Ⅳ編 様式 1 被害概況即報（第4号様式（その1）」は資料編参照

「第Ⅳ編 様式 1 被害状況即報（第4号様式（その2）」は資料編参照

第7節 警備対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 警備対策の実施	☐ 総合指令班 ☐ 行橋警察署(苅田交番)	☐ 消防本部 ☐ 消防団

～基 本 方 針～

警察（行橋警察署）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、町災害対策本部や関係防災機関と緊密な連携のもとで各種の応急対策を実施し、住民の生命、身体および財産を保護する。また、あわせて公共の安全確保と地域の秩序維持にあたる。

第1項 警備対策の実施

第1. 警 察

警察（行橋警察署、苅田交番）は、災害時における住民の生命、身体および財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序維持にあたるため、次の処置を講じる。

なお、警備対策を実施する際の警備体制や方法等については、県警察本部等の公安警備計画による。

1. 警察の任務

警察（行橋警察署、苅田交番）の災害時の任務は、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報の収集および伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護
- (5) 行方不明者の搜索
- (6) 被災地、危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示および誘導
- (8) 不法事案等の予防および取締り
- (9) 避難路および緊急輸送路の確保
- (10) 交通の混乱防止および交通秩序の確保
- (11) 民心の安定に必要な広報活動
- (12) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- (13) 関係機関が行う防災活動に対する協力

2. 警備体制

警察における警備体制および所掌事務については、県警察本部等の定めるところによる。

第2. 町

町（町災害対策本部）は、被災地での盗難や略奪、火災等の二次災害を防止するため、行橋警察署や消防本部（消防団）等と連携し、各地域の自主防災組織による巡回・警備活動を進める。

第8節 救出活動

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 救出対策	□消防本部	□総合指令班 □復旧対策班 □行橋警察署(苅田交番)
第2 海上における救出対策	□総合指令班	□復旧対策班 □第七管区海上保安本部 (門司海上保安部、苅田海上保安署) □行橋警察署(苅田交番)
第3 災害救助法に基づく救出適用基準	□総合指令班	□復旧対策班

～基 本 方 針～

阪神淡路大震災や東日本大震災では、倒壊家屋の下敷きや土砂災害等により生き埋めになった者および津波や洪水等により流された者、市街地の火災の延焼により火中に取り残された者などが救助するいとまもなく多くの命を失った。

このような自然外力による犠牲者だけではなく、近年では大規模な道路災害事故等によっても救出を要する者等が多数発生することが予想される。

町災害対策本部および消防本部並びに警察は、関係機関との協力体制を確立して発災初期における迅速かつ的確な救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。なお、災害現場で活動する各部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第1項 救出対策

第1. 町(消防本部)

- (1) 町災害対策本部は、災害が発生した場合には、消防本部を中心とした救助隊を編成し、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他救助のための資機材を防災関係機関や建設業者等の協力を得てただちに調達し、迅速に被災住民の救助にあたる。また、必要に応じ消防相互応援協定に基づく他の消防機関からの応援を得る。
- (2) 町災害対策本部は、自らが編成する救助隊による救出作業が困難を極めるときには、行橋警察署(苅田交番)に連絡するとともに、これらの関係機関と合同し救助活動にあたる。
- (3) 町が有する救助資機材では救出作業に必要となる車輛、舟艇、特殊機械等の調達が困難なとき、あるいは町単独での救出が困難なときには、町災害対策本部は、県および隣接市町に対し応援をただちに要請し、早期の救出活動を推進する。

第2. 住民および自主防災組織の役割

住民および自主防災組織(自治会)は、がけ崩れ、建物倒壊等により下敷きになった者が発生したときには、第一義として自らの安全を確保しつつ自発的に被災者の救助や救急活動を行うとともに救助救急活動を実施する町災害対策本部や各機関に協力する。

また、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等についても積極的に行う。さらに、負傷者への現場での応急手当を実施するなどして、医師による治療を要する者があるときには緊急救命措置を行いつつ救護所等へ迅速に搬送するように努める。

第3. 警察

警察(行橋警察署、苅田交番)は、災害発生のおそれがある場合において、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合には、次のような被災者に対する救出処置をとる。

- (1) 要救助者および死傷者の有無確認、要救助者のすみやかな救出・救助活動
- (2) 消防機関、救護機関等と連携・協力した負傷者の救護・搬送活動
- (3) 行方不明者がある場合には、そのすみやかな搜索活動
- (4) 救出・救助活動の迅速化・円滑化を図るために必要な交通規制や誘導等の所要の活動

第4. 緊急消防援助隊

町災害対策本部および応援機関による消防力では対処ができない大規模な災害が発生した場合においては、町(町災害対策本部)は消防組織法第44条の規定により、県を通じ国に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。

1. 要請手続き

- (1) 町災害対策本部(総合指令班)は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認めた場合には、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた

場合には、災害の概況および県内の消防力などを相互に勘案したうえで、国に対して応援の要請を行う。

- 1) 災害発生日時
 - 2) 災害発生場所
 - 3) 災害の種別・状況
 - 4) 人的・物的被害の状況
 - 5) 応援要請日時・応援要請者職氏名
 - 6) 必要な部隊種別
 - 7) その他参考事項
- (2) 町災害対策本部は、通信の錯綜（さくそう）等の事由により、県と連絡がとれない場合には、直接国に対し応援の要請を行うものとする。

2. 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

第2項 海上における救出対策

第1. 第七管区海上保安本部（門司海上保安部、苅田海上保安署）

船舶事故や海難事故等の災害により被災者または行方不明者が発生した場合には、第七管区海上保安本部（門司海上保安部、苅田海上保安署）は、情報収集並びに災害状況の確認とともに、現場に投入する巡視艦艇や航空機を選定または決定し、これにより救出並びに捜索活動にあたる。

第2. 行橋警察署（苅田交番）および町、関係機関

船舶事故や海難事故等の海上災害の発生に際しては、行橋警察署（苅田交番）は第七管区海上保安本部（門司海上保安部、苅田海上保安署）、町災害対策本部の総合指令班と復旧対策班（町災害対策本部が立ち上げられていない場合には、総務課危機管理室並びに建設課）その他の関係機関と連携し、次のような措置をとる。

- (1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の身元確認措置
- (2) 警備艇、ヘリコプター等による可能な救出活動および救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保の交通整理または規制その他所要の措置
- (3) 行方不明者に対するすみやかな発見措置（沿岸関係警察への手配、海岸搜索）
- (4) 船舶火災、化学物質の流出等の場合における町海岸部における住民に対する二次災害防止に関する措置（警戒避難体制の確立）
- (5) 海上事故に関する報道・広報対応

第3項 災害救助法に基づく救出適用基準

第1. 災害救助法に基づく救出適用基準

災害救助法に基づく救出適用基準の内容については、次のとおりである。

(1) 対象

対象は、以下のとおりとする。

- 1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- 2) 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の限度

救出費用の限度は、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

(3) 期間

救出期間は災害発生の日から3日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる（特別基準）。

第9節 医療救護

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 医療情報の収集・連絡体制	☐ 医療防疫班	☐ 総合指令班 ☐ 復旧対策班 ☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第2 初動医療体制	☐ 医療防疫班	☐ 復旧対策班 ☐ 総合指令班
第3 医療救護活動の実施	☐ 医療防疫班	☐ 要配慮者支援班 ☐ 避難誘導班 ☐ 資材物資班
第4 搬送体制の確保	☐ 医療防疫班	☐ 復旧対策班 ☐ 資材物資班 ☐ 消防本部
第5 災害救助法に基づく措置	☐ 総合指令班	☐ 医療防疫班

～基本方針～

大規模な災害時における救急活動については、広域で多数の死傷者を迅速に処置することが求められる。このため、町災害対策本部は関係機関と連携してすみやかな医療救護部隊を編成し、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保等並びに災害状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護活動を行う。また、災害直後は道路等の交通機能の確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な医療救護対応が可能なように搬送体制を確立する。

第1項 医療情報の収集・連絡体制

第1. 情報収集・連絡体制（総合指令班、医療防疫班）

町災害対策本部は、災害時はただちに各班相互の連携体制を確立し、次のような医療関係の情報収集および関係機関との連絡体制を確立する。

- (1) 医療防疫班は、災害発生時における被害情報の収集並びに連携が可能な救急病院との連絡体制の確立や京築保健福祉環境事務所、災害拠点病院などとの医療関係情報の交換と情報共有を行う。
- (2) 消防本部や避難所担当責任者（避難誘導班、要配慮者支援班）および自主防災組織（自治会）関係者等から死傷者などの発生状況について情報収集を行い、それに基づいた医療救護体制を構築する。
- (3) 医療防疫班は、災害発生後の医療機関からの被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医療施設や機器の被災状況並びに医薬品等の不足状況等、必要な情報を定期的にかつできるだけ正確に収集する。これらの情報は定期的に総合指令班（情報統括担当者）へ集約し、効果的な町災害対策本部の医療救護に関する応急対策活動の基礎データとして役立てる。

- (4) 復旧対策班は、医療救護活動に関係するライフライン機能状況や道路交通状況等について情報を収集する。
- (5) 医療防疫班は、医薬品等の調達可能量、不足する医薬品の種類や量等に関する情報を収集し、必要があれば総合指令班を通じて県や近隣市町へ支援を要請する。
- (6) 医療救護所や医薬品集積所の開設状況並びに救護所等の開設計画等に関する情報の収集・集約を行い、被災者等にその情報を正確に提供する。

第2項 初動医療体制

第1. 医療救護部隊の設置

医療救護は原則として医療防疫班が行うが、重傷病患者等で対応することが困難な場合には総合指令班が検討し、京築保健福祉環境事務所、京都医師会および各医療機関等の協力を得て、医療救護部隊を別途編成し迅速な医療救護活動を実施する。

なお、医療救護部隊の編成基準については、おおむね次によるものとする。

【 医療救護部隊の編成基準（例） 】

医 師	薬剤師	看護師	事務職員	運転手
1～2名	1名	2～3名	1名	1名

各部隊の編成については、災害規模により適宜定めるものとする。

以上の医療救護部隊のみでは対応ができないときには、総合指令班は、集約された医療情報をもとに近隣市町の救急病院等から応援を求める。

第2. 救護所の設置

医療防疫班は、総合指令班と協働して、災害時における医療救護部隊の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、京築保健福祉環境事務所、京都医師会等と協働し適当な救護所を設ける。傷病者受入れについては臨時救護所を仮設し、あるいは小学校や集会所等の避難施設内でも救護所や救護室配置等について検討する。

1. 救護所の設置場所

救護所の設置場所については、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難施設
- (2) 被災地の中心地
- (3) 被災者の交通の多い地点
- (4) その他、救急搬送機能が適するなどの適材地点

第3. 医療機関との協力・連携

1. 応援要請

町長（本部長）は、町単独能力では十分な医療救護活動が困難であると認められる時には、京都医師会の協力のもと周辺地区の医師会あるいは最寄りの医療機関に対し応援要請を行う。要請は、次の項目を明らかにして行う。

- (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- (2) 必要とする医療救護部隊数
- (3) 救護期間
- (4) 派遣場所
- (5) 災害の種類・原因等その他の事項

2. 災害拠点病院との連携

医療防疫班は、県により指定されている次の災害拠点病院と連携し、よりの確で迅速な医療救護活動を行う。

「表Ⅱ.3.15 災害拠点病院の情報」は資料編参照

3. 民間への協力依頼

救急医療活動は災害が突発的に発生するため、医療防疫班は各班と連携して現場付近における住民の通報連絡の内容並びに傷病者の緊急移送等について、十分な協力が得られるよう自主防災組織や自治会等との連携体制を確立する。

4. 医療救護活動の装備

医療救護部隊の携行する装備については、各編成機関が所有する資機材を用いるものとするが、調達不能または不足する場合には県・周辺市町等の関係機関の協力を得て、迅速に補給・調達する。

第3項 医療救護活動の実施

第1. 医療救護活動の内容

町災害対策本部は、適切な医療支援活動を行うため、災害時には医療救護部隊を編成するなどして、次のような救護活動を行う。

- (1) 傷病の度合によるトリアージ(トリアージタグを使用)等
- (2) 医療救護
- (3) 助産救護
- (4) 死亡確認
- (5) 死体検案
- (6) 医療機関への転送の要否、処置

医療救護部隊は、医療防疫班と協働しつつ、町災害対策本部または委任を受けた京都医師会等が設置する医療救護所（指定一般避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）にて医療救護活動を実施する。

第2. 医療救護活動

1. 重症度の判定（トリアージタグの使用）

現地医療救護部隊の医師は、優先的な治療を判断するため傷病者を次の段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う。

《重症度の判定》

- (1) 重症;ただちに生命にかかわる傷病
- (2) 中等症;措置に比較的余裕のある傷病
- (3) 軽症;入院加療を必要としない傷病

2. 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者に対しては、あらかじめライフライン不通を考慮しておくなどして多面的な情報提供と収集を行い、より優先的に応急対策を実施する。

(1) 人工透析患者の対応

全国腎臓病患者連絡協議の「災害対策マニュアル」に基づき災害時の透析医療体制の確立を目指す。

(2) 精神医療

災害時における精神的な障がいに対する保健・医療サービス確保と P.T.S.D.（心的外傷後ストレス障がい）などの精神疾患に対する対応協力を行う。

3. 助産救護

助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護部隊が対応する。ただし、出産は緊急を要する場合が多いため、最寄りの助産師の支援による対応についても考える。

4. 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等に関する協力を行う。

- (1) 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施
- (2) 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施
- (3) こころのケアに対する相談・普及啓発

5. 災害対策要員等の「惨事ストレス」対策

東日本大震災では広域で甚大な人的被害が発生した。また、地域が壊滅的な被害をこうむり、過酷な環境での被災者の救助・救援活動が行われた。これにより災害対策活動に従事した要員や立ち会った者の中には、現地惨状から「惨事ストレス」を患う者が多く発生したと報告されている。この「惨事ストレス」の症状にはおおむね次のような症状があることが日本トラウマティック・ストレス学会等にて報告されている。

- (1) 不眠、イライラ、過敏（過覚醒）
- (2) 被災地での状況や活動したことが現実のこととは思えない（解離）
- (3) 活動中に目にした場面が急に脳裏によみがえる・悪夢を見る（再体験）
- (4) 被災地を思い出させるものや人に近づかない、または活動について語りたがらない（回避）
- (5) 十分な救援・支援活動が出来なかったことへの罪責感、怒り、無力感

町災害対策本部は、大規模な災害発生時に災害応急対策活動のかなめとなる災害対策要員等の精神的ケアに努め、「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（平成15年；厚生労働省）」等を参考にしつつ、災害対策要員等に対する精神保健面での管理に努める。

第3. 医療機関等への応援要請

1. 医療施設の確保

医療救護部隊または町内の病院、診療所等での医療対応が困難と判断された場合には、医療防疫班は総合指令班を通じ、県および隣接市町村等に支援を要請し、これらの協力を得て資材物資班や消防本部と連携しつつ最寄りの医療機関へ患者を転送し受入れるよう努める。

2. 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品および衛生材料の調達については、医療防疫班と資材物資班が連携し、町内の医療機関薬局および県または近隣市町村に協力を求め迅速に調達する。

第4. 費用の負担

医療救護に要した費用については、災害救助法の規定に基づき、原則として町が負担する。

第5. 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償については、災害対策基本法および災害救助法の規定および条例に準じて行う。

第4項 搬送体制の確保

第1. 傷病者の搬送

医療防疫班は、災害時における多数の負傷者並びに人命救助に要する医療救護部隊、医薬品等の物資を迅速かつ確実に搬送するため、復旧対策班、資材物資班並びに消防本部等の各班と協働し、さらに消防、警察、自衛隊、病院等の緊急搬送関係機関とも緊密に連携しつつ、それらの一致協力のもと搬送体制を確立する。なお、搬送に当たっては消防署の救急車、病院所有の救急車、町公用車、自家用車等による陸上搬送および初動救護活動において有効なヘリコプター等による広域搬送支援手段などを確保する。

災害現場における医療関係者は医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療確保についても十分に配慮しておく。

第2. 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時において医療対応が可能な病院（以下、拠点病院という。）への患者の搬送については、基本的に消防本部（消防機関）が行う。

第3. 広域搬送体制の整備

町内の拠点病院にて対応ができない患者の搬送はヘリコプター等による広域搬送体制により、県および町災害対策本部が緊急搬送機関と連携を図りながら搬送を行う。

町災害対策本部は、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとしてあらかじめ選別しておくとともに、平常時から緊急搬送体制を確立しておく。

第5項 災害救助法に基づく措置

第1. 災害救助法に基づく救護処置

1. 医療助産救助対象者

災害救助法に基づく医療助産救助対象者については、次のとおりである。

医 療	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者 応急的に医療を施す必要のある者
助 産	災害発生日以前または以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を 失った者（死産および流産を含む）

2. 費用の限度

費用の限度は、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

3. 医療助産の範囲

災害救助法に基づく医療助産の範囲は、次のとおりである。

医 療	(1) 診療 (2) 薬剤または治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療および施術 (4) 病院または診療所への受け入れ (5) 看護
助 産	(1) 分娩の介助 (2) 分娩前後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

4. 救助の期間

災害救助法に基づく救助の期間については、次のとおりである。

医 療	災害発生日から14日以内。 ただし、災害地の特殊な事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、その期間を延長することができる（特別基準）。
助 産	災害発生日の以前、または以後7日以内に分娩した者に対して、分娩した日から7日以内の期間。 ただし、災害地の特殊な事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、その期間を延長することができる（特別基準）。

第10節 飲料水の供給

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 飲料水の供給	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 医療防疫班
第2 災害救助法に基づく措置	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班

～基 本 方 針～

災害時には断水や上水道の汚染等により、応急給水が必要とされる。

東日本大震災では、津波浸水により沿岸部で長期にわたる断水が生じ、住民は井戸水や湧水（地表水）を煮沸しつつ数日間を凌いだほか、小規模な医療施設では長期断水で発災後に要望された地域に密着した医療活動が満足に行えない状況が発生している。

応急給水には、大別して搬送給水と拠点給水による方法があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧をすみやかに行うためには、できるだけ拠点給水方法で対応することが望まれる。また、指定一般避難所や病院等の災害時に特に優先的に給水確保が必要とされる箇所については、町は平常時から給水量や給水条件等を把握しておき、災害発生後のすみやかな給水体制を確立するように努める。

第1項 飲料水の供給

第1. 給水目標

災害時の給水量に関しては、災害発生後3日間については飲料水として3ℓ／人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、災害の実態および町の状況に即して給水レベルごとに目標水量を設定する。

「表Ⅲ.2.10 給水目標値の設定例」は資料編参照

第2. 給水活動

資材物資班による給水活動については、おおむね次のとおりとする。

- (1) 資材物資班は、町があらかじめ定める給水計画に基づき、飲料水を優先的に確保し、被災者に対する給水活動を遅滞なく実施する。
- (2) 給水対象人員をすみやかに調査し把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。
- (3) 給水活動に必要な飲料水袋、ポリ容器、給水タンク、給水車等の調達や確保に努める。
- (4) 給水活動に要する飲料水袋、ポリ容器、給水タンク、給水車等が不足するときには、総合指令班を通じて町内の事業者または県および隣接市町村に対し応援を要請する。

- (5) 人工透析等の最も水を必要とする医療機関、福祉施設および指定一般避難所等の重要施設に対しては優先的な給水設備の復旧と応急給水を行うように努める。
- (6) 給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに特に飲料水を供給する必要がある場合には、ペットボトルの配布あるいはヘリコプター等による飲料水の搬送支援を要請する。
- (7) 飲料水の確保および給水に当たっては医療防疫班の支援を得て、必要な水質検査を実施し消毒措置等により万全を期す。また、給水活動に当たり使用する諸器具については、すべて衛生処理後に使用することとし、末端給水までの適切な箇所にて塩素の残留効果を測定する。

「図Ⅲ.2.6 給水方法」は資料編参照

1) 飲料水の消毒方法

- ① ろ水器により給水する場合には、現地にて適当な湧水源（井戸）を対象とする。
なお、この場合には地表面から水面までが約 4m 以下くらいの浅井戸が適している（揚水ポンプのサクション能力の都合上）。
- ② 事前によく塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等にて井戸を消毒し、井戸水の入れ替えを行った後に水質の外観や臭気等にも異常なく、かつ残留塩素が検出されてから、ろ水の作業を行い、本格的な給水をはじめる。

第2項 災害救助法に基づく措置

第1. 災害救助法に基づく処置

災害救助法に基づく給水措置の内容については、次のとおりである。

- (1) 対象者は、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

- (2) 支出できる内容

支出できる内容は、以下のとおりとする。

- 1) 水の購入費
- 2) 給水および浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- 3) 薬品および資材費

- (3) 費用の限度

給水費用の限度は、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

- (4) 給水期間

給水期間は災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる（特別基準）。

- (5) 給水量等の基準

給水量当の基準は、資料編参照。

「表Ⅲ.2.11 給水量等の基準」は資料編参照

第11節 食料の供給

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 食料の供給	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班

～基 本 方 針～

町災害対策本部は、災害発生時に総合指令班と資材物資班が協働して被害状況を把握するとともに、被災者の必要食料品の確保に努め、被災者に対する米穀などの食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

特に、東日本大震災では道路輸送網が寸断または津波により長期冠水したため、孤立地区が沿岸部を中心に多数発生し、避難所によっては食料供給を十分に受けられた所と、自治会の自主的な炊き出しや各家庭の食料持ち出しにて対応した所といった差異が生まれ、公的支援の不公平さという課題が発生した。

このため、町災害対策本部は、食料供給について平常時から備蓄計画や食料供給応援協定の締結等を推進し、食料供給について万全を期するとともに、災害時には迅速かつ公平性を持った安定供給に努める。

第1. 食料の給与および炊き出し方法

1. 基本的な考え方

食料の給与についての考え方は、次のとおりである。

- (1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命の危険がある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対して優先的に実施する。
- (2) 当初は被害を受けていない調理が可能な既存施設での炊き出し、および弁当業者や製パン業者等からの弁当・生パンの調達により給食を実施する。
この場合は、弁当業者、製パン業者等の業者に対しては各指定一般避難所等まで配送を含めた依頼をすることとし、町職員および公有車両による輸送は原則行わない。
- (3) 上記(2)による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として、町内の流通備蓄品等を供給するが、できるだけ早期に(2)による給食に切り替える。
- (4) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定一般避難所などに限定する。
- (5) 上記(4)以外の施設等への直接配送は以下のような場合に実施する。
 - 1) 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - 2) 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- (6) 町民に対して次のような対応を要請する。
 - 1) 発災後の2～3日間は、可能な限り、町民自身が備蓄する食料で対応する。
 - 2) 町民同士や自治会相互で助け合う。

- (7) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を指定一般避難所の避難者に限定して給食需要の明確化を図る。
- (8) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや食料物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには組織的な活動が不可欠であるため、自治会や自主防災組織は自ら炊き出しを実施するほか、町が実施する食料物資の配付活動について協力する。
- (9) 指定一般避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (10) あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食料確保と供給に努めるものとし、必要な食料の確保と供給ができない場合には県および周辺市町に対して応援を要請する。

2. 食料の給与

災害発生に伴う食料の給与については、次のとおりとする。

(1) 給与の対象者

炊き出し、食料供与対象者は下記のとおりとする。

【食料供与対象者】

- 1) 指定一般避難所に避難している者（テント泊、車中泊等を含む）
- 2) 住家の被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等）により炊事ができない者
- 3) 旅行者、列車、バスの旅客等であって食料の持ち合わせがなく調達できない者
- 4) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者
- 5) ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 6) 救助活動に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない）
- 7) その他町長が供給の必要を認めた者

(2) 調達量の把握

資材物資班は、総合指令班や避難誘導班および関係業者と連絡を密にし、その必要量の把握に努める。

(3) 調達・供給計画

食料の調達計画については、次のとおりとする。

- 1) 資材物資班は、総合指令班と協働しつつ、被災状況や要配慮者支援班や避難誘導班等から寄せられる避難者情報をもとにして、あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し被災者の食料確保と供給に努める。
- 2) 米の配給経路は資料編を参照。

「図Ⅲ.2.7 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく災害救助用米穀の引渡しの流れ」は資料編参照

- 3) 町災害対策本部は、必要な食料確保と供給ができない場合には、県または周辺市町に対してただちに応援を要請する。

なお、県はコンビニエンスストア事業者や食料製造業者等と災害時における食料等の調達に関する協力協定を結んでいることから、町災害対策本部も県の協力を得て、これらの協定を活用しつつ食料供給を行う。

3. 食料の配給

食料の配給については、次のとおりとする。

(1) 種別

- 1) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）
- 2) 食料配給（一時縁故先等に避難する者に対しては、現物をもって3日以内の食料を支給する。）
- 3) 食料の配給は、被災者がただちに食することができる現物による。

(2) 配給品目および数量

- 1) 配給品目は、米穀またはその加工品や副食品
- 2) 配給数量は、社会通念上（1人1日換算、災害救助法適用の枠内）の数量とする。

(3) 応急配給の方法

1) 配給基準

「表Ⅲ.2.12 応急配給に関する数量」は資料編参照

2) 主食および副食の配給

主食および副食の配給は、資材物資班が行い、主食の確保並びに配給の方法については、災害規模や状況等に応じて実績に即した配給措置を講じる。

3) 食料の輸送等

食料の輸送等については、食料保管とあわせて調達業者に依頼し、あらかじめ町で定めた輸送・保管計画にもとづいて実施する。

なお、資材物資班は、総合指令班や復旧対策班と連携し、輸送路における交通規制状況を把握するとともに各指定一般避難所の避難誘導班や要配慮者支援班との連携により効率的かつ公平性をもった食料の配給方法について考慮する。

4) 食料の備蓄

主要食料の備蓄は、第Ⅱ編第3章第13節 災害備蓄物資等整備・供給計画に定めるところによる。

(4) 調達・援助された食料の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町災害対策本部は、災害が発生した場合に、調達または援助された食料受入れ（集積）、および配給を行うため、災害援助物資の輸送拠点整備や各指定一般避難所等との調整を行い、空き教室や体育館等の施設空間を確保するよう努める。

4. 炊き出し計画

町災害対策本部は、住家被害により自宅で炊事することができない事態となった者、または指定一般避難所に避難している者および災害応急対策要員等に対し、一時的な食生活を確保するため、次の要領で炊き出しを計画して実施する。

(1) 炊き出し実施者

町災害対策本部は、炊き出しの必要を認めたときには、避難誘導班が中心となり自治会や自主防災組織、日本赤十字奉仕団、学校や保育園等の調理員、ボランティア、自衛隊等に応援協力を求めて炊き出しを実施する。

(2) 炊き出しの方法

- 1) 炊き出しおよび食料配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- 2) 炊き出しは、避難誘導班が要配慮者支援班や資材物資班と連携し、自治会や自主防災組織およびボランティア等の協力を得ながら行う。また、炊き出し時は町職員が立ち会い、その指示により実施する。
- 3) 炊き出しおよび食料配給のため必要な原材料、燃料等の確保は資材物資班が行う。
- 4) 炊出し施設は、可能な限り既存の施設を利用し、できるだけ指定一般避難所と同一施設または近隣の施設を選定して炊き出し場所を設ける。
- 5) 副食調味料等の調達については、災害時に供給できる事業者へ連絡したうえで適宜調達する。
- 6) 炊き出しに当たっては、常に食料の衛生管理に十分に留意する。
- 7) 炊き出しその他による食料給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れた配分漏れや重複支給がないように特に注意する。

「表Ⅲ.2.13 炊き出しの期間および注意点」は資料編参照

(3) 炊き出しの器材

炊き出しは、指定一般避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共施設を利用し、既設設備、資機材を使用する。なお、適当な場所がないときには所有者と協議のうえで飲食店または旅館等を使用するとともに、不足資機材等については個人が所有するものから一時借り上げて調達する。

第2. 災害救助法に基づく処置

災害救助法に基づく炊き出しおよび食料給与の内容については、次のとおりである。

(1) 給与対象者

- 1) 指定一般避難所に避難している者
- 2) 住家の被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者
- 3) その他町長が給与の必要があると認めた者

(2) 給与の方法

- 1) 町長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに知事に対して、災害応急用米穀の供給申請をしなければならない。
- 2) 町長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から給与を受けるものとする。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

(4) 給水期間

給水期間は災害発生の日から 7 日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる（特別基準）。

第12節 生活必需品等の供給

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 生活必需品等の供給	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 復旧対策班

～基 本 方 針～

東日本大震災では災害対策本部となる市町村自身が被災し、応急対策機能を一時的に喪失した。このため、備蓄物資並びに全国から続々と寄せられる救援物資が被災者にタイムリーに供給されずに大きな混乱が発生した。

町災害対策本部は、こうした災害教訓を踏まえ、被災者に対し寝具、被服その他の生活必需品（以下、生活必需品等という）の供給に関し、平常時から卸売業者や大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握や在庫量の確認に努め、災害時にはすみやかにこれらを調達し、物資の供給を迅速かつ円滑に実施する。

第1. 生活必需品等の供給

1. 基本的な考え方

生活必需品等供給の基本的な考え方については、次のとおりとする。

- (1) 生活必需品等の供給は、物資の欠如により身体的に大きなダメージがおよぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対して優先的に実施する。
- (2) 供給当初にあつては、町や県で備蓄される毛布等の配布および協定業者からの生活必需物資等を緊急調達し配布する。また、協定業者に対し供給を依頼する場合には、物資の調達だけでなく、配送要員や車両手配も含めて対応を依頼する。なお、町職員による直接調達または配送活動については、災害対策要員の確保という観点から、緊急または物資の管理上必要な場合を除き最小限にとどめる。
- (3) 町民に対しては、次のような対応を要請する。
 - 1) 2～3日間は、可能な限り町民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
 - 2) 町民（地区）相互で助け合い、被災程度の小さい自治会は被災が大きい自治会を支援する。
 - 3) 在宅の要配慮者への生活必需品等の配送等は地域ごとに対応する。
- (4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定一般避難所別並びに世帯別等に配給計画を立てて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て迅速に供給する。
- (5) 外来救援物資（義援品）の取り扱いについては、第Ⅳ編災害復旧・復興計画第3章第4節 義援金、災害弔慰金等の第1項義援金品の受付および配分等に則る。

- (6) 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

2. 生活必需品等の範囲

災害時に供給する生活必需品等の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（衣服、肌着、大人用紙おむつ等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- (4) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (5) 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- (6) 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- (7) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、トイレットペーパー、乾電池等）
- (8) その他

第2. 災害救助法に基づく措置

町は、災害救助法が適用された場合には、次のような措置を講じる。

1. 被服、寝具その他の生活必需品の供給または貸与

- (1) 給貸与対象者
 - 1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
 - 2) 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
 - 3) 被服、寝具その他生活必需品等がないため、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目
 - 1) 寝具（就寝に必要な毛布、布団等）
 - 2) 外衣（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等）
 - 3) 肌着（下着の類）
 - 4) 身廻品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等の類）
 - 5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）
 - 6) 食器（茶碗、汁碗、皿、はし等の類）
 - 7) 日用品（石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等の類）
 - 8) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等の類）
- (3) 給与または貸与の方法

生活必需品については、町災害対策本部が一括して購入または備蓄物資から配付し、これらを資材物資班が主体となって被災者へ分配する。供給物資の必要量が確保できない場合には、県および日本赤十字社福岡県支部に対して応援を要請する。県は卸売業者や大規模小売店等と災害時における物資調達に関する協定を結んでいることから、町は県の協力を得てこれらを活用する。

【生活必需品等の物資調達先】

- (1) 日本赤十字社福岡県支部(救援物資)
- (2) 災害時相互支援協定を締結している地方自治体および民間業者

(なお、町で調達が困難な場合には、県その他市町村に支援要請する)

(4) 配給方法

配給は、資材物資班が避難誘導班や要配慮者支援班と連携し、配給計画に基づいて自治会長や自主防災組織等の現地支援を得て行う。また、避難所担当者を通じてボランティア等からの協力も得ながら公平かつ迅速に分配する。

なお、資材物資班は、配給時の避難者の要望、不足物資の内容や数量等をヒアリングし、これらの情報を総合指令班の情報統括担当者に定期的に報告することで効率的かつ効果的な配給に努める。総合指令班は、各指定一般避難所からの物資配給に関する情報を集約し、関係各班と連携して物資配給体制の確立に努める。

「図Ⅲ.2.8 生活必需品等の配給の流れ」は資料編参照

(5) 給(貸)与期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる(特別基準)。

(6) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

(7) 調達・援助された物資の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達または援助された物資の受入れ(集積)、配給を行うため、平常時から支援物資輸送拠点の整備や各指定一般避難所等との調整を行ったうえで空き教室や体育館(倉庫)等の施設空間を確保する。

第13節 交通対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 陸上における交通対策	□復旧対策班	□総合指令班 □消防本部 □行橋警察署(苅田交番)
第2 海上の交通対策	□復旧対策班	□総合指令班 □消防本部 □第七管区海上保安本部 (門司海上保安部、苅田海上保安署) □県苅田港務所 □行橋警察署(苅田交番)
第3 空港の交通対策	□復旧対策班	□総合指令班 □消防本部 □大阪航空局北九州空港事務所 □行橋警察署(苅田交番)

～基本方針～

災害が発生し、または災害がまさに発生しようとしている場合には、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者、空港・港湾管理者等は相互に協力し、施設の被害情報を迅速に把握し、応急対策を的確かつ円滑に行うための必要な措置をとる。

町災害対策本部は、これらの関係機関や事業所と連携を図りつつ、施設管理者が行う応急対策に協力する。

第1項 陸上における交通対策

第1. 交通規制の実施

道路管理者および警察署は、災害の発生により、交通施設または道路等の使用に危険な状況が予想され、あるいは危険な状況を発見したとき、もしくはこれらの情報を通報により認知したときには、次の区分により区間を定め道路通行を規制または禁止し、関係機関との相互連携のもとで道路使用に関し適切な処置をとる。

「表Ⅲ.2.15 道路交通規制に関する実施責任者と根拠となる法令」は資料編参照

第2. 陸上の交通対策

1. 被害状況の把握

道路管理者および警察署は、災害発生時には道路並びに橋梁等へのパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

町災害対策本部は、町域の道路並びに町が所管する道路について、復旧対策班（町災害対策本部が立ち上げられていない場合は、総務課危機管理室および交通商工課、建設課等の合同班体制をとる）巡視点検を行い、被害状況の把握に努める。

なお、巡視点検結果はただちに総合指令班（町災害対策本部が立ち上げられていない場合は、総務課危機管理室）へ集約して、必要に応じ住民へ広報・周知する。

(1) パトロール時の留意点

- 1) のり面の土砂や樹木の崩落状況
- 2) 側溝等の流水状況
- 3) 橋梁の滞留物の状況
- 4) 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- 5) 応急復旧に必要な資機材の判断

2. 警察（公安委員会）による交通規制等

- (1) 警察（公安委員会）は、災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合に、交通安全確保および交通の円滑化を図り、災害応急対策を行うための緊急通行車両等の通行確保を行う目的で必要があると認められるときには、緊急交通路を指定し緊急通行車両等以外の車両通行を禁止または制限する。
- (2) 緊急通行車両等の通行の確保等の的確かつ円滑な災害応急対策を行うため、警察並びに町災害対策本部は、関係機関・団体に対する協力要請並びに広域交通管制および交通広報等による交通総量の抑制対策について検討・実施する。
- (3) 緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者または漁港管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

3. 道路管理者（県土整備事務所、北九州国道事務所、西日本高速道路（株）、苅田町）等による通行の禁止、制限措置

道路の損壊や欠損等の事由により交通が危険であると認められる場合には、道路管理者等は区間を定め道路通行を禁止または制限する。

また、各道路管理者等は、警察署と協力しつつ警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努めつつ、その状況や規制措置ほかについて警察署へ連絡する。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

4. 交通機能の確保

災害応急対策用の資機材や物資、要員輸送等を迅速に行うため、町災害対策本部の復旧対策班は総合指令班と連携して、災害現場や指定一般避難所に通ずる道路交通機能の確保に努める。なお、この場合、緊急輸送路等から優先的に応急復旧対策を実施する。

- (1) 障害物の除去
- (2) 被災箇所の応急復旧
- (3) 迂回路の確保

5. 相互の連携・協力

警察（公安委員会）および道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について相互に連携・協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。

町災害対策本部（総合指令班）は、道路管理者が実施する災害応急対策情報を収集し、必要に応じて住民へ広報する。また、復旧対策班は、町が所管する道路への応急対策や町道と結節する他機関が所管する道路に対する応急対策状況などを把握し、道路網としての効率的な応急対策に努める。

- (1) 被災地の実態、道路被災状況および交通状況等の情報を収集・整理し、相互に情報を交換または共有する。
- (2) 緊急通行車両等の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策を実施するとともに、必要に応じ重機等の支援部隊を要請する。
- (3) 通行禁止または制限の必要がある場合には、事前に関係機関から意見を聞く。
また、緊急を要する場合には事後すみやかにその内容および理由を通知する。
- (4) 町は、道路管理者から災害、事故発生時の状況およびその後の交通体制についての情報等を収集する。

6. 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

道路管理者は、通行禁止または制限を実施した場合には、ただちに次の措置を講じる。

- (1) 法令の定めに基づき、進入禁止道路標識や進入禁止バリケード等の設置等の必要な措置を講じる。
- (2) 迂回路の指定等、適当な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないように努めるとともに、道路交通情報に関する必要な事項について広報する。

第2項 海上の交通対策

第1. 海上交通規制

港湾管理者は、海上並びに港湾施設にて災害が発生した場合には、第七管区海上保安本部（門司海上保安部、苅田海上保安署）や港湾関係機関と連携し、次のような対策を実施する。町災害対策本部は、これらの対策について必要に応じて協力する。

(1) 港湾管理者の責務

港湾管理者は、災害の発生時には危険防止に必要な範囲について、港湾施設の利用を制限もしくは禁止し、または施設使用について必要な指導を行う。

(2) 情報の相互連絡

第七管区海上保安本部と港湾管理者は、災害発生時においてその規模、態様または海域の状況に関する情報を関係機関と相互に情報交換を行うとともに、規制措置を講じる際には緊急やむを得ない場合を除いて、関係機関と事前協議を行う。

なお、町災害対策本部は、総合指令班と復旧対策班が連携し、港湾管理者が実施する諸規制の情報を収集・整理し、必要に応じて関係住民へ周知する。

第3項 空港の交通対策

第1. 空港交通規制

空港管理者は、滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設が被害を受けた場合、当該施設の早期復旧に努める他、緊急輸送体制の確保、航空交通の早期再開を図る。航空機や空港施設に災害が発生した場合には、大阪航空局や関係機関と連携して次のような対策を実施する。

(1) 空港管理者の責務

空港管理者は、災害発生時には危険防止に必要な範囲について、空港施設の利用を制限もしくは禁止し、または空港施設の使用について必要な応急災害対策に関する措置を行う。

(2) 情報の相互連絡

北九州空港の空港管理者と第七管区海上保安本部、京築県土整備事務所等は、災害発生時にその規模、態様または空域に関する情報を、関係機関と相互交換するとともに、施設の利用規制措置を講じる際には、関係機関と協議を行う。

なお、町災害対策本部は、総合指令班と復旧対策班が連携して空港管理者が実施する諸規制や災害応急対策に関する情報を収集し、必要に応じて関係住民へ周知する。

第14節 緊急輸送の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 輸送対象の想定	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 消防本部 ☐ 避難誘導班 ☐ 復旧対策班 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第2 緊急通行車両等の確認	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 復旧対策班 ☐ 消防本部 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第3 緊急輸送車両等の確保	☐ 資材物資班	☐ 総合指令班 ☐ 復旧対策班
第4 災害救助法に基づく措置	☐ 総合指令班	☐ 資材物資班 ☐ 復旧対策班

～基 本 方 針～

町災害対策本部および関係機関は、災害が発生し、または災害がまさに発生しようとしている場合には、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、被災者の避難および災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。

資材物資班は、総合指令班と連携して緊急輸送体制を確立する。

なお、緊急輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第1項 輸送対象の想定

第1. 輸送の対象

緊急輸送の対象については、発災時における災害の状況を総合的に勘案して、おおむね次の3つの段階別対応に努めるものとする。

1. 第1段階

第1段階は、人命に係る救急救助活動並びに応急災害対策活動などに関するものを優先して実施する。

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電気、ガス、水道施設並びに保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員および物資

2. 第2段階

第2段階は、第1段階での内容を継続しつつ、食料や飲料水など生命の維持に不可欠な物資並びに傷病者の後方搬送などを主体に実施する。

- (1) 第1段階の継続・続行
- (2) 食料、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者および被災者の被災地外への輸送（搬送）
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員および物資

3. 第3段階

第3段階は、第2段階での内容を継続しつつ、本格的な災害復旧作業に関する輸送活動を主体に実施する。

- (1) 第2段階の継続・続行
- (2) 災害復旧に必要な人員および物資
- (3) 生活必需品

第2. 輸送の方法

1. 輸送手段

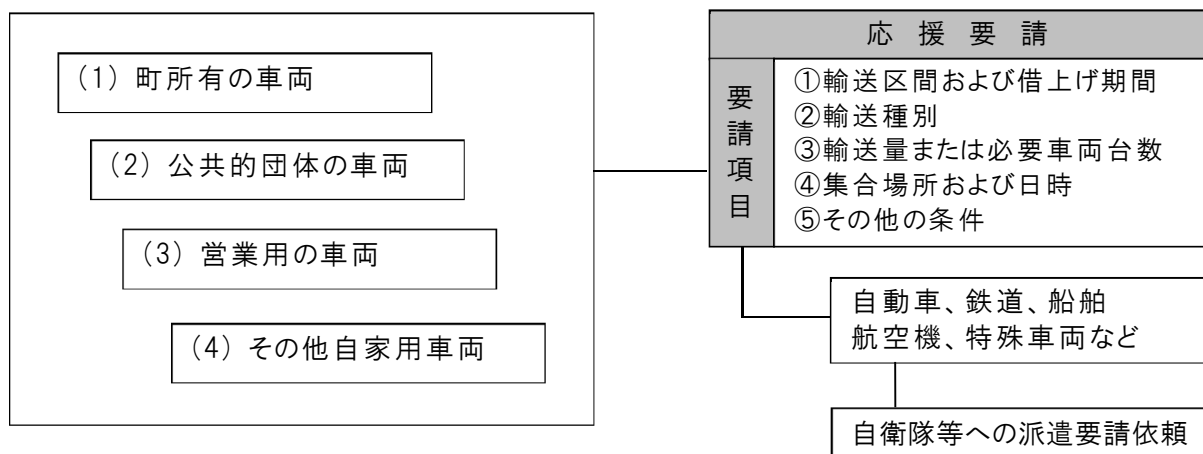
災害時の輸送は、災害状況、輸送路の状況並びに輸送物資の内容等を総合的に考慮しつつ、最も迅速かつ確実に輸送できる適切な方法を選択する。

- (1) 自動車輸送
- (2) 鉄道、航空または海上輸送
- (3) 人力輸送

2. 輸送力確保手順

町災害対策本部における輸送力の確保順位は次のとおりである。

資材物資班は、総合指令班、復旧対策班と協働し、必要があると認めた場合には関係機関へ応援を要請し、町災害対策本部の緊急輸送力の確保について万全を期す。また総合指令班は、緊急輸送内容や輸送種別等を定期的にとりまとめ町災害対策本部の各班等へ提供することで、効率的な緊急輸送体制を確立するよう支援する。



3. 緊急輸送の依頼先

緊急輸送の依頼先については、次のとおりとする。

【緊急輸送の依頼先】

種 別		確 保 時 の 状 況	依 頼 先 等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総合指令班が資材物資班と復旧対策班と協議して配車を指示
	営業用他	庁用車のみでは不足する場合	各民間事業所等 福岡県トラック協会等の団体
鉄 道	JR等	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)
船 舶	貨物フェリー等	大量の災害応急対策要員や資機材等を 輸送するとき	阪九フェリー(株)等 自衛隊 第七管区海上保安本部
航空機	自衛隊等	陸上交通が途絶した場合	県知事または自衛隊等

第2項 緊急通行車両等の確認

第1. 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」および「緊急通行車両等として使用することを証明する書類」、「自動車検査証(写)」を、県または県公安委員会の次の担当部局に対し提出するものとする。

資材物資班は、災害応急対策のため緊急通行車両運行を実施しなければならないと認めた場合には、迅速に各証明書を準備し、その許可を受ける。

1. 緊急通行車両等の申請

町災害対策本部で緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」を総合指令班経由で、県または県公安委員会の担当部局に提出し、その許可を受けるものとする。

(1) 県

- 1) 福岡県総務部防災危機管理局
- 2) 行橋農林事務所

(2) 県公安委員会

- 1) 県警察本部交通部交通規制課
- 2) 車両の使用の本拠（位置）を管轄する警察署の交通課

（災害対策基本法第76条に規定する緊急通行車両通行の確認）

- ① 緊急通行車両等確認申請を、県警察本部交通規制課、行橋警察署長または行橋農林事務所長に提出する。
- ② 標章および確認証明書の交付（別記様式3、4号）を受ける。

第2. 緊急輸送路

本町には、資料編に示すとおり主要な道路として、高速自動車国道、国道及び県道があり、そのうち東九州自動車道、国道10号、国道201号、門司行橋線及び須磨園南原曾根線の5路線が緊急輸送路に指定されている。

「表Ⅱ.1.13 苅田町内の主要道路一覧表」は資料編参照

「図Ⅱ.1.2 福岡県緊急輸送道路ネットワーク図」は資料編参照

第3. 災害発生時の事前届出車両の措置

第Ⅱ編第3章第9節「交通・輸送体制整備計画」に基づいて、事前の届出がなされている車両に関しては、県公安委員会は確認にかかる審査を省略して緊急通行車両等確認証明書および標章をただちに申請者に交付することとなっている。

第3項 緊急輸送車両等の確保

第1. 町有車両等の確保

町災害対策本部は、災害時における輸送車両等の運用や調達について、人員および物資等の輸送手段を確保し、迅速な緊急輸送の体制を確立する。

- (1) 車両等の掌握は資材物資班を主体に行う。
- (2) 町災害対策本部各班は、車両等を必要とするときには、資材物資班にその状況を確認したうえで、総合指令班に対して配車を要請する。
- (3) 総合指令班は、上記の要請があった場合には、車両等の保有状況を考慮のうえで資材物資班と協働し使用車両等を決定し、要請者に通知する。資材物資班は、自班の災害応急対策活動状況も踏まえつつ、各班へ車両等の配車を行う。

総合指令班の情報統括担当者は、配車情報を定期的にモニターし、効果的な車両の運用に努める。

第2. 町有車以外の車両等の確保

- (1) 町災害対策本部各班は、町有車以外の車両等を確保する必要がある場合には、総合指令班に対し車両等の確保を要請する。
- (2) 総合指令班は、上記の要請があった場合には、資材物資班に対し町有車両の現状について確認し、不足すると判断された場合には町有車以外の車両確保を指示する。
- (3) 町内で車両等の確保が困難な場合においては、市町村間や企業との災害時の相互応援要請等に基づき、次の事項を明示して支援要請を行い、車両確保を図る。
 - 1) 輸送区間および借上げ期間
 - 2) 輸送人員、物資品名、輸送量
 - 3) 車両等の種類および台数
 - 4) 集結場所および日時
 - 5) その他必要な事項

第4項 災害救助法に基づく措置

第1. 輸送の範囲および期間

災害救助法における輸送の範囲および期間は次のとおりである。

災害救助法における輸送の範囲	期 間
1. 被災者の避難 2. 医療および助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の給水 5. 救助用物資の整理配分 6. 遺体の捜索 7. 遺体の処理（埋葬を除く。）	当該救助が認められる期間内とする。 ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）には、その救助に伴った輸送の期間も自動的に延長される。

第2. 費用の限度

災害救助法に基づく輸送費用の限度については、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

第15節 保健衛生・防疫対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 保健衛生対策	□医療防疫班	□総合指令班 □避難誘導班 □要配慮者支援班 □消防本部 □資材物資班 □復旧対策班
第2 防疫対策	□医療防疫班	□総合指令班 □消防本部 □避難誘導班 □要配慮者支援班 □復旧対策班
第3 家畜防疫対策	□医療防疫班	□復旧対策班 □総合指令班

～基 本 方 針～

町災害対策本部は、被災地域における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号、以下「感染症法」と呼ぶ。）に基づく感染症の予防、生活環境の悪化を防止するため、県や関係機関などの指導や指示に協力し、感染症法に基づいた迅速かつ的確な防疫活動などを行い町域の保健衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談などを行うなど心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する食中毒や感染症などの二次災害防止に努めるなどして町民生活の安定を図る。

第1項 保健衛生対策

第1. 健康・栄養相談の実施

1. 健康相談の実施

医療防疫班は、京築保健福祉環境事務所の指導や指示のもと、総合指令班や避難誘導班、要配慮者支援班等とも相互連携を図りつつ、次のような巡回健康相談および家庭訪問を行い、被災者の健康維持に向けた対応を行う。

- (1) 要配慮者（高齢者、障がいのある人、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- (2) 健康異常者の調査
- (3) 指定一般避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- (4) 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- (5) メンタルケア（心のケア）の実施

2. 栄養相談の実施

医療防疫班は、京築保健福祉環境事務所の指導や指示のもと、総合指令班や避難誘導班、要配慮者支援班等とも相互連携を図りつつ、次の巡回栄養相談などを行う。

- (1) 要配慮者（高齢者、障がいのある人、難病患者、妊婦、乳幼児など）への栄養指導

- (2) 指定一般避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- (3) 指定一般避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

第2. 入浴サービスおよび仮設風呂の設置

災害により家屋倒壊またはライフラインが寸断して入浴が不可能となり、住民の生活に衛生および健康上の問題が発生するおそれがあると認められる場合には、医療防疫班は、総合指令班と連携して、入浴サービスおよび応急仮設風呂の設置などを検討する。

なお、総合指令班は、災害態様に応じて町民温水プールなどの施設開放を検討し、資材物資班や復旧対策班と連携して臨時入浴サービスの実施について検討する。

1. 公衆浴場の斡旋（あっせん）

- (1) 町公衆浴場（総合保健福祉センター、町民温水プールおよび町総合体育館）の被災現状の把握
- (2) 入浴斡旋（あっせん）の方策
県および公衆浴場環境衛生同業組合等を通じ、入浴希望者の受入れ体制等について協議・調整する。

2. 入浴サービス

- (1) 大型浴槽を有する町が所管する町民温水プールおよび総合保健福祉センター等が使用可能な場合においては施設管理者の協力を得て入浴サービスを実施する。
なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、町内の大型入浴施設も使用不能となった場合には隣接市町の大型浴槽を有する施設等に対し支援と協力を求める。
- (2) 仮設風呂の設置
町内の大型浴槽を有する施設利用を推進するほか、必要に応じ避難所の敷地内に仮設風呂の設置を検討する。
 - 1) 仮設風呂の設置
仮設風呂の施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設）建設については、事業所または自衛隊や海上保安庁に支援を要請する。
なお、自衛隊では東日本大震災や熊本地震で災害派遣活動の一環として、移動式の部隊入浴用の施設を設営し、さらに海上自衛艦内の入浴施設も開放するなどして、被災者への入浴や衛生サービスを行っている。また、海上保安庁でも大規模災害発生時に巡視船を派遣し、被災者への入浴支援を行っている。このため、総合指令班は、自衛隊や海上保安庁とも密に調整を行ったうえ、その支援協力を要請する。
 - 2) 入浴用の雑用水給水および燃料の確保
水道、ガス、電気等のライフラインの復旧工事にあわせて、入浴施設への雑用水の給水およびボイラー等の燃料供給について、資材物資班と復旧対策班が連携しつつ施設管理者と協議を行い、移動給水車（水運搬車）や燃料輸送可能車等により供給体制を確保する。

第3. 愛玩動物の救護等の実施

大規模な災害発生に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定一般避難所における動物同伴者等への感情的な問題も生じることが予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。

医療防疫班は、動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関して、県、獣医師会等関係団体および動物愛護団体等と協力しつつ愛玩動物の救護等を次のように行う。

1. 被災地における愛玩動物の保護

飼い主不明の負傷動物または放し飼い状態にある動物等の保護については、迅速かつ広域的対応が求められることから、医療防疫班は、総合指令班と連携し、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力しつつ愛玩動物の保護を行う。

2. 指定一般避難所における動物の適切な飼育

町災害対策本部は、飼い主と一緒に避難した動物飼育について、適正な飼育指導等を行うとともに、次に示す事項について県の協力を得て、動物愛護および指定一般避難所の衛生環境の維持に努める。

(1) ペット同行避難

災害発生時に、ペットと同行避難する飼い主は、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

(2) 避難所におけるペットの飼養スペース

避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。

避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

災害に備えた事前準備

飼い主は、平時からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

また、飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

- ☐ 少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日以上）
- ☐ 予備の食器と首輪、リード
- ☐ ケージ及び補修などに使うガムテープ
- ☐ トイレ用品

併せて、飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

- ☐ ケージに慣れる
- ☐ 無駄ばえをしない
- ☐ 決められた場所でトイレができる

第2項 防疫対策

第1. 防疫体制の強化

医療防疫班は、京築保健福祉環境事務所の指示や指導のもと、京都医師会などからの協力を得て調査部隊を編成し

、災害時における感染症の予防など防疫措置の強化並びに徹底を図る。

また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、総合指令班と医療防疫班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定一般避難所に避難する可能性を考慮し、医療防疫班は、総合指令班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

「表Ⅲ.2.16 （参考）近隣の第一種・第二種感染症指定医療機関」は資料編参照

第2. 災害時の調査等

医療防疫班は、避難誘導班や要配慮者支援班と連携しつつ、被災した地区における住民の健康状態の把握に努め、感染症発生等の疑いがある場合には、京築保健福祉環境事務所に報告し、必要に応じて情報の収集や清掃・消毒等を実施する。

第3. 災害防疫活動

町災害対策本部（総合指令班）は、県知事からの指導・指示に基づいて防疫実施のため次による防疫部隊を編成して防疫に万全を期す。

1. 防疫部隊の編成

防疫部隊の編成及び人員の基準については、災害の規模により適宜定めるものとする。

2. 町の災害防疫業務内容

町災害対策本部は、県知事からの指導または指示に基づき、医療防疫班を中心に、以下に示す防疫活動を実施する。

(1) 感染症予防対策に関する広報活動の強化

医療防疫班は、避難誘導班や要配慮者支援班と連携し、県知事の指導のもとパンフレットやリーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて予防対策広報を強化するなどして感染症の予防を徹底するとともに、報道機関を活用して広報内容を強化する。また、その際、特に社会不安の発生防止に留意する。

(2) 消毒の施行

医療防疫班は、避難誘導班や要配慮者支援班と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）第27条第2項の規定に基づいて、県知事の指示による消毒を行う。また、同様に感染症法第29条第2項の規定に基づいて、物件に係る消毒を実施する。

(3) ねずみ族、昆虫などの駆除

医療防疫班は、避難誘導班や要配慮者支援班と連携し、感染症法第28条第2項の規定に基づいて、県知事の指示により当該駆除を実施する。また、県知事から指示を受けた場合には、総合指令班は医療防疫班へその旨を指示する。

(4) 生活用水の使用制限及び供給など

町災害対策本部は、感染症法第31条の規定に基づき、県知事が、生活の用に供される水の管理者に対し、使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水の供給を実施する。

(5) 指定一般避難所の衛生管理および防疫指導

指定一般避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を緊急的に受け入れるため、衛生状態の悪化が懸念され、感染症発症・発生の原因となることが多い。このため、医療防疫班は、避難誘導班や要配慮者支援班と連携し、京築保健福祉環境事務所等の指導のもとに防疫活動を実施する。また、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導を徹底する。

(6) 臨時予防接種の実施

臨時予防接種の必要があると認められる場合には、医療防疫班は、予防接種法第6条の規定に基づいて、県知事の指示により臨時予防接種を実施する。

3. 防疫活動における消毒方法

医療防疫班が実施する防疫活動については、次のとおりとする。また、屋外・床下等については、感染症法第27条第2項の規定に基づいて、県知事の指示により消毒を実施する。

「表Ⅲ.2.17 消毒の対象や場所、消毒方法など」は資料編参照

4. ライフライン寸断時の対応

医療防疫班は、ライフライン寸断時における防疫対応を次のとおり実施する。

なお、医療防疫班は、総合指令班、避難誘導班、要配慮者支援班並びに資材物資班などと連携して、消毒薬等の配布数量等について過不足がないようその確保に努める。

- (1) 消毒用アルコール、速乾性手指消毒液等
- (2) 手洗い用水（ペットボトル）
- (3) 紙タオル、ウェットティッシュ（温め、体の清拭に使用）

5. インフルエンザ等の感染症対策

医療防疫班は、インフルエンザ及び感染性胃腸炎等の感染症対策として、京築保健福祉環境事務所職員等の指導や助言のもと感染症の拡大防止のため保健衛生指導等を行う。また、この際には特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児等への早期受診・治療の助言等を行う。

第4. 薬剤の調達

薬剤等は、総合指令班と資材物資班並びに医療防疫班が相互連携のもと、医薬品メーカー、卸売業者から調達または購入する。また、緊急の場合には最寄りの薬局等から緊急購入して調達する。総合指令班は、情報統括担当者を通じて、これらの薬剤調達内容を定期的にモニターしつつ、薬剤の過不足や余剰が生じることがないように、情報集約および効果的な薬剤調達に努める。

第5. 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、町災害対策本部単独での防疫活動が困難な場合においては、副本部長が県、日本赤十字社、医師会並びに近隣市町等の関係機関に対して応援を要請する。

第6. 町に対する指示および制限（福岡県）

県知事は、感染症の発生およびまん延を防止する観点から必要であると認めたときは、感染症法に基づいて、その範囲および期間などを定めて町長（本部長）に対し、次の事項について指示または制限を行うことができる。

- (1) 感染症法第27条第2項による町に対する消毒の指示
- (2) 感染症法第28条第2項によるねずみ族、昆虫などの駆除の指示
- (3) 感染症法第29条第2項による町に対する物件に係る消毒の指示
- (4) 感染症法第31条による水道管理者に対する生活の用に供される水の使用制限および町に対する生活の用に供される水の供給に関する指示

第7. 災害防疫完了後の記録等の整備および報告等

町災害対策本部は、県知事の指示により消毒等の災害防疫活動を実施したときは、医療防疫班と総合指令班が防疫活動状況を取りまとめ、記録する。

町（本部長）は、知事が別に定める日までに災害防疫に要した費用等に関する書類を京築保健福祉環境事務所に提出するものとする。

- (1) 災害状況報告書（任意）
- (2) 災害防疫活動状況報告書（任意）
- (3) 福岡県感染症予防費県負担金交付申請書

《参考①：県感染症予防費県負担金交付申請の要領について》

- (1) 支出証拠書類など
負担行為決議書、支出命令書、契約書、請書、領収書等の支出に関する書類の写し
- (2) 防疫用薬剤受払簿・物品受払簿など
受払い簿等の薬剤・物品の管理に関する書類
- (3) その他参考となる書類
履行確認（大雨被害に係る消毒事業が適切に実施されたかが確認できる）書類
 - ① 消毒場所、消毒件数及び実施日時が分かる書類（業務日誌、実施一覧表など）、完了検査調書、消毒実施時の写真など（提出可能なもので構いません。）
 - ② 消毒実施場所、消毒実施対象区域がわかる市町村管内図など

※対象物件が広範囲かつ多数にのぼる場合等については、上記(3)項①の実施一覧表や

(3)②のほか、市町村または保健所による確認などにより省略が可能である。

※前述する指示に基づく消毒に該当しない場合には、交付申請の対象外となる。

《参考②：基本的な消毒並びに感染症対策・報告などの対応手順》

- ① 浸水被害状況などを確認して、京築保健福祉環境事務所の感染症担当係に連絡する。
- ② 県知事から消毒指示が発出された場合には、対象地区の消毒を行う。（消毒時の留意事項に留意する）
→ 消毒などの実施後に、県指示に基づいた消毒が適切に行われているか実施状況について京築保健福祉環境事務所が確認を行う。
- ③ 感染予防に必要な衛生教育を行う。
- ④ 必要時、感染症予防費県負担金事業の交付申請を行う。
- ⑤ 交付決定通知後に実績報告を行う。

第3項 家畜防疫対策

第1. 家畜防疫対策方針

町災害対策本部は、県と協力し、災害時における家畜伝染病予防法等に基づいた家畜伝染性疾病に対する発生予防と家畜損耗の防止に努める。

第2. 家畜の防疫

町災害対策本部（医療防疫班）は、復旧対策班と連携して、県が実施する次の諸対策に協力して家畜防疫対策に努める。

- (1) 県は、家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者に対し消毒方法、清潔方法またはねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染性疾病の発生予防に努める。
- (2) 県は、家畜伝染病の予防上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴または投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- (3) 県は、患畜等が発生したときには家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、移動の制限並びに殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努める。

町（復旧対策班）は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援並びに県の行う防疫活動への協力に努める。

(4) 家畜の診察

家畜防疫組織のみで診療を完遂することが不可能な場合または不適當であると認められる場合には、被災地域外からの応援を求め、被災地区の家畜保健衛生所および県で迅速な診療体制を確立する。

(5) 飼料対策

県は、飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の放出を要請するほか、飼料製造および販売業者に対して、飼料の確保および供給の斡旋（あっせん）を行う。

第16節 要配慮者の支援

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	☐ 要配慮者支援班 ☐ 消防本部	☐ 総合指令班
第2 高齢者および障がいのある人に係る対策	☐ 要配慮者支援班	☐ 総合指令班
第3 避難対策	☐ 要配慮者支援班	☐ 総合指令班
第4 生活の場の確保	☐ 要配慮者支援班	☐ 総合指令班
第5 外国人等の支援対策	☐ 要配慮者支援班	☐ 総合指令班

～基 本 方 針～

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

なお、町は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、個人情報保護法等に準拠しつつ、避難行動要支援者名簿および個別避難計画を効果的に利用するものとする。

第1. 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、町は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - 1) 指定一般避難所（必要と認められる場合は指定福祉避難所）への誘導・移送
 - 2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - 3) 保護者を亡くした児童の里親等への委託
 - 4) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定一般避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。
- (3) 指定一般避難所の高齢者および障害のある人等の生活機能の低下の防止等、指定一般避難所等における要配慮者に対する支援を行うため、町は、必要に応じて、県に災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。

第2. 高齢者および障がいのある人に係る対策

町は、指定一般避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、高齢者および障がいのある人に対しては、以下の点に特に留意しながら対策を実施する。

- (1) 掲示板、広報紙、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。
- (2) 指定一般避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。
- (3) 指定一般避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- (4) 被災した高齢者および障がいのある人の生活確保に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保および福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
- (6) 指定一般避難所や住宅における高齢者および障がいのある人に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3. 避難対策

→ 本編第2章第4節「避難対策の実施」

第4. 生活の場の確保

町は、以下により、要配慮者の生活の場を速やかに確保することとする。

1. 応急仮設住宅の建設供与

→ 本編第2章第21節「住宅の確保」

2. 公営住宅・一般住宅の確保

→ 本編第2章第21節「住宅の確保」

3. 公的宿泊施設の確保

→ 本編第2章第21節「住宅の確保」

第5. 外国人等の支援対策

1. 外国人の支援対策

町は、平常時より災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。

(1) 外国人への情報提供

町は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

(2) 災害時通訳・翻訳ボランティア制度の活用

県は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、国際交流センターとの連携を図り、災害時通訳・翻訳ボランティアを、必要に応じて、市町村等に派遣する。

また、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、県内の通訳団体や国際交流団体、大学等に通訳者の派遣を要請する。

2. 旅行者への対策

町は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定一般避難所等の情報を伝達する。

第17節 安否情報の提供

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 県・町の役割	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第2 情報収集	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第3 照会を行う者	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第4 照会手順	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班
第5 提供できる情報	☐ 総合指令班	☐ 避難誘導班 ☐ 要配慮者支援班

～基本方針～

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1. 県・町の役割

1. 町は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
2. 県は、町の安否情報の収集に協力する。ただし、当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は町に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第2. 情報収集

1. 町は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
2. 町は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3. 照会を行う者

照会を行う者（以下「照会者」という。）は、個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

1. 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
2. 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
3. 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4. 照会手順

1. 照会者は、町長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日および性別
 - (3) 照会をする理由
2. 照会者は、1（1）の事項が記載されているマイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、町が適当と認める方法によることができる。

第5. 提供できる情報

町は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

1. 第3の1の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2. 第3の2の者 被災者の負傷又は疾病の状況
3. 第3の3の者 被災者について保有している安否情報の有無
4. 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
5. 1～3の区分にかかわらず、県および市町村が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第18節 遺体の搜索、収容および火葬

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 行方不明者等の搜索 および遺体収容・火葬	☐ 消防本部 ☐ 医療防疫班	☐ 総合指令班 ☐ 消防団 ☐ 復旧対策班 ☐ 資材物資班 ☐ 行橋警察署(苅田交番) ☐ 第七管区海上保安本部(門司海上保安部、苅田海上保安署)
第2 災害救助法に基づく措置	☐ 総合指令班	☐ 医療防疫班 ☐ 資材物資班

～基 本 方 針～

災害により行方不明者の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、基本的人権や人道から許されない。また、発災後の混乱期に人心の安定を図るうえから搜索および収容等は早急に実施する必要がある。

このため、町災害対策本部の医療防疫班並びに総合指令班等は、関係機関や団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者等の搜索および遺体収容または火葬を実施する。

第1項 行方不明者等の搜索および遺体収容・火葬

第1. 行方不明者等の搜索(消防本部、消防団、行橋警察署(苅田交番)、第七管区海上保安本部(門司海上保安部、苅田海上保安署))

- (1) 町災害対策本部および消防本部、消防団等は、警察、海上保安庁等の協力を得て行方不明者等の搜索を行い、その遺体を発見したときには、すみやかに警察や医師の検視並びに検案を依頼して迅速な収容活動を行う。
- (2) 警察
 - 1) 警備活動に付随し、町の行う遺体捜査に協力する。
 - 2) 行方不明者の届出受けの適正さを期するとともに、情報の入手に努め積極的に搜索に活用する。
- (3) 海上保安庁
 - 1) 海上保安活動に付随し、町の行う遺体捜査に協力する。
 - 2) 行方不明者の届出受けの適正化を期するとともに、情報の収集に努め積極的に搜索に活用する。

第2. 遺体の処理(医療防疫班)

医療防疫班が行う遺体の処理は、おおむね次のとおりとする。

(1) 検視

医療防疫班は、発見された遺体について、医師による死因その他の医学的検査を実施する。

(2) 遺体の洗浄、縫合、消毒等

検視および医学的検査を終了した遺体については、県並びに警察等関係機関の応援を得て、おおむね次により処理する。

1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数にのぼるために短時間で埋葬や火葬できない場合には、遺体を特定の場所（寺院等の施設利用または寺院、学校等の敷地内に安置場所を仮設して対応する）に一旦安置し、埋葬や火葬等の処置を完了するまで一時保存する。遺体の安置場所については、公共施設または寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努める。

※(2)については、遺族が対応できないときには町にて実施する。

※身元を判別しえない遺体、または短時間にて埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。

第3. 遺体の火葬(医療防疫班)

1. 火葬の実施体制の確保

医療防疫班は、総合指令班や復旧対策班並びに資材物資班と連携を図り、次により火葬の実施体制を確保する。

なお、災害により死亡した者に対し、その遺族が災害による混乱のために火葬を行うことが困難である場合または死亡した者の遺族が判明しないなどの場合については、原則として町が遺体の火葬を行う。また、町にて火葬が十分行えない状況にある場合には県内の他市町村または近隣県に対し県を通じて遺体火葬についての応援要請を行う。

(1) 火葬場の被災状況の把握

(2) 死亡者数の把握

(3) 火葬相談窓口の設置

(4) 安置所の確保

(5) 火葬場へのアクセス道路の確保

(6) 搬送体制の確保

(7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達

(8) 火葬用燃料の確保

2. 火葬に際しての留意点

(1) 身元不明の遺体措置

1) 身元不明の遺体については、火葬前に警察その他の関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、身元判明に必要な資料を保存する。

- 2) 遺体の身元が判明しない場合には、「墓地、埋葬等に関する法律」および「行旅病人および行旅死亡人取扱法」に基づいてとり扱う。
 - 3) 火葬後の遺骨および遺品については保管するものとする。
- (2) 火葬に関する帳簿等の整理
- 医療防疫班は、火葬を実施し、または火葬等に要する現品もしくは経費を支出した場合には、次の書類・帳簿等を整備して保存する。
- 1) 救助実施記録日計票
 - 2) 火葬費支出関係証拠書類

第4. 車両、必要資材の確保

遺体の収容や埋葬あるいは火葬等に必要となる車両や資機材は、総合指令班からの支援の依頼を経て、資材物資班または京築保健福祉環境事務所等が町内の関係業者や関係機関から協力を得て調達・確保する。

「表Ⅲ.2.18 遺体収容埋葬用の資機材」は資料編参照

第5. 火葬処理施設

本町の遺体火葬施設については、次のとおりである。

「表Ⅲ.2.19 荊田町における遺体火葬施設」は資料編参照

第2項 災害救助法に基づく措置

第1. 搜索(医療防疫班)

1. 対象者

災害救助法に基づく行方不明者の搜索および収容埋葬対象者は、次のとおりである。

- (1) 行方不明の状態にある者で、四囲（しい）の状況から既に死亡していると推測される者
- (2) 死亡と確認された者

2. 費用の限度

災害救助法に基づく行方不明者の搜索および収容埋葬（火葬等）の費用に関する限度額については、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

3. 期間

行方不明者の搜索および埋葬の期間については、次のとおりである。

(1) 遺体の搜索 (2) 処理 (3) 埋葬	災害発生の日から10日以内。ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合には、内閣総理大臣の承認による期間延長あり。
-------------------------------	--

4. 搜索の方法

県知事または県知事により搜索を行うこととされた町災害対策本部長（町長）が、警察、消防およびその他機関の協力を得て搜索を行う。

町災害対策本部各班は、消防本部と連携して自らの応急対策活動と並行して行方不明者の搜索に全力を尽くす。

第2. 遺体の検視(検分)および処理

1. 遺体の検視（検分）

前項第2の遺体の処理に同じとする。

2. 遺体の処理

災害の際に死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時保存、あるいは検案を行うことができない場合には、町がこれらの処理を行う。

3. 処理の内容

遺体の検視（検分）および処理の内容については、次のとおりとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案

4. 処理方法

遺体の処理方法については、次のとおりとする。

- (1) 救助実施機関である県知事または県知事により救助事務を行うこととされた町長（本部長）が、遺体の一時保存のための施設の確保、遺体の洗浄、縫合、消毒並びに検案等について、現物給付による方法で実施する。
- (2) 遺族が遺体処理を行う場合には、町長（本部長）が遺体処理に伴う薬品、消毒剤等の現物支給を行う。

5. 費用の限度

遺体処理費用にかかる限度額は、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

6. 処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があると認めた場合には、内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる（特別基準）。

第3. 遺体の埋葬等(医療防疫班)

1. 埋葬等を行う場合

町長（本部長）は、次の者について遺体の埋葬を行う。

- (1) 災害時の混乱の際に死亡した者（遺体）
- (2) 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難な者（遺体）

2. 埋葬の方法

医療防疫班は、棺または骨壺等の埋葬に必要な物資支給および火葬、土葬または納骨等について、現物給付をもって実施する。

3. 費用の限度

遺体の埋葬にかかる費用の限度額は、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

4. 期間

遺体埋葬に関する期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、内閣総理大臣の承認を得てその期間を延長することができる（特別基準）。

《参考①：死体埋葬に関する関連法規》

■第1条[目的]

この法律は、墓地、納骨または火葬場の管理および埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

■第2条[定義]

- (1)この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠4箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。
- (2)この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。
- (3)この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移しまたは埋蔵し、もしくは収蔵した焼骨を他の墳墓または納骨堂に移すことをいう。
- (4)この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、または焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (5)この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。
- (6)この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。
- (7)この法律で「火葬場」とは火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

■第3条[24 時間内の埋葬・火葬の禁止]

埋葬または火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡または死産後 24 時間を経過した後でなければ、これを行ってはならない。但し、妊娠7箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

■第4条[墓地外の埋葬、火葬場外の火葬の禁止]

- (1)埋葬または焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない。
- (2)火葬は、火葬場以外の施設でこれを行ってはならない。

■第5条〔埋葬・火葬・改葬の許可〕

(1)埋葬、火葬または改葬を行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(2)前項の許可は埋葬および火葬に係るものにあつては死亡もしくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、または船舶の船長から死亡もしくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が改葬に係るものにあつては死体または焼骨の現に存する地の市町村長が行うものとする。

■第8条〔許可証の交付〕

市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬または火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付しなければならない。

■第9条〔市町村長の埋葬・火葬の義務〕

(1)死体の埋葬または火葬を行う者がいないときまたは判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。

■第13条〔管理者の応諾義務〕:略

■第14条〔許可証のない埋葬等の禁止〕

(1)墓地の管理者は、第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬または焼骨の埋蔵をさせてはならない。

(2)納骨堂の管理者は、第8条の規定による埋葬許可証または改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

(3)火葬場の管理者は、第8条の規定による火葬許可証または改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行ってはならない。

【墓地・埋葬等に関する法律施行規則】

■第1条 墓地・埋葬等に関する法律

第5条第1項の規定により、市町村長の埋葬または火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

1. 死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名)
2. 死亡者の性別(死産の場合は、死児の性別)
3. 死亡者の出生年月日(死産の場合は、妊娠月数)
4. 死因(法定伝染病、その他の別)
5. 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
6. 死亡場所(死産の場合は、分べん場所)
7. 埋葬または火葬場所
8. 申請者の住所、氏名および死亡者との続柄

(出典：墓地・埋葬等に関する法律(墓地埋葬法) 厚生労働省ホームページより加筆修正)

第19節 障害物の除去

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 障害物の除去	□復旧対策班	□総合指令班 □消防本部 □行橋警察署(苅田交番)
第2 災害救助法で定める基準	□総合指令班	□復旧対策班

～基本方針～

町災害対策本部は、復旧対策班が中心となり、被災者からの要望があった場合に被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、災害ボランティア等の支援を得て、住家またはその周辺に流入した土石、竹木等の障害物を除去する。ただし、民地における障害物の除去は、公的機関による私権侵害にも繋がるおそれがある。このため、町災害対策本部は民地における障害物除去については、基本的にその行為を緊急に行わなければ被災者の人命、身体や財産に著しい被害を増幅させるおそれのある場合、または障害物を放置した場合において周辺に二次災害を誘発するおそれがある場合、さらに障害物が周辺の公共施設機能を阻害するおそれがある場合等の要件を満たした場合について、被災者とその詳細を協議調整したうえで実施について検討するものとする。

なお、町が所管する道路については、復旧対策班が中心となり、応急対策人員や救援物資等の輸送が円滑に行われるよう、主要道路等の障害物除去を迅速に行う。

第1項 障害物の除去

第1. 障害物除去を行うケース

がけ崩れ、土石流、地すべり並びに河川はん濫や内水はん濫等の浸水等により、住家または周辺に運ばれた障害物については、公共的立場から除去を必要とする場合、復旧対策班が除去し、道路、河川、港湾等にある障害物については各施設の管理者が除去する。

また、災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に行う。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のために除去を必要とする場合
- (2) 河川のはん濫や内水はん濫、護岸決壊等の防止その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急対策措置を実施するため除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

第2. 障害物除去の方法

- (1) 復旧対策班は、総合指令班と連携して、班組織、労力並びに所有する資機材を全て活用して障害物を除去する。
- (2) 復旧対策班は、除去作業が町単独では対応が不可能であると判断された場合、総合指令班と調整のうえ町と協定を締結している土木建築業者等の物的・人的協力等を得て、すみやかに障害物の除去を行う。
- (3) 障害物除去作業の実施については、緊急な応急対策措置の観点からやむを得ないと考えられる場合のほかについては、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起らないように特に配慮する。

第3. 資機材、人員の確保

復旧対策班は、平常時からスコップ、ロープその他障害物の除去作業に必要な資機材および所要人員の確保に努めるとともに、これらが不足する場合には、資材物資班と連携しつつ支援業者が保有する資機材および人員を調達し確保する。

第4. 除去した障害物の集積場所

復旧対策班は、総合指令班と連携して、除去した障害物の集積場所を選定する。

- (1) 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 二次的な火災延焼等のおそれがない場所または環境衛生の面から地域に悪影響を与えない場所を選定する。
- (4) 盗難の危険のない場所を選定する。
- (5) 工作物等を保管した場合には、保管を開始した日から14日間、工作物名その他必要事項を公示しておく。

第5. 除去した障害物の処理

除去した障害物は、原則として町長（本部長）の指示する処理場にて処理する。

なお、やむをえない場合には町長（本部長）が指示する公有地等に一時集積し、焼却施設や不燃物処理施設に再搬送して処理を実施する。

第2項 災害救助法で定める基準

第1. 障害物除去の対象者

災害救助法に基づく障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

1. 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。
- (3) 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊、半焼または床上浸水したものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

2. 除去の方法

救助の実施機関である県知事（救助を行うこととされた場合または県知事が実施するいとまがない場合には町長（本部長））が実施する。

第2. 措置期間

災害救助法に基づく障害物除去の措置期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる（特別基準）。

第3. 費用の限度

災害救助法に基づく障害物除去に係る費用の限度額は、福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

第20節 文教対策の実施

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 学校教育対策	☐ 避難誘導班	☐ 総合指令班 ☐ 各学校機関 ☐ 要配慮者支援班 ☐ 復旧対策班 ☐ 消防本部
第2 公共施設、文化財施設等の 災害応急対策	☐ 総合指令班	☐ 復旧対策班

～基 本 方 針～

東日本大震災や熊本地震では、津波浸水等により多くの地区避難所（集会所）が被災し、小・中学校、高校等の学校施設が多数の避難者受入れと長期避難拠点として大きく防災に寄与した。しかし、他方で多数の避難者が長期滞在するなかでの教育再開は、施設空間的な制約や教員や児童の心理的な面で大きな課題を残した。

町災害対策本部は、災害発生時における児童、生徒等の安全確保および教育実施者の確保、教育施設の応急復旧、教科書や学用品の応急処置等の措置を講じる。また、文化財等の各施設管理者と相互連携を図りつつ、迅速な応急対策に関する措置を講じるものとする。

第1項 学校教育対策

第1. 実施責任者

学校教育施設に関する災害対策の責任者は、次のとおりである。

- (1) 小・中学校その他の文教施設の災害対策は、町長（本部長）が行う。
- (2) 乳幼児や児童および生徒に対する応急措置等については、避難誘導班が中心となって行う。

なお、災害救助法が適用されたとき、または町で実施することが困難な場合には、県知事および県教育委員会等の関係機関の協力を求めて適切な措置をとる。

第2. 児童・生徒の安全確保

1. 防災上必要な体制の整備

災害発生時において迅速かつ適切な災害応急対策を実施するため、各学校では平常時から災害に備え教職員の役割分担、町（災害対策本部）との相互連携方策並びに時間外における教職員の参集方法等についての体制の整備を確立しておく。

2. 児童生徒等の安全確保

園長および学校長は、教職員と連携して、あらかじめ策定している避難計画に基づき、在校(園)中の児童生徒等の避難誘導および安全確保措置を講ずる。

また、登下校中の児童生徒等についても、あらかじめ定めたルール等に基づき、保護者、地区消防団等との連携のもと、すみやかに状況を確認するとともに、適切な誘導、危険回避措置をとる。

3. 休園・休校措置

(1) 登校前の措置

園長および学校長は、学校施設等の被災その他の理由により、校務等の運営面から、やむをえないと認めるときは休園または休校等の措置をとる。この場合、学校長は町教育委員会と対応について協議する。

園長、学校長または町教育委員会は、園および学校であらかじめ定める連絡網や町防災行政無線並びに広報車等により、園児、児童並びに生徒の保護者等に対して、その旨を周知徹底する。

(2) 登校後の措置

園長および学校長は、授業等を中断して帰宅させる場合には、帰宅時の注意事項を十分徹底させて集団下校等の措置をとる。園児および低学年児童にあっては、教職員等が送迎の対応を、あるいは地区別に集団下校に付添うなどの措置をとる。また、必要に応じて保護者や地区消防団等からの支援を得る。

4. 文教施設の確保

町災害対策本部の各班は、災害が発生した場合にはすみやかに次の対策を実施する。

- (1) 被害施設、被害箇所のすみやかな応急修理
- (2) 屋内体育館、講堂等の利用（一部が使用不能の場合）
- (3) 近隣の学校からの教室の借用
- (4) 公民館等の公共施設や寺院の利用（多くの施設が使用不能となった場合）
- (5) 応急仮校舎の建設

※公民館、寺院等での応急教育の実施は、町教育委員会および各学校と協議のうえで、あらかじめ確保した場所にて実施する。

5. 応急教育の実施

学校または児童および生徒が災害に遭遇し、正常な授業が実施できない場合には、校長は教育委員会の指示のもとで、次の方法により応急教育を行う。

【応急教育の実施方法】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 臨時に学級を編成する。(2) 教室を分散して出張授業を行う。(3) 休校し、自宅学習および巡回指導による授業形態をとる。(4) 近隣の学校を借用した授業、またはその他施設を確保して授業を行う。 |
|---|

6. 教科書・学用品等の調達および配給方法

各学校は、児童および生徒の学用品に被害があった場合には、その被害の種類、程度、数量等をすみやかに町教育委員会（避難誘導班）へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。なお、総合指令班は、措置された教科書・学用品等の調達状況について情報集約を行い、配給について過不足がないように努める。

【教科書・学用品等の調達および配給方法】

教科書、文房具 通学用品など	町教育委員会を経て、災害救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校その他機関への救援要請

7. 学校給食等の措置

校長（学校の施設管理責任者）は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合には、町教育委員会並びに町災害対策本部（総合指令班）に対して報告し、町教育委員会と協議のうえで給食の実施可否について決定する。

施設等が被災したため給食の実施が困難な場合においては、環境衛生の確保に留意し、応急修理や代替施設の確保等により、給食に支障がないよう措置する。

なお、次の場合においては、児童生徒への給食を一時中止する。

【学校給食の一時中止の措置】

- (1) 学校給食施設が災害救助のために使用される場合
- (2) 給食施設の被害のため、給食の実施が不可能な場合
- (3) 感染症その他の疾病の流行で感染症などの二次災害が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) 給食の実施が適当でないと考えられる場合

8. 教育実施者の確保

災害発生時に教職員が被災して授業の継続に支障をきたすおそれのある場合には、教育委員会（避難誘導班）は、次により迅速に教職員の補充に向けた対応を行う。

- (1) 災害発生時における教職員の被害状況について、町教育委員会はすみやかに町災害対策本部（総合指令班）並びに県教育庁京築教育事務所を経由して県教育委員会へその旨を報告するとともに、教職員が被災した状況に応じて、すみやかに次の措置を講じるように県教育委員会に対して要請を行う。
 - 1) 条例定数範囲内にて、できる限りの教職員補充を行う。
 - 2) 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任するように措置する。
 - 3) 必要に応じ、時間講師の配当を行う。
 - 4) 上記 1)～3)の措置によってもなお教職員の補充が十分でないと判断されるときには、臨時職員（地方公務員法第22条の3）に基づく予算措置を講じるとともに、差し当たり被災地以外の県教育委員会の事務局、県教育センターなどに勤務する教職員を被災学校へ臨時派遣するように措置する。

9. 学校の衛生管理

被災した学校および指定一般避難所等に供された学校は、町災害対策本部各班や関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行して感染症等の発生防止等の衛生管理に努める。

(1) 校舎内外の清掃

校舎内外の清掃時の留意点は下記のとおりである。

- 1) 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- 2) 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する。
- 3) 便所はよく清掃した後消毒する。

(2) 飲料水の使用方法

- 1) 水道水はなるべく煮沸して使用する。
- 2) 井戸水は消毒したものでも煮沸して使用する。

(3) 保健管理、指導の要点

- 1) 疾病の早期発見、早期治療
- 2) 保健指導の強化
- 3) 被災児童生徒等のメンタルケア（必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校へ派遣）

(4) 調理従事者の保健管理指導の要点

- 1) 健康診断の実施
- 2) 下痢のある者の従業禁止および検便の実施
- 3) 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

(5) 感染症集団発生の際の処理要領

- 1) 学校医、町教育委員会、保健福祉環境事務所への連絡および患者の万全な措置
- 2) 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- 3) 保護者や他の関係者への集団発生状況の周知および協力要請
- 4) 児童および生徒の食生活についての注意および指導

10. 災害救助法で定める基準

災害救助法に基づく文教対策支援措置については、次のとおりである。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により、学用品を喪失または毀損(きそん)し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校生徒

(2) 学用品の品目

教科書および教材、文房具、通学用品

(3) 期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる（特別基準）。

第2項 公共施設、文化財施設等の災害応急対策

第1. 公共施設対策

1. 公共施設の範囲

町災害対策本部が災害応急対策の対象とする公共施設については、おおむね次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設、児童福祉施設
- (2) 学校教育施設、社会教育施設
- (3) 町営住宅等の公営住宅

2. 応急対策

復旧対策班は、総合指令班や各施設管理者と連携して、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握、復旧計画の策定

被害を受けた施設状況をすみやかに把握し、応急対策に必要となる要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

(2) 緊急点検の実施

災害発生後にて専門技術を有する人材等を活用しつつ、それぞれが所管する施設や設備等の使用可否等について、緊急点検を計画・実施する。

(3) 住民への広報

被災した施設で二次災害の危険性等がある場合においては、被害の状況、災害の危険性、復旧の見込み等を総合指令班へ報告し、あわせて掲示板、広報車等により住民へ広報する。

(4) 応援要請

対策要員や資機材が不足する場合には、必要事項を確認して総合指令班にて情報を総括したうえで、関係機関に対し応援要請を行う。

(5) 町災害対策本部（総合指令班）との連絡および災害現場における指揮

- 1) 災害現場には無線等を携帯し、町災害対策本部（総合指令班）との連絡を密にする。
- 2) 災害現場の指揮者は、本部長のもとで関係機関の応援部隊と連携して災害応急対策活動を実施する。

なお、現場指揮者は次の任務を遂行する。

- ① 応急対策要員の掌握と指揮
- ② 被災状況の把握
- ③ 応急内容・方法の判断と実施
- ④ 町災害対策本部との適切な連絡

(6) 応急措置の内容

1) 施設管理者の応急対策活動の基本

- ① 避難等による人命や身体确保安全確保
- ② 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）

③ 文化財の搬出（文化財施設のみ）

(7) 避難対策

福祉施設や学校等における避難対策については、本編第2章第4節 避難対策の実施に基づくものとする。

第2. 文化財施設応急対策

町災害対策本部は、復旧対策班を中心として、次のような文化財の応急対策を行う。

- (1) 文化財施設が災害を受けたときには、施設の所有者(管理責任者)は被災状況をただちに調査して、その結果を町教育委員会並びに町災害対策本部（総合指令班）に対し内容報告する。
- (2) 施設所有者（管理責任者）は、被災した文化財の被災状況の拡大を防止するため、関係機関と連絡調整し応急対策措置を講じる。

第21節 住宅の確保

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 応急仮設住宅の建設および被災住宅の応急修理	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 避難誘導班
第2 その他の住宅確保対策	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班
第3 被災住宅に対する融資	☐ 総合指令班	☐ 復旧対策班

～基 本 方 針～

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、県知事または町長（本部長）が実施する。また、災害救助法が適用された場合には、町または県等の公共施設等を一時的に利用する形で指定一般避難所として避難者を受け入れる。このほか、県知事または町長（本部長）は、応急仮設住宅の建設および供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

なお、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

第1項 応急仮設住宅の建設および被災住宅の応急修理

第1. 実施責任者

1. 応急仮設住宅の建設

- (1) 災害救助法が適用されない場合の災害において、応急仮設住宅の建設に関する計画の策定と供給実施については町長（本部長）が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設は、県知事が行うが、県知事より救助事務を行うこととされた場合または県知事による実施を待つことができない場合には、町長（本部長）が行う。

2. 住宅の応急修理

- (1) 被災家屋の応急修理に関する計画策定と実施は、町長（本部長）が行う。
- (2) 災害救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、町長（本部長）が行う。

第2. 対象者

1. 応急住宅供与対象者

災害による被害のため、次の状況にある者は、応急住宅供与の対象者とする。

- (1) 住家が全壊（焼）または流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住宅を確保することができない者
- (4) 応急住宅供与に際しては、災害地における住民登録の有無は問わない。

応急仮設住宅供与の要点について

- 1) 応急仮設住宅の入居者選考に当たっては、必要に応じ民生委員からの意見を伺う等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査し選考する。
- 2) 応急仮設住宅は被災者に一時的な居住の場を与えるための仮設建物であり、その目的が達成されたときには撤去されるべき性格のものであるため、入居者に対してはこの趣旨を徹底させるとともに、住宅の斡旋（あっせん）等を積極的に行う。

なお、入居者選考に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 入居決定に当たっては、高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。
- (2) 地域コミュニティ形成の観点から、従前の居住地及び自治組織に配慮した選定を行う。

2. 住宅応急修理対象者

災害による被災のため、次の状況にある者は、応急住宅修理の対象者とする。

- (1) 住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営みえない状態の者
- (2) 自らの資力では応急修理をすることができない者

自らの資力で住家を得ることができない者の定義について

災害前の住宅を復旧することはもちろん、仮設住宅程度のものも確保できない者とする。従って、相当額の預貯金または不動産がある者、あるいは親戚・知人等から一時的に借金し、それを返済していけば住宅再建ができる者については、この制度の対象者とはならない。例示するならば、次の者が対象者となる。

- 1) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- 2) 特定の資産のない高齢者・障がいのある人・母子家庭・病弱者
- 3) 前各号に準ずる者

第3. 応急仮設住宅の建設要領（災害救助法の適用）

災害救助法の適用による応急仮設住宅建設要領については次のとおりである。

設 置 場 所	保健衛生、交通、教育等を勘案のうえ、原則として公有地。 それが困難なときは県または私有地（所有者と協議）。
設 置 規 模	世帯構成人員等を考慮して設定する。 入居予定者の状況によって、高齢者、障がいのある人向けの仕様にも配慮する。
設 置 費 用	国が示す限度額を基本とする。
着 工 期 間	災害発生日から 20 日以内に着工 （内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり）
供 与 期 間	完成の日から2か年以内

第4. 応急仮設住宅の管理・運営

応急仮設住宅の建物の管理は、町の協力を得て県が行い、入居者の管理は、町が行う。

また、町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第5. 住宅の応急修理計画（災害救助法の適用）

災害救助法の適用による応急修理要領については、次のとおりである。

修 理 範 囲	居室、炊事場、便所等、日常生活に必要最小限度の部分
修 理 費 用	国が示す限度額以内
修 理 期 間	災害発生日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は 6 ヶ月以内） （内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり）

第2項 その他の住宅確保対策

第1. 空き家住宅の斡旋(あっせん)

復旧対策班は、次の住宅等について、総合指令班と連携しつつ空き家情報の提供、並びに相談等に対応する。なお、入居募集については、町および空き家を提供する事業者が行う。

(1) 公的住宅

町営住宅のほかに、県内の各市町村や都道府県が所管する公営住宅の空き家、住宅供給公社、都市再生機構並びに雇用・能力開発機構等の所管する空き家

(2) 民間アパート等の賃貸住宅

(3) 企業社宅、保養所等

第2. 公営住宅の修繕・建設(復旧対策班)

1. 公営住宅の修繕・供給促進

復旧対策班は、損壊した町営住宅をすみやかに修繕するとともに、関係機関との調整のうえ被害状況に応じ町営住宅の供給計画を修正し、被災者への住宅の供給を促進する。

2. 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅については、町（町災害対策本部）が主体となり建設並びに維持管理を行うものとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合においては、県が補完的に建設並びに維持管理を行う。

第3項 被災住宅に対する融資

大規模な災害（災害救助法の適用を受ける程度の大きな災害）により、住宅に被害を受けた者は、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金、購入資金または補修資金の融資を受けることができる。

復旧対策班は、総合指令班や各班と連携し、被災住宅補修のための融資措置等について、金融機関と連携を取りながらその内容を説明するための窓口を設置するなどして被災住民への迅速な周知を図る。

第22節 災害廃棄物等の処理

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 ごみ処理	☐ 医療防疫班	☐ 復旧対策班 ☐ 総合指令班
第2 し尿処理	☐ 医療防疫班	☐ 復旧対策班 ☐ 資材物資班
第3 がれき等処理	☐ 復旧対策班	☐ 医療防疫班 ☐ 総合指令班
第4 その他の障害物等の処理	☐ 復旧対策班	☐ 医療防疫班 ☐ 総合指令班

～基 本 方 針～

東日本大震災では、地震に加え大津波により沿岸部を中心として、大量の家屋、構築物が流出または浸水したため、広域にわたって発生した膨大な災害廃棄物や津波堆積物の分別・処理に時間を要し、地域の復旧・復興を大きく妨げる一因となった。

町災害対策本部は、このような災害教訓を踏まえ、医療防疫班や復旧対策班が中心となり、被災地域における衛生状態の保持並びに早期の町域の復旧・復興確立のため、発災後のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等の必要な体制を早期に確立し、その処理を推進する。災害廃棄物については、「荏田町災害廃棄物処理計画」（令和2年6月策定）に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬および処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第1項 ごみ処理

第1. ごみ処理方針

医療防疫班は、災害によって一時的に大量に発生した生活ごみおよび粗大ごみ（以下「ごみ」という）を、必要な清掃車を確保し収集するとともに、収集したごみは分別等を行ったうえで再資源化する。

なお、ごみの収集、運搬、処分に当たっては「廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に定める基準に可能な限り準拠しつつ実施する。

第2. 実施方法

医療防疫班は、環境課を中心として、次のようなごみ処理体制を確立する。

- (1) 災害発生時においては、迅速に処理施設等の被害状況を把握し処理施設等に対する応急復旧を図る。

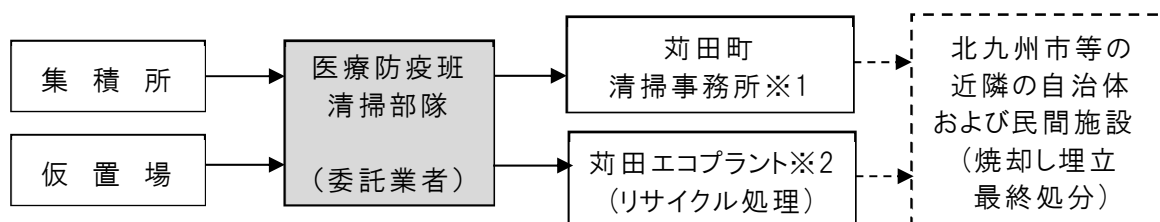
- (2) 災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集・分別するとともに、医療防疫班が清掃部隊を編成して集積所や道路・公園などの公共的な場所（仮置場）において飛散しないようブルーシート等で覆うなど仮置きし、委託業者と連携して収集並びにその処理にあたる。収集したごみは建設業者等と連携して苅田エコプラント（株）にてリサイクル処理する。
- (3) 大量のごみが短期間に集中し、苅田エコプラント（株）でのリサイクル処分が困難となった場合には、必要に応じ隣接関係団体と協議または調整し、町内外の別施設にて処分等を行うよう環境保全上の観点から支障のない処理方法について確立する。
- (4) 清掃部隊の編成（例）

【清掃部隊1班当たりの編成（例）】

塵芥運搬車	1 台
作 業 員	6～8 名
器 具	スコップ、フォークまたは熊手、ごみ袋、ほうき他

- (5) ごみの収集処理系統

ごみの収集処理系統は、概ね次のとおりとする。



※1 苅田町清掃事務所: 苅田町鳥越町 1-3(093-434-2567)

※2 苅田エコプラント: 同上(電話: 093-434-4051)ー処理能力 42t/7h

- (6) 町災害対策本部単独にて対応できない場合には、他市町村等から応援を得て実施する。また、これによっても対応ができない場合には、総合指令班を通じ県に対し応援を要請する。
- (7) 短期間でのごみの処分が困難なときには、ごみの仮置場を確保し対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図るとともに、仮置場の管理に当たっては衛生面について十分配慮することとする。

第3. 住民などへの広報

医療防疫班は、総合指令班と連携し、住民などに対して次の項目について広報し、ごみ処理に関する円滑な対策の推進を図る。

- (1) ごみの収集処理方針
- (2) ごみの総量削減への協力要請（できるだけごみを出さない。自宅庭での生ごみの堆肥化处理などについての協力要請など）
- (3) ごみ分別への協力要請

第2項 し尿処理

第1. 実施方法

医療防疫班は、次の方法により迅速にし尿処理に努める。

- (1) 医療防疫班は、災害により発生したし尿を許可事業者（町域で2社）と連携して迅速に収集するとともに、収集したし尿については、原則としてし尿処理施設にて処理し、衛生管理を徹底する。
- (2) し尿の収集、運搬、処分に当たって、「廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に定める基準に準拠し実施する。

（し尿処理施設等）

設置者	施設名	処理能力	所在地	TEL
苅田町	苅田町清掃事務所 第二工場	100m ³ /1 日	苅田町鳥越町 1-3	(093) 434-2567
苅田町	苅田町浄化センター	10,800m ³ /1 日	苅田町大字南原 2085 番地 13	(093)435- 2370

（出典：苅田町庁内資料）

- (3) 町災害対策本部単独では対応ができない場合には、他の市町村等の応援を得て、し尿処理を実施する。また、これによっても対応できない場合には、総合指令班を通じ県に対して応援を要請する。
- (4) 被害状況、指定一般避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮して、資材物資班と連携を図りつつ、仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレを調達し設置する。なお、仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がいのある人等に配慮したもので、固結式や汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に調達し設置するものとする。
- (5) 浸水地域等の悪条件地域や指定一般避難所、仮設トイレ等の重要度や使用頻度が高い施設でのし尿を優先的に収集する。
- (6) 激甚な被害のため、し尿収集が遅滞する場合においては、住民に対し素掘りトイレの使用や隣近所での相互の使用協力等と呼びかける。
（素掘りトイレについては、仮設トイレが設置される前までの間などやむを得ず応急的な場合に使用するものとし、町は設置場所を指定し衛生管理に努めるものとする。）

第2. し尿収集処理量、運搬の算出基準

し尿処理量の算出は下記による。

し尿の収集処理量	被災地域の1戸当たり 市街地：約 400 ㍓、農漁村：約 500 ㍓
し尿運搬車	バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員 処理量：2t・4t車で約 10.8k ㍓(2.7k ㍓×4 回) 所要人員：2 人

（出典：苅田町庁内資料）

第3項 がれき等処理

第1. 災害廃棄物処理方針

町災害対策本部の復旧対策班や医療防疫班は、総合指令班と連携して、次の方針によりがれき等の処理を効率的に実施する。

- (1) 災害による建物の消失、流失、倒壊等の損壊および解体により発生するがれき等を迅速かつ適正に処理する。
- (2) がれき等のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については優先的に実施する。
- (3) がれき等は、発生現場での分別作業を原則とする。
- (4) 災害応急対策上、並びに衛生上の緊急度等を考慮して、処理スケジュールを定める。なお、作業を急ぐあまり交通渋滞の誘発や応急・復旧作業の障害とならないように十分に配慮する。
- (5) 環境汚染の未然防止および住民、作業員への健康管理のため、防塵マスク着用や破傷風防止のための保護手袋着用など適切な措置等を講ずる。
- (6) がれき等処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (7) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）などの規定に従いつつ適正な処理を進める。
- (8) 発生したがれき等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、「荏田町災害廃棄物処理計画」等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うことなどにより、がれき等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき等の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、がれき等を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
- (9) 損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第2. 実施方法

復旧対策班は、医療防疫班や総合指令班と連携して、次の手順により災害廃棄物処理を行う。

1. がれき等の発生量の見積もり

被害状況をもとに災害廃棄物の発生量を見積もる。

2. 処理体制の決定

がれき等の見積量、道路交通状況等をもとに処理体制を定める。

なお、被害が甚大で町災害対策本部での単独の処理が不可能な場合には、総合指令班を通じて、協定を締結している民間業者や県に対して応援を求め処理を実施する。

3. がれき等の仮置場および搬送路の確保

短期間でのがれき等焼却処分や最終処分が困難なときに備え、町有地等の適当な場所を仮置場の候補地として確保しておく。また、仮置場および最終処分場までの搬送路も候補ルートとして確保しておく。

4. がれき等発生現場における分別

原則としてがれき等発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

5. 仮置場の消毒、搬入、最終処分場への搬入

上記1から最終処分場までのがれき等処理の流れについては、資料編に示すとおりである。

「図Ⅲ.2.9 災害廃棄物処理の手順」は資料編参照

第3. 住民などへの広報

復旧対策班は、総合指令班と連携して、住民などに対して次の項目を広報し、災害廃棄物の円滑な処理に向けた対応を推進する。

- (1) がれき等の収集処理方針
- (2) がれき等の分別への協力要請
- (3) 仮置場
- (4) 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第4項 その他の障害物等の処理

第1. 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去

大規模な災害発生時には、前記第1項～第3項に示すような諸対策でも道路、河川、港湾等には大量の障害物が残存する。これらについては、それぞれ道路、河川、港湾等の管理責任者が主体となり除去作業を行うこととする（本編第2章第19節「障害物の除去」参照）。

なお、復旧対策班は、各施設管理者が実施する障害物等の除去作業について、必要に応じ協力する。

第2. 死亡獣畜処理

町災害対策本部（復旧対策班並びに医療防疫班）は、京築保健福祉環境事務所長の指示に従い、死亡獣畜は原則として化製場または死亡獣畜取扱場にて処理するが、やむを得ない場合には、環境衛生上支障のない場所に一次集積し、埋却または焼却などの方法により適正に処理する。

第23節 一般通信施設・電気施設の災害応急対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当	支援班
第1 一般通信施設災害応急対策	☐ 西日本電信電話(株)	☐ 総合指令班
第2 電気施設災害応急対策	☐ 九州電力(株)、九州電力送配電(株)	☐ 総合指令班

～基本方針～

通信および電力事業者は、一般通信施設および電力施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信機能および電力供給機能等を確保する。

町災害対策本部（総合指令班）は、各事業者が実施する災害応急対策について、これらと緊密に連携しつつ情報の共有を図り、町の災害応急対策に資するものとする。

第1項 一般通信施設災害応急対策

第1. 実施責任者

災害時における電気通信設備の応急対策については、事業者である西日本電信電話（株）、NTT コミュニケーション（株）、（株）NTT ドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）の各社（以下「電気通信事業者」という。）が自社の「防災業務計画」に基づいて実施し、通信の確保にあたる。

第2. 情報の収集、報告

電気通信事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときには、重要な通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡並びに周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況および停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画および措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

第3. 社外関係機関との連絡

電気通信事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときには、社外の関係機関と災害応急対策に関する緊密な連絡をとる。

第4. 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合およびその他の事由により災害の発生が予想されるときには、電気通信事業者は、その状況に応じ次に掲げる事項について警戒措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、災害対策を行う各機関と連携を図るため、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態発生に備えた監視要員をただちに配置し、または防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線、設備の把握および各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対して、必要な措置を講じる。
- (5) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対して必要な防護措置を講じる。
- (7) その他防災対策上の必要な措置を講じる。

第5. 通信の非常そ通措置

1. 重要通信のそ通確保

電気通信事業者は、災害等の発生に際して次による臨機の措置をとり、通信の輻輳（ふくそう）の緩和および重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、応急回線網の措置等のそ通確保の措置をとる。
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があると認めるときは、電気通信事業法および電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に通信回線の利用制限措置をとる。
- (3) 非常、緊急通話または非常、緊急電報については、電気通信事業法および電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話または電報に優先して取扱う。
- (4) 警察、消防その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- (5) 電気通信事業者および防災行政無線等との連携をとる。

2. 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等においては、指定一般避難所により災者が利用できる特設公衆電話の設置に努める。

3. 災害用伝言ダイヤル『171』の提供

電気通信事業者は、災害時に通信が輻輳（ふくそう）した場合において、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となることが懸念されるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知はテレビ、ラジオ等の報道機関および県などと協力して実施する。

利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言・録音・再生を行う。

4. 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供

災害時に通信が輻輳（ふくそう）した場合において、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、事業者であるNTTにおいて決定し、住民への周知はテレビ、ラジオ等および県や町災害対策本部と連携・協力して実施する。

利用方法については西日本電信電話（株）ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。

第6. 災害時における広報

1. 広報活動

災害発生が予想される場合または発生した場合において、電気通信事業者は、通信のそ通および利用制限措置の状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧状況等について広報を行い、通信のそ通が図れないことによる社会不安の解消に努める。

2. 広報の方法

広報はテレビ、ラジオ並びに新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信や事業所の支店前にある掲示等により直接的に当該被災地に対して周知する。

なお、電気通信事業者は、広報を行う場合においては、町災害対策本部総合指令班の情報統括責任者とも密に連携しつつ対応に努める。

第7. 社外関係機関に対する応援または協力の要請

電気通信事業者は、災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて社外の関係機関に対し次の事項について応援要請または協力を求める。また、電気通信事業者は、平常時からあらかじめその連絡体制や措置方法等を定めておく。

1. 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請方法（調整先）等についてあらかじめ検討しておく。

2. 資材および物資対策

町災害対策本部をはじめ、関係する地方公共団体等に対する燃料並びに食料等の特別配給の支援要請について、あらかじめ検討し調整しておく。

3. 交通および輸送対策

- (1) 人員または災害対策用機器、資材および物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限または輸送制限に関わる特別許可申請について検討しておく。

- (2) 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力あるいは自衛隊等に対する輸送援助の要請について検討しておく。

4. 電源対策

電気通信事業者は、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイルおよび冷却水等の確保・供給について、関係機関に支援を要請する。

5. お客様対応

電気通信事業者は、お客様に対する故障情報、回線情報、輻輳（ふくそう）回避策、並びに利用案内等について情報提供や報道機関との連携・調整を図る。

第8. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合には、電気通信事業者は、通信の途絶解消および重要通信の確保にただちに努めるとともに、状況に応じた応急措置により早期回線復旧を図る。なお、回線の復旧順位についてはおおむね次のとおりである。

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置される電話回線および専用線等の各1回線以上 ・気象機関に設置されるもの ・水防機関に設置されるもの ・消防機関に設置されるもの ・災害救助機関に設置されるもの ・警察機関に設置されるもの ・防衛機関に設置されるもの ・輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線および専用線等の各1回線以上 ・ガスの供給確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・水道の供給確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・選挙管理機関に設置されるもの ・新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く）

第2項 電気施設災害応急対策

第1. 電気施設災害の実施責任者

九州電力(株)および九州電力送配電(株)(以下「電気事業者」という。)は、災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合において、災害態様に応じた防災体制を発令し、すみやかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務については社内の対策組織のもとに行う。

第2. 情報の収集、報告

災害が発生した場合には、電気事業者の対策組織の長は、次のような情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上級対策組織に対し報告を行う。

1. 一般情報

- (1) 気象、地象情報
- (2) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

- (3) 対外に向けた対応状況(町災害対策本部をはじめとする県並びに市町村災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)
- (4) その他災害に関する情報(交通状況等)

2. 電気事業者の被害情報

- (1) 電力施設等の被害状況および復旧状況
- (2) 停電による主な影響状況
- (3) 復旧資材、応援等に関する事項
- (4) 従業員の被災状況
- (5) その他災害に関する情報

第3. 情報の集約

電気事業者の上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告および独自に国、町災害対策本部並びに関係する地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

第4. 災害時における広報

広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びホームページやSNS等を通じて行うほか、広報車により直接被災地域に周知する。なお、電気事業者の広報担当者は広報実施に際して、平常時から町災害対策本部の総合指令班(情報統括責任者)と連絡体制を構築し、誤報や情報の行き違いを防止するよう正確な情報提供に努める。

また、総合指令班は、事業者が行う広報の内容について住民に周知するように努める。

第5. 応急対策要員の確保

電気事業者は、次のような応急対策要員の確保に努める。

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意しつつ、防災体制発令に備える。
- (2) 防災体制が発令された場合には、各対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。
- (3) 交通の途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員については、最寄りの事業所に出動して、所属する対策組織に対して連絡のうえ当該事業所において災害対策活動に従事する。

第6. 災害時における復旧資材の確保

1. 復旧資材の調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次のいずれかの方法によりすみやかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 対策組織相互の流用
- (3) 他の電力会社等からの融通

2. 資機材の輸送

災害対策用資機材の輸送については、あらかじめ要請する請負会社や災害時の相互協力協定等の締結先の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめ、その他の実施可能な運搬手段により行う。

第7. 災害時における応急工事

1. 応急工事の基本方針

電気事業者は、災害に伴う応急工事について、恒久的工事との関連並びに情勢の緊急度等を総合的に勘案したうえで、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。応急対応に必要な道路啓開については、状況に応じて道路管理者へ協力要請を行う。

2. 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- (1) 水力、火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- (2) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力、および災害復旧資機材の活用により、仮復旧を迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対して、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

九電送配の設備主管部署の規定に基づき、迅速かつ確実な復旧を行う。

(5) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第8. 電源車等の配備

電気事業者は、大規模停電発生時には、電源車等の配備に努めるものとする。複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国とともに主体的、積極的に調整するものとする。

なお、電源車等の配備に当たって、県は、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努め、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定する。

第24節 上水道・下水道施設の災害応急対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 上水道施設災害応急対策	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 医療防疫班
第2 下水道施設災害応急対策	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 医療防疫班

～基 本 方 針～

災害時に上水道・下水道の施設機能が損なわれた場合においては、町災害対策本部の復旧対策班並びに医療防疫班は、すみやかに応急対策と施設復旧に必要な体制を整備し、応急復旧活動を行い、給水、配水並びに下水処理機能の回復を図る。

第1項 上水道施設災害応急対策

第1. 取水施設

災害発生時には、復旧対策班は、取水施設の被災状況について、ただちに調査したうえで、その状況を正確に把握し、被害がある場合には応急復旧を行う。また、あわせて町災害対策本部（総合指令班）に対し被災状況等について報告する。

第2. 浄水施設

復旧対策班は、次のような浄水施設への応急対策を講じる。

- (1) 浄水施設においては、災害発生時に薬品類不足により原水の処理能力低下が起きないように、平常時から原水処理薬品類等の備蓄対策を行い、施設機能低下を防止する。
- (2) 浄水施設の被災は、その被害状況を正確に把握し、ただちに応急復旧作業を行う。

第3. 送配水ポンプ施設

復旧対策班は、ポンプ場に送配水のための施設を整備し、送配水の応急措置をとるとともに、停電時には自家発電設備などにより施設や機器の継続運転と制御を行う。停電復帰後についてはすみやかに配水できるよう施設の復旧に努める。

第4. 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、指定一般避難所等の重要施設への早期配水復旧に配慮しつつ、基幹の送水管、配水本管、給水拠点に至る管路を優先し応急復旧作業を行う。

第5. 応急対策要員・資機材の確保

応急対策は、復旧対策班の人員・資機材により対応することとする。しかし、町災害対策本部単独では応急および復旧対策が困難と判断される場合には、総合指令班と調整のうえ、町内の指定給水装置工事事業者等に対し応援の協力を求める。

第6. 応急処置の内容

上水道施設の応急処置の内容については、次の内容を優先する。

- (1) 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- (2) 取水・浄水・配水施設の防護
- (3) 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- (4) 利用者への施設損害状況や使用再開時の注意事項等の広報
- (5) 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

第2項 下水道施設災害応急対策

第1. 管渠の応急対策

復旧対策班は、災害時に次のような下水管渠に対する応急対策を講じる。

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水のそ通に支障のないよう、迅速に応急措置を講じるとともに本復旧方針について早急に検討し対策を実施する。
- (2) 工事中の箇所は、請負業者に対し被害を最小限にとどめるように指揮監督する。また、状況に応じ現場要員並びに応急対策資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式排水ポンプ等の資機材は、平常時から所要量を整備または確保するように努め、迅速な応急対策ができるよう体制を確立する。

第2. ポンプ場および処理場

復旧対策班は、災害時に次のポンプ場および処理場に対する各種応急対策を講じる。

- (1) 停電のためポンプ場および処理場の機能が停止した場合には、ディーゼル発電機等によって、ポンプおよび処理施設等の運転再開をただちに行い、機能停止による排水および処理不能の事態がおこらないように努める。
- (2) 建物その他の施設には、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要がある施設に対しては所要の資機材をあらかじめ備蓄し迅速な応急対策に努める。

第3. 応急処置の内容

下水道施設の応急処置の内容については、次のとおりとする。

- (1) 汚水処理施設の防護
- (2) 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- (3) 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整
- (4) 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

第25節 交通施設の災害応急対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当	支援班
第1 道路施設災害応急対策	□各道路管理者 □復旧対策班(町道)	□総合指令班 □消防本部 □行橋警察署(苅田交番)
第2 鉄道施設災害応急対策	□九州旅客鉄道(株) □日本貨物鉄道(株)	□総合指令班 □復旧対策班
第3 港湾施設災害応急対策	□苅田港湾事務所 □県苅田港務所 □復旧対策班	□総合指令班 □消防本部 □第七管区海上保安本部 (門司海上保安部、苅田海上保安署)
第4 空港施設災害応急対策	□大阪航空局 □北九州空港事務所	□総合指令班 □消防本部 □復旧対策班 □行橋警察署(苅田交番)

～基本方針～

交通施設は、災害により被災した場合には、都市機能や住民生活、社会活動等に極めて大きい影響をおよぼす。そのため、町災害対策本部は復旧対策班が中心となり、早急に施設被害状況等を把握し、総合指令班と連携しつつ、国土交通省等の施設管理者へ報告または連絡する。また、町災害対策本部は、各施設管理者と相互連携を図りつつ、施設管理者が実施する各種災害応急対策に必要な応じて協力する。また、町が所管する道路については復旧対策班により障害物の除去、応急復旧等を迅速に行って道路機能の確保に努めるものとする。

第1項 道路施設災害応急対策

第1. 道路管理者が行う災害応急対策

町災害対策本部（復旧対策班）をはじめとする各道路管理者等および警察等の関係機関は、相互に連携・協力し、安全で円滑な交通の確保または緊急通行車両等の通行確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 道路の被害状況等をすみやかに把握し、関係機関に迅速かつ的確に連絡する。なお、被害状況等の調査を迅速に行うため、あらかじめ団体等との間で協定等を締結しておくものとする。
- (2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道路上の倒壊物および落下物等、道路通行に支障をおよぼす障害物を除去し交通確保に努める。この場合は、緊急交通路および主要避難路等から優先的に障害物除去を実施する。
- (4) 避難路については被害状況に応じた応急復旧活動を行い交通の確保に努める。
- (5) 道路敷地内に布設または設置される上・下水道、電気、電話等のライフラインに被害が発生した場合には、各施設管理者にただちに通報するとともに、総合指令班に迅速に報告するなどして情報の共有を徹底する。
なお、緊急を要し、そのいとまがない場合には、通行禁止や通行制限のほか立入禁止、避難誘導並びに災害状況の周知など、必要な対策を講じ、事後すみやかに通報する。
- (6) 交通信号機、交通管制機器等の交通安全施設の被災については、その被害状況に応じた応急復旧を行い、迅速な交通流の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機等、停電の影響を受けない災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

第2項 鉄道施設災害応急対策

第1. 九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)九州支社が行う災害応急対策

1. 災害時の列車の運転規則

災害発生時において九州旅客鉄道(株)並びに日本貨物鉄道(株)九州支社（以下、「鉄道事業者」という。）は、自社で定める「運転取扱実施基準」、「気象異常時運転規制手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」、「大災害応急処理標準」等の各種の列車運行に関する規定、安全管理規定並びに危機管理マニュアル等にもとづいて対処する。

復旧対策班は、鉄道事業者の対策本部が実施する各種の鉄道施設等への災害応急対策について必要に応じて協力する。

2. 災害時の代替輸送方法

鉄道事業者が民間会社のバス輸送による旅客の代替輸送を依頼する。

貨物については、列車の運転抑止が長時間にわたると認められたときは、トラック等による代行輸送及び振替輸送を実施する。

3. 災害対策本部の設置

災害が発生した場合または発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、「運転事故並びに災害応急処理標準」または「危機管理マニュアル」により、社内に災害対策本部を、また現地には復旧現場本部を設置し、責任者を配置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動、応援要請等の各種の災害応急対策を統轄し実施する。また、災害状況に応じた動員は、運転事故並びに災害応急処理標準に定める連絡体系により迅速な対応を行う。

4. 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報体制については、「運転事故並びに災害応急処理標準」または「危機管理マニュアル」に定める連絡体系により、連絡施設（列車無線、携帯電話）等を有効活用しつつ、正確・迅速を期す。

5. 応急措置（案内広報など）

旅客や荷主・通運等に対する案内広報業務に関しては、駅窓口、関係駅区、路線接続駅および連絡箇所との連絡を緊密に行い、災害状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について、駅放送設備等を活用して正確な情報を提供し、旅客の不安感の除去や混乱の発生防止に努める。

貨物列車の運転に支障が認められるときは、運行管理を委託している九州旅客鉄道（株）の輸送指令が直ちに列車の緊急停止手配を行う。

町災害対策本部（総合指令班）は、鉄道事業者から提供される応急措置に関する内容等について、必要に応じて住民に情報提供を行う。

6. 応急復旧体制

鉄道事業者の復旧現場本部現地責任者は、事業者の対策本部と密接な連絡をとりつつ、応急復旧の具体的な方法、復旧資材の調達、機材の借り入れ手配並びに復旧要員の確保計画等を策定してすみやかな復旧を図る。

町災害対策本部は、事業者の対策本部から応援の要請が出された場合において、ただちに連絡体制を確立し事業者が実施する応急復旧作業に協力する。

第3項 港湾施設災害応急対策

第1. 港湾管理者が行う災害応急対策

1. 災害時の対策方針

港湾管理者並びに漁港管理者は、災害時には関係機関と連携し早急に管理施設の被害状況を把握する。港湾管理施設に被害が確認された場合においては、必要に応じ迅速に施設の応急復旧対策を行い、その被害を最小限に留めるものとする。また、緊急物資取扱や緊急物資等の輸送基地としての機能低下が確認された場合には、関係機関と連携しつつすみやかに応急復旧工事を実施し、港湾機能の早期回復に努める。

町災害対策本部は、港湾関係機関との連絡体制を平常時から確立しておき、災害時に関係機関から応援の要請があった場合には必要に応じてこれに協力する。

2. 第七管区海上保安本部の行う各種措置

第七管区海上保安本部は、災害時に巡視船艇等により災害状況の調査に努め、航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態が認められた場合には、必要に応じて次の措置を講じる。

- (1) 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるときは、すみやかに航行警報等必要な応急措置をとるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去並びにその他船舶交通の危険防止措置を講ずるように命令または勧告する。
- (2) 船舶の輻輳（ふくそう）が予想される海域にて、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行い、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める。
- (3) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し、あるいは禁止する。
- (4) 水路の水深に異常が生じたと認められる場合には、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどして、水路の安全を確保する。

第4項 空港施設災害応急対策

第1. 空港管理者が行う災害応急対策

1. 災害時の対策方針

大阪航空局北九州空港事務所は、災害時には関係機関と連携して早急に管理施設の被害状況を把握する。また、滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設が災害により被害を受けた場合には、管理施設の早期復旧に努めるほか、緊急輸送の確保、航空交通の早期再開を図るように努める。また、航空保安施設の災害による被害については、広域航空ネットワークの機能低下に直結するため、ただちに復旧対策工事を行う。

なお、緊急物資取扱や緊急物資等の航空輸送の拠点基地としての機能低下が確認された場合においては、関係機関と連携してすみやかに応急復旧工事を実施し、空港機能の回復に努める。特に、北九州空港は 24 時間の運航可能な海上空港であるため、本港と陸地とを結ぶ空港連絡橋等に災害による被害が確認された場合においては、ただちに道路管理者である県京築県土整備事務所や第七管区海上保安部、北九州市、町、消防本部などに連絡し、すみやかに空港利用者の安全な陸域への避難と施設の応急対策工事を実施するよう要請する。

町災害対策本部は、北九州空港事務所の空港管理者との連絡体制を平常時から確立しておき、災害時に応援要請等があった場合においては、必要に応じてこれに協力する。

2. 北九州空港の行う各種措置

北九州空港及びその周辺において、航空事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、「北九州空港緊急時対応計画」に基づき関係機関と協力して次の措置を講じる。

- (1) 防災機関に通報するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置を講じる。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは「北九州空港緊急時対応計画に基づく消火救難活動に関する協定」に基づき消火救難活動を行う。
- (3) 状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を講じる。
- (4) 多数の死傷者が発生したときは、「北九州空港医療救護活動に関する協定」に基づき、福岡県医師会及び北九州市医師会並びに京都医師会に医療救護班の派遣を要請し、空港内の適当な場所に、救護所、負傷者等の収容所を確保する。
- (5) 災害の規模や被害状況から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第26節 中高層建築物の災害応急対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
中高層建築物の災害応急対策	□消防本部	□総合指令班 □復旧対策班 □医療防疫班 □行橋警察署(苅田交番)

～基 本 方 針～

町域の市街地に建築されている中高層建築物等の災害に対処するため、町災害対策本部並びに防災関係各機関は、それぞれの災害態様に応じた警防体制の整備を図るとともに、次のような対策を実施する。

第1. 消防本部(苅田町消防署)

1. 消防活動体制

中高層建築物にかかる災害が発生した場合には、消防本部は次のような消防活動体制を早期に確立し、町災害対策本部とともに応急対策を実施する。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2. 消防活動内容

消防本部による消防活動は、火災およびガス漏れ事故等に留意しつつ、各々必要な措置または対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して実施するものとする。

(1) 火災等

1) 人命救助

人命救助は最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

- ① 救助活動体制の早期確立と実施時期
- ② 活動時における出場小隊の任務分担
- ③ 活動時における情報収集、連絡および資機材の活用

2) 消 火

消火活動については特に次の事項に留意する。

- ① 中高層建築物等の消防用設備の活用
- ② 活動時における出場小隊の任務分担
- ③ 浸水、水損防止対策
- ④ 排煙、進入時等における資機材の活用

(2) ガス漏洩事故

1) 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所および拡散範囲等を推定し、ただちに火災警戒区域を設定し必要な措置を行う。

2) ガス漏れ場所への進入

消防隊のガス漏れ場所への進入に当たっては、次の事項に留意する。

- ① ガス検知器等による検知が、爆発した限界値の 30%に達した地点を進入限界区域とする。
- ② 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気発生を防止する。
- ③ 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネルおよびブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限り低姿勢で進入する。
- ④ 火花を発する機器の使用およびスイッチの操作により、火花を発する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、エアースローを用いて破壊活動を行う場合には、切断面に対して注水活動を併用する。

3) ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、器具を設置したガス会社（西部ガス（株））等が行うものとする。ただし、消防隊がガス会社等に先行して災害現場に到着し、ガス会社到着が相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があつて緊急やむを得ないと認められるときには、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。なお、消防隊がガスの供給を遮断した場合には、ただちにその旨をガス会社等に連絡する。

4) ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開については、現場最高指揮者に連絡のうえでガス会社等が行うものとする。

第2. 警察（行橋警察署、苅田交番）

人命保護を最重点として、本編第2章第7節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

1. 警備本部等の設置

警察署幹部職員の早期の現場急行により、現場での指揮体制を確立し、あわせて現地警備本部を設置するなどして災害応急対策を実施する。

2. 救出救護

被災者の有無の確認およびすみやかな救助活動並びに消防機関や救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

3. 避難誘導

避難経路、方向および避難先の明示と危険箇所への要員の配置や各種資機材を活用した安全・迅速な避難誘導を行う。

4. 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための警戒区域の設定を必要に応じて実施する。

5. 交通規制

救出救護活動および応急復旧対策作業を迅速かつ円滑を図るため、必要な交通規制を実施する。なお、交通規制を実施した場合には町災害対策本部の本部長（町長）に対しすみやかに通知する。

町災害対策本部（総合指令班）は、交通規制の通知を受けた場合には、ただちに住民にその旨を通知する。

6. その他

町災害対策本部（総合指令班）は、復旧対策班やその他関係機関と連携して被害調査や事故原因の究明を行う。

また、消防本部は、警察と連携して現地実況検分等を、また医療防疫班は警察と連携して遺体の調査等の所要措置をとる。

第27節 二次災害の防止

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
第1 降雨等に伴う二次災害の防止	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 消防本部 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第2 危険物取扱施設等の応急措置	☐ 消防本部	☐ 総合指令班 ☐ 復旧対策班 ☐ 資材物資班 ☐ 医療防疫班 ☐ 行橋警察署(苅田交番)

～基 本 方 針～

阪神淡路大震災や熊本地震では直下型地震により多数の建物が倒壊し、甚大な被害が発生しただけでなく地震後の降雨に伴った土砂災害等の二次災害が多発した。また、昨今の地球温暖化等に起因するとみられる降雨の「極端現象（記録的な豪雨発生や巨大台風の発生、長期の干ばつ等、両極端な気象現象）」の頻度増加は、九州北部豪雨災害の被災事例にも認められるとおり災害の態様を大規模または広域化させている。

こうした集中豪雨等に伴った土石流やがけ崩れ、さらに大規模斜面崩壊等により生き埋め等になった住民の救助や緊急輸送道路の啓開活動等は、災害対策の初動活動では緊急の課題となる。災害現場では、がけ崩れの拡大など再度災害が起きやすい状況にあること等から、安全な救助活動や応急復旧活動等を行うため、活動の可否を判断できるような警戒監視体制を平常時から構築しておくことが重要となる。

また、危険物による災害はその性質上、大災害に発展する危険性が大きく迅速な措置を要するため、関係機関は密接な連絡協力のもと的確な災害応急対策を実施する必要がある。ここでは降雨や危険物の漏洩等に伴う二次災害に対する対策活動について定める。

第1項 降雨等に伴う二次災害の防止

第1. 降雨等に伴う二次災害の防止

県および町災害対策本部（復旧対策班）は、降雨等による二次的な浸水害、土砂災害または宅地災害等の危険箇所への緊急点検について、専門技術者（コンサルタント、県・町職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ必要に応じ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用するなどして積極的な実施に努める。これらの緊急点検の結果により、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に早期の周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急対策工事並びに適切な警戒避難体制整備などの応急対策を検討するとともに、災害発生のおそれのある場合についてはすみやかに適切な避難対策を実施するものとする。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

町は、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

（*アドバイザー制度：（公社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度）

第2項 危険物取扱施設等の応急措置

第1. 危険物・毒物劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒物劇物などの施設が損傷し、火災、爆発並びに流出等の災害が発生した場合には、従業員や周辺の地域住民などに対して重大な被害を与えるおそれがある。

町災害対策本部（総合指令班や消防本部並びに復旧対策班）は、これらの被害を最小限に止めるため、県や関係機関と協力しつつ災害の拡大防止および従業員や周辺の地域住民などの安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第2. 発災直後の情報の収集・連絡および通信の確保

1. 災害情報の収集・連絡

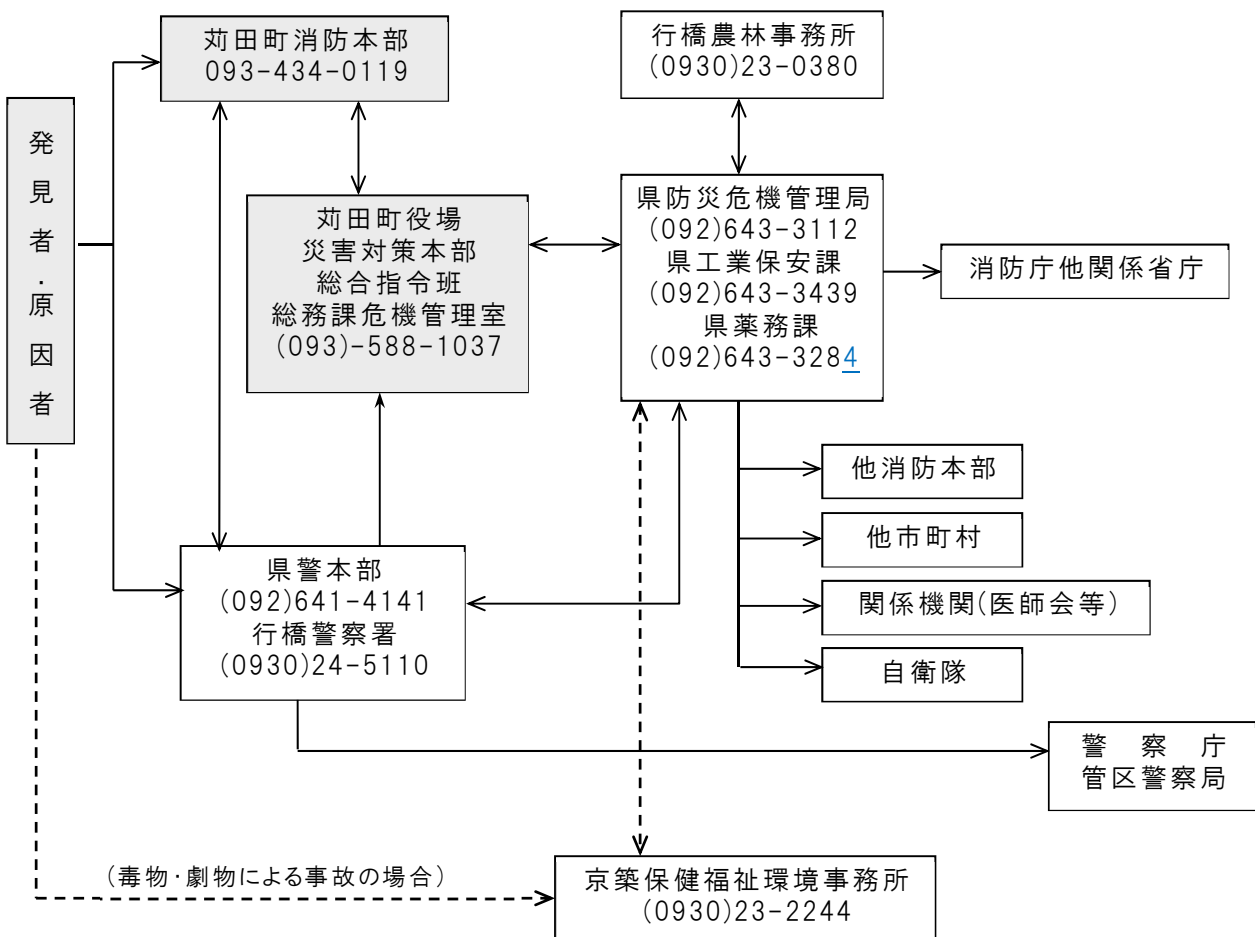
町災害対策本部は、消防本部が中心となり、人的被害の状況、火災発生状況等の災害情報を迅速に収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含めて把握できた範囲からただちに県並びに町災害対策本部の総合指令班に対して報告や連絡を行うものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等、関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、県に対しては、総合指令班を通じて復旧対策班の活動状況、対策本部設置状況等を定期的に連絡し、追加応援の必要性などについて密に協議または調整する。

2. 事故発生直後の通信確保

町災害対策本部は、災害発生後に、ただちに次のような情報伝達体制を確保する。

(1) 危険物等災害における情報伝達系統



第3. 活動体制の確立

1. 町の活動体制

町災害対策本部は、消防本部と総合指令班（総務課危機管理室）が中心となり、発災後すみやかに職員の非常招集、情報収集体制の確立および町災害対策本部設置等の必要な体制をとる。その場合、本計画やその他マニュアル等に定められた町災害対策本部設置基準、配備体制、職員の参集基準等の基本的な事項に従い、的確な初動応急対策の活動体制を構築する。

2. 広域的な活動体制

町災害対策本部は、被害規模に応じ、広域的な応急対策を実施する必要があると認めるときには、他の地方公共団体などに対して応援を要請する。

なお、応援要請の種類・手続きなどについては本編第1章第4節「応援要請」による。

3. 自衛隊の災害派遣

町長（本部長）は、事故災害による被害が甚大で、県、町災害対策本部および関係機関のみでは対処が困難であると判断される場合には、自衛隊法 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請について県知事を通じて実施するものとする。

なお、応援要請の手続き等は本編第1章第3節「自衛隊の災害派遣要請」による。

4. 武力攻撃事態等との調整

当初事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第4. 個別災害に係る応急対策

1. 危険物災害応急対策

- (1) 町災害対策本部（消防本部）は、施設の管理責任者、危険物保安監督者および危険物取扱者等に対し次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるように指導する。
 - 1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備および緊急措置要領の確立
 - 2) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立
 - 3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺の地域住民に対する人命安全措置、および関係機関との連携した対策活動の確立
- (2) 町災害対策本部（消防本部並びに総合指令班）は、施設の管理責任者と密に連絡を図りつつ、災害拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動および避難指示等の必要な応急対策を実施する。

- (3) 警察（行橋警察署および荏田交番）は、人命の保護を最重点として、本編第2章第7節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づいた所要の活動を行う。

2. 高圧ガス災害応急対策

町災害対策本部（消防本部）は、施設の管理責任者と密に連絡を図り、死傷者等の救出、災害拡大を防止するための消防活動および警戒区域の設定、火気使用禁止の広報並びに災害の態様に応じた避難指示等の必要な応急対策を実施する。

また警察（行橋警察署および荏田交番）は、人命保護を最重点として本編第2章第7節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行うものとする。

3. 火薬類災害応急対策

町災害対策本部（消防本部）は、火薬類の施設管理責任者と密な連絡を図り、死傷者等の救出、災害拡大を防止するための消防活動および警戒区域の設定並びに災害の態様に応じた避難指示等の必要な応急対策を実施する。

また警察（行橋警察署および荏田交番）は、人命保護を最重点として、本編第2章第7節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

4. 毒物劇物災害応急対策

- (1) 町災害対策本部および消防本部（荏田消防署）は、毒物劇物施設の管理責任者と密な連携を図り、火災に際しては施設延焼防止のための消防活動を迅速に実施するほか、毒物劇物拡散による汚染区域の拡大を防止する各種防止対策措置を検討し実施する。また、警戒区域の設定、広報および避難指示等の必要な応急対策を実施する。医療防疫班は、災害の態様に応じて解毒剤や毒物劇物防護用具を緊急調達し、住民へ配布または着用させるなどして対策要員や周辺住民の安全確保に努める。
- (2) 警察は人命の保護を最重点として、本編第2章第7節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく次のような所要の活動を行う。
- 1) 関係機関（町、消防機関）への通報、災害現場の治安維持
 - 2) 初期消火等の応急措置
 - 3) 施設内および近辺の人員の誘導、避難の指示等
 - 4) 警戒区域の設定
 - 5) 現場検証
 - 6) その他広報活動

第5. 災害の拡大防止活動

県および町災害対策本部各班は、危険物災害発生時に危険物の流出または拡散防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめとして住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずる。

第6. 救助・救急・医療および消火活動

1. 救助・救急活動

- (1) 消防本部並びに総合指令班は、各班を動員して全力で救急・救助活動を行うほか、被害状況の早期把握に努め、必要に応じて国の機関または他の地方公共団体に対して応援要請を行う。
- (2) 資機材等の調達など
救急・救助活動に必要な資機材については、原則として当該活動を実施する機関が携行する。町災害対策本部は復旧対策班並びに資材物資班を中心として、必要に応じ民間からの協力なども得つつ救助・救急活動のための資機材を確保し効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2. 医療活動

県並びに町災害対策本部などは、負傷者などに対する医療活動を行うため、町災害対策本部の医療防疫班が中心となり、医師会、医療機関、日本赤十字社（福岡県支部）などの協力を得つつ、被災者を近隣医療機関へ搬送する。また、必要に応じて救護班を編成し、現地災害対策本部へ派遣するなどの応急対策を行うことにより、迅速な医療救護活動を展開・実施する。

3. 消火活動

- (1) 消防本部並びに自衛消防組織等は、すみやかに火災の状況を把握するとともに、迅速な消火活動を行う。
- (2) 発災現場が町域外であった場合には、町は発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づいて、消防機関や自衛消防組織等による応援を求め、その迅速かつ円滑な応援活動の実施に努める。

第7. 災害の拡大防止のための交通規制および交通の確保

警察は、次のような災害の拡大防止のための交通規制や交通の確保策を講じる。

- (1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加えて交通情報収集用カメラ、車両感知器などを活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- (2) 警察は、必要な交通規制を行うものとする。
- (3) 警察は、交通規制が実施されたときにはただちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他必要な事項について、町災害対策本部長並びに総合指令班に通知するとともに、近隣住民、運転者などにも周知徹底を図るものとする。

第8. 危険物等の大量流出に対する応急対策

1. 河川等への流出に対する応急対策

県および町災害対策本部は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、ただちに河川管理者や港湾管理者等の関係機関と協議のうえ、医療防疫班並びに復旧対策班が中心となって、総合指令班と相互連携しつつ環境モニタリング、危険物等の流出防止処理等、必要な措置を講じる。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会などの既存組織からの支援も有効に活用しつつ、迅速に応急災害対策を実施するものとする。

第9. 避難受入れ活動

町長（本部長）は、本編第2章第4節「避難対策の実施」に基づき、災害危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法などを明示しつつ、住民に対して迅速かつ円滑な避難実施並びに避難受入れ活動に努める。

第10. 被害者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者への情報伝達活動

町災害対策本部並びに防災関係各機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物災害等の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設や公共施設などの復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じる応急対策情報、交通規制などの被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、町災害対策本部並びに防災関係各機関は、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

2. 住民等への的確な情報の伝達

防災関係機関は、災害発生地域の住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、義援物資の取扱いなど、住民のニーズに応じた情報を正確かつ確実に伝達するものとする。また、情報の公表や広報活動の際には、その内容について関係機関と相互に連絡をとりあい情報の共有を行うものとする。

3. 住民等からの問い合わせに対する対応

町災害対策本部並びに関係機関は、必要に応じ発災後すみやかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員配置などの応急対策の体制整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極めて迅速かつ正確な情報収集と整理・分析を行うものとする。

第28節 農林水産施設等の災害応急対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当班など	支援班など
農林水産施設等の災害応急対策	☐ 復旧対策班	☐ 総合指令班 ☐ 資材物資班

～基 本 方 針～

町災害対策本部（復旧対策班）、県並びに関係機関は、災害時に農林水産施設に関する被害状況を早期に調査し、応急復旧対策を講じるものとする。

なお、農林水産施設等の災害応急対策は、原則として応急対策を実施しない場合に、他の公共施設や地域全体に大きな影響や二次災害を及ぼすと認められる場合であり、その実施に際しては施設管理者や所有者等と密に調整と協議を行う必要がある。

第1. 農業用施設応急対策

復旧対策班は、次のような農業用施設の応急対策を実施または支援する。

- (1) かんがい用排水施設の被害状況等をすみやかに把握するとともに、被害程度に応じて施設管理者に対する応急的な復旧処置を実施するよう指導する。また、その際には事後の本復旧対応がすみやかに進行するように努める。
- (2) 出水等で広範囲にわたる湛水の危険性がある場合などにおいては、関係各機関とただちに連絡を取り、区域全体を総合調整したうえで施設の応急対策を次のように実施する。
 - 1) 浸水時の用水路やポンプ等による排水
 - 2) 破損箇所の応急復旧
 - 3) 流入した土砂・樹木等の除去
 - 4) 林道などの応急復旧

第2. 種苗の確保

- (1) 町災害対策本部（復旧対策班）は、大規模な災害により農作物の播き直しおよび植え替えを地域が必要とする場合には、農業協同組合に対して必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に対して報告する。
- (2) 病虫害防除対策
病虫害防除所や普及指導センター等の県機関の指導を仰ぐとともに、農業協同組合およびその他関係機関と協力して、具体的な防除策を措置する。

第3. 農作物・畜産応急対策

町災害対策本部は、風水害、干害にあった農作物や畜産に対する応急対策を必要に応じて実施する。

「表Ⅲ.2.22 農作物等に対する応急措置方法(1)」は資料編参照

「表Ⅲ.2.23 飼料作物に対する応急措置方法(2)」は資料編参照

「表Ⅲ.2.24 家畜管理のための応急措置方法(3)」は資料編参照

第4. 林産物応急対策

町災害対策本部（復旧対策班）は、災害時に被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保および林産物の被害を軽減するため、次のとおり県や関係機関等と協議のうえ、被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

1. 林産物に対する応急措置方法

作物	災害種別	応急処置の内容
林産物	風水害 干害	(1) 苗木の確保（樹苗農業協同組合等と協力して実施） (2) 種子の確保

2. 被災立木竹の除去

- (1) 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設および人家に災害を及ぼすおそれのある立木竹の除去に努める。
- (2) 被災立木竹による遮断林道の機能の回復に努める。

3. 病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽および害虫の食害を受けやすい。このため、復旧対策班は健全木竹への被害の蔓延を防ぐために、土地所有者や立木竹所有者と連携して枯損、倒伏、折損等の木竹をすみやかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病虫害防除に努める。

4. 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、復旧対策班は森林組合、樹苗農業協同組合等と連携して対策に関する技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行うなど林業用種苗の確保に努める。

- (1) 干害対策
 - 1) 灌水を実施する。
 - 2) 病虫害の防除を実施する。
- (2) 浸冠水対策
 - 1) 排水を実施する。
 - 2) 病虫害の防除を実施する。
- (3) 風害対策
 - 1) 即効性追肥を実施する。
 - 2) 病虫害の防除を実施する。